

令和7年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和7年12月10日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員	1番 田中 遼	2番 山本 剛
	3番 木下 伸一	4番 津村 俊二
	5番 益川 教智	6番 岩井智恵子
	7番 山岡 卓治	8番 橋 完司
	9番 永島 知香	10番 遠藤総一郎
	11番 石川 恵美	12番 工藤 義明
	13番 野並 享子	14番 田中 陽介
	15番 東郷 克己	16番 奥山文市郎
	17番 稲垣 誠亮	18番 荒川 泰宏

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	櫻本 直樹	教育長	北脇 泰久
政策調整部長	井狩 昭彦	政策調整部政策監	小池 秀明
総務部長	川尻 康治	市民部長	西村 拓巳
健康福祉部長	井出 徹哉	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	北田 一栄
市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭	都市建設部長	布施 篤志
環境経済部長	中塚 誠治	教育部長	田中 明美
政策調整部次長	松井 健作	総務部次長	井狩 勝
総務課長	山本 定亮	農業委員会事務局長	西野 智

出席した事務局職員の氏名

事務局長	辻 昭典	事務局次長	行俊 勉
書記	辻 拓	書記	船橋 潤子

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（津村俊二）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長（津村俊二） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第9番、永島知香議員、第10番、遠藤総一郎議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（津村俊二） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、昨日に引き続き、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第6号、第5番、益川教智議員。

○5番（益川教智議員） 改めまして、皆さん、おはようございます。第5番、清明会、益川教智です。さきの市議会議員選挙におきまして、改めて市民のご負託をいただき、この場に立たせていただくこととなりました。その責任に答えるべく、しっかりと議論を通して市政の発展に尽くしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず1点目、本市の広聴・広報、そしてシティプロモーションについてお伺ひいたします。

行政における広聴とは、住民の意見を広く受け付け、運営に反映させる取り組みであります。これは市民から生の意見を聞くことにより、より実態に即した地域課題の把握や市民参加による協働のまちづくりの推進、また、行政に対する信頼感の向上など市政運営にとって非常に重要であります。

また、広報とは、行政の取り組みなどを住民に周知することであり、行政運営の透明性や市民の理解促進、また、緊急時における危機管理など、市政運営にこれもまた不可欠な取り組みであると言えます。

さらには、近年はシティプロモーションとして積極的なまちの魅力を発信することの重要性が指摘されており、本市においても、ユーチューブに公式チャンネルを開設するなど取り組みを進めているところだと推察いたします。これらは相互に密接に関連しており、今後のまちづくりにおいて、また、若者、若い世代に選ばれるまちづくりとしては、より一層重視される取り組みであると考えます。

そこでお尋ねいたします。

まず、1点目、本市では広聴制度の1つとして、野洲市ドコでもトーク（以下、ドコでもトーク）という取り組みが今年度より進められています。これまでも、元気な野洲まちづくりトークというものがあつたと思いますが、それが廃止され、本取り組みが開始されました。これらの違い、また、意図についてお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 議員の皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、益川議員からの本市の広聴・広報・シティプロモーションについてのご質問、まず、1点目、野洲市ドコでもトークについて、元気な野洲まちづくりトークとの違い、意図についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

従来の広聴制度、元気な野洲まちづくりトークは、制度としてはありましたが、開催実績が乏しく、形骸化している状況でした。この1つの要因は、団体からの申請によるのみ開催されるということが挙げられます。

そこで、これまでの反省を生かし、新しく開始したドコでもトークは申請方式に加え、各課からの団体推薦や広報秘書課から団体に懇談を申入れする形式を追加した点が大きな違いです。

この見直しは、私の施政方針として重要視する傾聴と対話の実践ともいうべきものであ

り、市長である私が直接市民と対話する機会を積極的に増やし、市民からの声をまちづくりに生かすことを目的に今年度から開始したものであります。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 市民からの意見を広く聞くということで、これは市長の公約にもあったかと思えます。それをまさに実践されているところであろうかと思えます。

それでは、次の質問に移ります。ドコでもトークの実施回数、また、参加人数についてお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、益川議員の2点目のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

12月1日現在でございますけれども、現在におきましては、実施回数につきましては10回、参加人数につきましては140名の方が参加いただいているというような状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 回数10回、140名ということで、多くの方との対話がなされてきたというところであろうかと思えます。

ちょっと関連して質問させていただきますが、1答目で、これまで元気な野洲まちづくりトークが形骸化していたということで、今回改めてということでありましたが、可能であれば答えられたらで結構なんですけど、これまでの元気な野洲のまちづくりトークの近年の実施回数などが分かれば教えていただけますか。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、益川議員の再質問について、お答えをさせていただきます。

近々の3か年で申し上げさせていただきたいというふうに思います。令和4年度は1回でございます。令和5年度も1回でございます。令和6年度につきましては、2回でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 今お答えいただきまして、まさに今回こうやって新たな取り組

みとしてなされたことで、市民との対話が充実しているということなんだろうと思います。

そのような、ドコでもトークの実施に対する所感について市長にお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、3点目のご質問についてお答えさせていただきます。

これまでに10回、ドコでもトークを実施させていただきましたが、これにつきましては、単なる要望ではなく、まちづくりに向けました建設的な意見交換をということで、これを前提として行ったものでありまして、従来からご意見をいただいているような課題だけでなく、若者を地域にとどめるための意見、あるいはまちに活気とにぎわいをもたらすイベントなど、前向きで建設的な幅広いテーマについてお声をいただいたということをございまして、私としましても、非常に有意義な懇談の場になっているというふうに認識をしております。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 建設的な意見交換ができたということで、次の質問に入りますけれども、それらの意見をどのような形で市政運営に反映させているのかということについてお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、4点目のご質問について、市政運営への反映をどのようにとということのご質問についてお答えさせていただきます。

このドコでもトークによりまして懇談した内容、これにつきましては、庁内の部長会議を通じまして議事の概要を共有させていただいております。

さらに、ドコでもトークの中で特に重要な部分について、これは私が判断する部分なのですが、重要だと考えました部分につきましては、各部の総合計画のヒアリング、これは毎年行っておりますけれども、この際に情報共有させていただきまして、課題の解決、また改善に向けて、私のほうから直接指示を出しているということをございます。

ただ、中長期的な野洲市のまちづくりに対するご意見も多く含まれておりますことから、すぐに実行できる内容ばかりではございません。市民の声やニーズを市政に反映させるために、もう少し踏み込んだ仕組みづくりの検討が必要だと考えております。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 庁内でそれぞれ共有されているということで、そのような形で市政運営に反映しているということでありました。

庁内の共有ということはそれで結構だと思いますが、ドコでもトークでいただいた意見について、その場でもお答えすることができる問題と、今おっしゃったように中長期的な形で、その場ではお答えできないという課題があるかと思います。

それぞれ各団体であったり市民さんのところに出向いて、意見をいただいて、それを相手に返す。こちらで検証・検討した結果、こうなりましたよというところが、相手が見えれば、より一層市民さんも協働してまちづくりに参加しているんだなということが実感できるかと思いますし、そのような点に関しても、今後一層の取り組みが必要かと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 再質問についてお答えいたします。

例えば、要望という形で頂戴いたしましたら、それに対する回答という形が成り立つと思います。

一般的には行政懇談会でありますとか、あるいは自治会から要望、あるいは市長への手紙ということは、頂いたものに対して返答をするというような流れになっておりますけれども、現実このドコでもトークは、どちらかといえば要望に対して回答ではなくて、共に課題を共有しよう、あるいはお互いアイデアを出し合うというスタンスでしておりますので、その出てきた意見に対する返しというようなところまで行けていないのは確かであります。

ただ、物によっては、ぜひ行政の中で検討してほしいという意見がないことはありませんので、それをどういう形で返すのかというものは、ちょっと今後検討したいなというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 事業を進めるに当たって、事業を進めています、それについて市民さんはどう思われますか。こちら庁内で検討します。こうなりました。このサイクルがうまく回っていけば、しっかりと市民さんも参加できるようなまちづくりというものができると思えます。

それに向けた取り組みということを推進、これから検討いただきたいんですが、その点についてもう一度だけ、ご回答をお願いします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 再々質問にお答えします。

先ほど、政策調整部長から回答がありましたけれども、10回、今回させていただきますし

た140人の方に参加いただきましたけども、これはなかなか10回やりましたものに対して、また返そうとすると10回やらないといけないというのがありますので、非常にやり取りはしたいんですけど難しいということがあると思いますので、ちょっとそれはどうするのか。例えば、また、自治連合会の役員会で、こういう議論に対してはこういうことを検討していますであるとかいう形で、できるだけ効率的にやらないとなかなか回りませんので、その辺の工夫は少し考えたいというふうに思います。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） ちょっと言葉足らずだったら恐縮なんですけど、直接返せばいいわけではなく、何らかの形で、市のほうで、こういうご意見をいただいたことに対してはこうやってやりますということでも明らかにされたら、そこで回っていくのかなということで、ご検討いただければと思います。

では、次の質問に移ります。

広報の1つとして、ホームページにおいて市政情報の提供がされています。その中には記者会見の項目があり、毎月の定例記者会見が掲載されています。この点について、今年度より掲載内容が変更されています。これまで記載されていた記者との意見交換というのが削除されておりますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、益川議員5点目のご質問につきまして、お答えのほうさせていただきます。

定例記者会見につきましては、あくまで新聞記者様に、野洲市の市政情報等を記事にしてもらうことを目的にしているものでございまして、内容につきましては、市議会議員の全員協議会の案件から、特に重要と思われるものをピックアップしているものでございます。

このような趣旨を踏まえた上で、業務の合理化を図り、これまで定例記者会見の概要作成に費やしていた時間を今年度から動画作成に充てるなど、限られた人員で新しい取り組みを進めさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 限られた人員でされているということは重々理解しておりますし、今年から櫻本市長のもとにおいてはユーチューブの公式チャンネル等も開設されてお

りますので、そこの負担というものが一定あるかと思えます。

しかしながら、特にマスメディアというものは、社会の公器、そして木鐸として、堅く言う私たちの知る権利を保障するものだとして認識しておりますし、記者さんは日々の取材活動の中でいろいろな情報を収集し、それを定例記者会見という形で、そこで市長にぶつけて意見交換をしていくというものであって、それを市民に広く公開するということは、これは、私たちそれぞれ議員は市民の負託をいただいて、ここで質問させていただいておりますけれども、また違った観点から、貴重な意見というものがあろうかと思えます。

私自身、さきの任期中においても、また、この1年においても、ずっとあの記者会見を見させていただいています。その中には、有用な意見、確かに参考になるなという意見も多くあったと認識しています。

ということから、やはりこの記者会見というもの、記者さんとの意見交換というものは、ホームページ上に掲載しておくべきであると考えたんですが、改めてお考えをお伺いします。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） 益川議員の再質問につきまして、お答えをさせていただきます。

先ほども申し上げたとおり、記者会見の内容についてのホームページ掲載につきまして、本市としましては、市政情報等を記事にしてみようということが第1の目的させていただいているところでございます。

それぞれの意見交換等を益川議員のほうは見ていただいているとは思いますが、議案の内容について、その質問等というような形になってございます。これは、全員協議会のほうでもご説明させていただいた内容についてのことになってくるわけでございます。そういった意味からしますと、我々としては、情報の提供という場をこの記者会見という形で提供させていただいているわけでございますけれども、先ほど申し上げた限られた人員の中でやっているところもでございます。

そして、新たに情報提供というところにおきましては、ユーチューブのほうを新たにさせていただきながら、違った形で市民の皆様の方に情報提供していくというような形での取り組みを進めさせていただいているところでございます。

したがって、当初の記事、記者会見でのホームページ掲載については、一定の目的は達せられているものというふうには認識をしているところでございますので、それに加

えて、ユーチューブで新たな情報を発信していくというような形で考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 新たな取り組みをユーチューブ上ですということ、市政の透明性の観点から言っても、やはり情報公開というものを、今までこれまでしっかりと記者会見の内容、他市ではなかなか行われていなかったその記者会見の意見交換というものを明らかにするということで、この野洲市の市政の透明性というのはあったと。そこで担保されていた部分もあったかと思うんですが、それがなくなるということで、どの程度、その透明性というところを新たな取り組みで保障できるのか、担保できるのかなというところは見ていきたいなと思います。

ちょっと次の質問等とも関連するので次の質問に移らせていただきますが、シティプロモーションとして、冒頭述べましたようにユーチューブに公式チャンネルを開設して各種コンテンツを配信しておられますが、この内容、また、視聴数に対する所感をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、6点目のご質問にお答えします。

市公式ユーチューブチャンネルにつきましては、県内13市で野洲市だけが開設できていませんでした。広報紙、ホームページ、LINE配信に続いて、本市の情報提供の新たなツールとして基盤整備できたことはよかったと思っております。何よりも動画は文字や写真だけでは伝えられない内容を伝えられますし、タグづけされました関連のキーワードから偶然ヒットしたことで、野洲市を知ってもらおうということもあり得ます。

まず、市民の方に野洲市を身近に感じてもらうところから始めまして、今後、市外、県外の方にも本市を知ってもらい、野洲市に行ってみたい、野洲市役所で働きたいと思ってもらえるようなことができればよいと考えております。

また、視聴数、チャンネル登録者数についてお聞きいただいておりますが、私は現段階ではここに評価基準を置いておりませんので、今回、これまでなかった市の公式ユーチューブチャンネルを、ゼロ予算ながら早急に早速開設するなど、今の野洲市にはこのように新しいことにまずチャレンジするというところに価値を見いだしているというところでございます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 地方自治体のユーチューブチャンネルは、どこもなかなか難しいなというところを、見ているとありますが、その中で、また本市としても後ればせながら取り組んでおられると思います。

コンテンツを見ていると比較的柔らかいといいますか、アクティビティーなどを紹介するものが多いように思います。このコンテンツの内容につきまして、先ほどの質問、記者会見のところとちょっと関連するんですけども、例えば、この市政の動きを知っていただくために、記者会見のやり取りなどを撮影し、動画として投稿するということに関してはいかがお考えかお尋ねいたします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 再質問についてお答えさせていただきます。

まず、アクティビティー、非常にこの行政のユーチューブに限らず、非常に多くの方に少しでも見ていただこうとすると、まず取っつきやすい部分が必要だと思っております、最初からかなり野洲市の総合計画とかそういうことをしてしまうと、当然見ていただけないので、できるだけ見やすくしようということで、あえてそういう形で柔らかくスタートさせたというものが狙いでありました。

これについて、今後、記者会見なんかを公表するかということになりますけども、湖南4市を見ていまして、そういった動きはございませんでして、記者会見の結果を公表するというところもありませんし、できるだけもう少し堅いことではなくて、引き続き野洲市の魅力であったりとか、そういったものを優先的に配信していきたいなというふうに思っております。

また、この記者会見の内容を見たいというような多数のお声があれば、検討に値するとは思いますが、今のところそんなようなことはほとんどお声としてお聞きしておりませんし、また、そのやり取りが最終的には記事になっていると思っておりますので、一定、そこは記事を見ていただくことで、そこでのやり取りの結果というものがしっかりと整理されて、市民の方に伝わっていくんじゃないか、このように整理をさせていただいております。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 結果だけが出てくるものと、その過程でどういうことがあったのか、どういうやり取りがなされた上でその結果が出てくるのかということは、もうこれ

は全く別物だと思います。結果だけ出ればいいのかという点と、他市がやっていないからうちもやっていない。先ほど市政の透明性の観点から、これは私は必要であろうと思っていますということを申し上げましたが、その観点からいうと、他市がやっていないからこっちもやらないでいいのかどうかというところがあるかと思っていますので、その点をご検討いただければと思います。

では、次に移ります。ユーチューブも含めて本市の魅力の発信方法については、より改善の余地があるかと思いますが、今後の展望についてお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、7点目のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。発信方法の今後の展望につきましては、広報紙、ホームページ、LINE、ユーチューブに加えまして、インスタグラム、Xなども視野にあるところではございますが、何せ始めまして1年もたっていないということから、まずは今あります発信ツールでの内容の充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

今後、様々なご意見をいただきながら、改善改良に取り組んでもまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 走らせながら考えるということであろうかと思いますが、今後、そのコンテンツの充実等も含めて戦略的にシティプロモーションを進めていくに当たっては、やはり外部の人材であったり活力であったり、そういう民間などの人材の活用というものが重要なのではないかなと思いますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） 益川議員の再質問につきまして、お答えをさせていただきます。

シティプロモーションをされている市町さん等々、いろいろと見ていますと、外部の人材を登用されてシティプロモーションに力を入れていらっしゃる市町さんも多くございます。そういった意味からしますと、一定、そういった外部の視点をもちまして、シティプロモーション、情報発信等も含めましてしていくということにつきましては、有効かなというふうには考えているところでございます。

今後、そういったいろんな意味で、皆さんの市民のほうに届くような形で、充実したプ

ロモーション、情報発信等をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 始めたところで、市役所内にもシティプロモーションのノウハウというものの蓄積がないように思います。そういう意味でも、やはり外部人材というものは有用であると考えます。

今ほどお答えいただきましたが、具体的に言いますと、例えば地域おこし協力隊などもあります。これは3年を任期として、移住していただいて、それぞれ地域おこしに活動いただく、活躍いただくという制度で、これには一定問題もあるかと思っておりますけれども、若い世代に来ていただくということで、まちの全体の活力にもつながるといことも期待されますし、こういう制度を当然ご存じだと思いますが、それがまず1点あるということと、外部専門家、地域力創造アドバイザーという制度があるようです。これも地域独自の魅力や価値の向上に取り組むということで、その地域力を高めようとする市町村がその制度を活用できるということで、これも市の外部への魅力発信というもので、総務省の制度において認められているものであります。このような制度を積極的に活用するということはお考えでしょうか。というか、ぜひ積極的に活用をお考えいただきたいと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） 益川議員の再々質問につきまして、お答えをさせていただきます。

国のほうにおきまして、今ご紹介いただきました地域おこし協力隊員など、人材を地域のほうへということで、シティプロモーションも含めていろいろな制度がございます。先ほど申し上げたとおり、こういった制度を活用していくということも1つの方法かなというふうに思っているところでございますので、他市町の状況等を鑑みながら、より充実したシティプロモーションになるように、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 自治体の魅力発信は、なかなか難しいというのは理解はしておりますが、できるだけ頑張ってやっていただきたいと、力を入れていただきたいなという

思いを込めてこの質問を終わらせていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。野洲駅南口周辺整備についてお伺いいたします。

野洲駅南口周辺用地につきましては、これまで民間による開発が断念され、市が取得した後、市民病院整備や民間売却によるマンション・ビジネスホテル整備が検討されていましたが、最終的な決定には至らず、昨年度の市長選において、駅前パークモール構想を公約として掲げた櫻本市長が当選し、現在に至っております。

駅南口については本市の玄関口でありまして、この広大な用地の再開発は、今後数十年にわたり本市の発展に大きな影響を及ぼす事業であることから、十分な議論・検討が必要だと認識しております。

一方、これまでほぼ手つかずにされてきたことから、速やかな整備を求める声も多くあると認識しておりますが、それらを両立させて進めていく必要があります、大変重要な難しい事業であると思っております。

そこでお尋ねいたします。対象となる約2万6,000平米の土地は、5つのブロックに分けられた形でACブロックを駅前にぎわいゾーン、BDEブロックを活性化ゾーンとして整備が検討されています。この点について、各ブロック、ゾーンが相互に密接に関連することによる相乗効果を発生させ、にぎわい創出や利便性の向上を図る必要があると考えますが、認識をお伺いします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、2つ目のご質問の、野洲駅南口周辺整備についてございまして、各ブロック、ゾーンが相互に密接に関連することによる、相乗効果を発生させる必要があるがというようなご質問でございます。

各ブロックを個別に整備しては整合や相乗効果が薄くなると思われまして。そのため、議員のおっしゃるとおり、にぎわいを生み出し、駅前を最大限活用するためには、各ブロックの相乗効果を発生させることは必須だと考えています。

駅前市有地全体でのコンセプトや活用方針を定める構想見直し、及びそれに基づいた事業計画を策定する中で、各ブロックの関連性を意識して、エリア全体で最大の整備効果が生まれるよう検討を進めていきたいと考えています。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 昨日の東郷議員の質問では、そのまちづくり、市全体の相互に関連させるということが必要だよということをおっしゃっていましたが、それも当然です

し、今回こうやって駅前づくりに関しても同様に、そのように相互に関連させてシナジーを生み出すということが必要だということをご認識いただいた上で、進められているものと確認ができました。

1点、この中の個別のゾーン、ブロックの話になりますが、Aブロックで社会実験を5月に実施し、以降、民間からの申し込みを受け付けるということでありました。この民間からの申し込みに当たっては、主体的に民間がやるということで、これは受付に当たって要綱作成等が必要かと思いますが、そのあたり、周知も含めてスケジュール、どのような時期に何を要綱策定されるのか、周知するのかということ、今決まっている範囲で、お答えできる範囲でお願いします。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 益川議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在、社会実験について債務負担行為、提案させていただいておりますが、これをお認めいただいた段階で要綱の作成、今、検討を進めておりますので、早急に進めてまいりたいと考えております。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 多くの、昨日の東郷議員とのやり取りの中でも、民間からも手が挙がっているということをお願いしていただきましたので、できる限り速やかに要綱を作成し、受け付けていただきたいと思います。

次の質問に移ります。Dブロックです。現在、幼稚園と文化ホール、小劇場が立地しておりますが、これは人の流れを生み出す核として、今回、設定されています。現在、文化ホールを大改修する案、そして、2、エンターテインメントアリーナを建設する案、そして3つ目、企業オフィス誘致によるビル建設及び小劇場の再整備する案の3つが提示されております。

今後、市民にも周知の上、意見を聞き、事業を進めることになると思いますが、改めまして、この3案に至った経緯とお考えをお示してください。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、2つ目のご質問のDブロック、人流を生み出す核として、3案に至った経緯と考えということでございます。

1点目のご質問でもお答えしました相乗効果を考えましたときに、Dブロックが設定されました人の流れを生み出す場の実現、まずは文化ホールの既存機能面からの検討と、そ

れから駅前新たな人流創出が生み出せる手法として、人流創出の面での検討、この2点の視点から検討させていただいた結果、既存施設面の改修以外にも他の手法の検討も必要と至ったところであります。

既存機能面からの検討では、文化ホールの改修をはじめ民間代替施設など、人流創出面では他にも様々な可能性を考え、精査した結果として3案をお示ししたものであります。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） ありがとうございます。新たな人流の創出、新たなにぎわいの創出という意味においては、この文化ホールの大改修ではなかなか生まれにくいのかなと思います。よって、そこから考えると、このエンターテインメントアリーナを建設する案、また企業オフィス誘致なのか、その2択になってこようかと思います。

これらは一応、3案によって生み出される人流の性質というものはそれぞれ異なるように思うんですけども、その点、ご認識をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、再質問についてお答えさせていただきます。

おっしゃるとおりそれぞれ3つの案がございますけども、それぞれ人流の性質というのは違ってくると思っておりますので、それを踏まえた上での相乗効果、これを考えていく必要があると思っております。

まず、一つひとつ簡単にご説明いたしますと、まず文化ホール。これは既存の施設でありますけども、おっしゃるとおり改修後も、仮にこれを改修したとしても、大きく流れが増えるとか変わるということはないというふうには認識をしておりますけども、ただ、性質としましては、一定、市民の利用などが想定される商業施設を含みます民間施設・公共施設が、この大規模改修に伴って出てくるのではないかとというふうに考えております。

次に、エンターテインメントアリーナの整備ということで考えますと、アリーナ利用者の近隣施設への利用促進というものが当然考えられますので、飲食機能、それからホテル機能、こういったものが想定されるというふうに思っております。

最後、企業オフィス誘致でありますけども、これですと、平日の従業員の流れが生まれるということでもありますので、平日の飲食の需要、会議スペース、また出張者からの需要の多いホテル誘致などが想定されるというふうに考えております。

いずれにしても、これらの案を検討するに際しましては、Aブロックの市民広場からDブロックのコア機能まで、エリア全体で最大限の整備効果が高められるように、こう

いった人流の性質も踏まえながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 今、それぞれの人流の性質をご説明いただきました。文化ホールやアリーナなどは比較的、これは先日の特別委員会においても荒川議員よりご指摘されていましたが、比較的文化ホールやアリーナは週末の利用が多く、オフィスビルは平日利用が多いのかなど、私もそのように認識しております。

そのように考えますと、この核、人流を生み出す核となる施設によって、関連する施設、シナジーを生み出すために、相乗効果を生み出すために、関連する施設をどのようにしていくのかということがやはり変わってくるというか、変わってこなければいけないように思います。

今後、迅速に駅前の開発を進めていくためにも、まず、この核となる施設を何にするのかということを決定する必要があるかと思いますが、ご認識をお伺いします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりだと思っております。早急に駅前の構想を固めて、市民のほうにその核を、ちょっと言いづらいですけど、その3案をベースにしっかりと議論をしていかなければならないと思っております。

ただ、この核だけの議論をしても駄目でありまして、一定想定されるものというものも、想定ではありますけども、例えば1案の文化ホールの改修であるならば、Bブロックはどうなるのかというものも一定想定としてお示しする必要があると思っております。ただ、ここは想定でありますので、市民の意見によってはここが変わる可能性ありますけども、いずれにしましても、まず核を軸に据えまして、それに付随する想定されるというものもお示ししながら、早急に市民の皆様とのご意見、また議会のほうにもご意見をいただきながら、絞り込みをしていきたいというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） アリーナも含めまして、この駅前の再開発に係るこの3案に関しては、いまだにまだ知らないという市民の方も多くおられます。興味関心を持っておられる方も当然おられますが、まだまだ周知が図られていないように思います。

今後、市民を巻き込んで駅前づくりを進めていく必要がありますし、それは市長も含め、執行部のほうからも周知いただく必要がありますし、議会は、私たちが協力しながら、ど

ういう考えがいいのかを市民の意見を聞きながら進めたいと思っております。

そのことも含めまして、その中の1つでありますこのアリーナ構想。これは市長が追い求めたい、市民とともに追い求めたい追いかけてい夢であるということを言われましたが、成功すれば、非常に本市の未来が大きく広がる可能性があると思っております。

一方で、実際に成功するのか、また、既存施設はどうなるのかというご不安が一定あるのだと、そういう不安の声があるんだろうと思います。

今、幼稚園に関しては、幼稚園のニーズが低いので、縮小するなり、縮小するもしくは移転する等の検討が必要だろうと思えますけれども、それで一定、対応ができるのかなと思えます。

残りがコミセンであったり文化ホール、文化の機能、人が集まるコミセンであったりその文化の機能をどうするのかということ、ご不安に思っておられる方がやはりいるのかなと思えますが、今後、その構想を進めるに当たって、それらの不安をやはり払拭した形で進めていただきたいと思えますが、ご認識をお伺いします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりでありまして、この3案の核だけを突っ走っても、他にも課題も多々ありますので、これはやはりセットで考えていく必要があると思っておりますし、また、そういった課題がクリアできないと、その案自体が成り立たないと思っておりますので、当然、そこもクリアする形でお示しをしていきたいというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 冒頭に述べましたように、この駅前をどうするかということについては、やはり十分な議論が必要であるとともに、やはり迅速に整備いただきたいという市民の声も多く聞いています。

議論については、これまで野洲駅南口の整備構想が策定されており、そこでは市民の意見が集約された形での構想が出来上がったものだと認識しています。そこから、前市長のもとで改めて駅前に何を求めるのかということ、これを市のほうで集約いただいてというところまでは、そちらのほうに行っていると思えますので、今回この1年間、市長が市民の皆さんとともに懇談して駅前のまちづくりも含めて、どのようなものかということ、をじかに聞きながら進めてきた。そこまでは、大変重要なことをしておられたかと思えます。

今後、迅速に進めるに当たって、この市長の駅前パークモール構想というのは公約でありますので、しっかりと果たしていただく必要があります。このスケジュール感でしっかりと任期中に果たすことができるのか、そこをちょっと疑問に思っております。

例えば、社会実験も1年かけるのか2年かけるのか。あと、構想・計画策定においても、構想は今年度中できるだけ早く、計画においてもできるだけ速やかに迅速に進めていただきたいと思いますが、その点についていかがお考えかお尋ねいたします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、再質問にお答えします。

おっしゃるとおりだと思っております。議論は大事でありますけれども、いつまでも時間をかけては駄目だと思っております。基本的には私の任期の間に、しっかりと自分の公約の部分に向けて、着実に進めているというようなことを市民の皆さんに実感していただけるような、結果が求められているというふうに思っております。

一方で、例えば施設の整備につきましても、民間主導であったりとか、施設の改修とかいうことになってくると、設計であったり工事、一定、物理的にかかる期間はこれはもうしょうがないと思うんですけども、しかしながら、この私の任期、残り3年ではあります。その中で進められる最大のことはしていきたいというふうに思っております。

特にAブロックのパークモールにつきましては、これは一丁目一番地でもありますし、特に大きな建物を建てるわけではありませんので、ここにつきましては特にこだわって、進捗を早めて、目に見える形でお示しできるような、そんなスケジュールでできるように、事務方にももうかなり無理を言いながら進めさせていただいているというような状況であります。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 駅前、特にABブロックの整備については、さきの市長選挙で大きな争点となりました。3人候補がいて、駅前は売却せずに市民のために使うんだ、市民のために利活用するんだという声が、それ以外の声よりも倍ほどの票を取っていたかと私は認識しています。その点を踏まえた上でしっかりとスピード感を持って、市民との約束を果たしていただきますようお願いして、次の質問に移ります。

3点目、部活動の地域展開についてです。

2023年より、国の方針により、部活動の地域移行展開が進められております。そもそも部活動の地域展開とは、これまで教員が中心となって担っていた部活動の指導や運営

を、地域の団体、クラブや指導者が担う形へと移行することにあります。

地域展開が推進される理由として、教員の長時間勤務が深刻化する中、部活動がその大きな要因の1つとなっており、その負担を軽減・解消することや、少子化による単独校での存続が難しいことなどがその理由として上げられております。

これまでは改革推進期間として準備が進められてきましたが、来年度より、改革の実行期間として予定されており、本市においても今年度よりコーディネーターが配置されるなど、地域展開に向けた動きが進められております。

この点に関しては、同じ会派の岩井議員も半年ほど前にご質問しておられたかと思いますが、そこからさらに進んだ形でご質問させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

部活動地域展開コーディネーターの人数、役割についてお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） では、益川議員の3点目、部活動の地域展開についての1つ目の質問にお答えさせていただきます。

野洲市におきます部活動地域展開コーディネーターは2名配置いたしております。野洲市内での部活動に関わる現状把握や実証事業の検討を行い、市教育委員会や関係機関及び中学校や各種団体等と協議を重ね、今後の部活動の地域展開に向けての取り組みを進めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） ありがとうございます。一定、役割についてご説明いただきましたが、もう少し具体的に何かどのようなことを行ってきたのかということがあれば、お願いできますか。

○議長（津村俊二） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） 益川議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、学校との関係というところですが、学校長への聞き取りであったり、あるいは顧問の先生方との面談等していただいております。

また、その他の関係機関といたしまして、総合型地域スポーツクラブでの聞き取り、あるいは、県スポーツ協会・市スポーツ協会との懇談等を進めさせていただいているような状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） コーディネーターということで、中間、間を担うような役割を
していただいているんだと思います。

今後、さらにその役割というのは重要になってこようかと思しますので、引き続きご尽力
いただければと思います。

現在の部活動指導員の配置数についてお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） 2点目の質問にお答えします。

部活動指導員は現在5名配置がございまして、中主中学校に1名、野洲中学校に3名、
野洲北中学校1名。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） そもそも部活動指導員というのは、外部指導員と違って、学校
の教員がいなくても単独で指導ができたり引率ができたりということが可能になっている
と思います。ただ、それはそれぞれの学校で判断してくださいということでもありますの
で、本市においては今言ったように、単独で指導・引率がなされているのかお伺いいたし
ます。

○議長（津村俊二） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） 再質問にお答えいたします。

議員お見込みのとおり、単独での引率を可能としております。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） ごめんなさい、質問があれでした。

運用において実際に、その部活動指導員の方は、例えば休日、試合があつたりしますよ
ね。そういうところに顧問の先生や教員がつくことなく、部活動指導員のみで引率に行っ
ておられるのかお伺いします。

○議長（津村俊二） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） 再々質問にお答えさせていただきます。

議員お見込みのとおりでございます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員）　ありがとうございます。この部活動指導員に関しては予算がついておりますので、その役割がしっかりと目的のとおり果たされているということが今確認されたかと思えます。

では、現在5名の配置数となっておりますが、この配置数は現在十分だと認識をしておられるのか、今後、より一層の拡大、配置数の増員が必要だと認識しておられるのかお伺いします。

○議長（津村俊二）　田中教育部長。

○教育部長（田中明美）　部活動指導員につきましては現在5名でございますが、今後、地域展開をさせていただくに当たりましては、増員する必要があると考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二）　益川議員。

○5番（益川教智議員）　ということは、現在はまだ不足であると認識しているということであろうかと思えます。

今後、増員に当たっては、課題は何であるとお考えかお聞かせください。

○議長（津村俊二）　田中教育部長。

○教育部長（田中明美）　現在の課題でございますが、部活動指導につきましては、いわゆる学校教育の関係者が知人だったりということで、周知の範囲が狭くなっている状況もございます。

今後につきましては、市内の各種団体等にもご協力いただいて、できるだけその人数確保に努めてまいる必要があるかと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二）　益川議員。

○5番（益川教智議員）　この部活動指導員については、その実施要項の中で研修の受講というものが定められているかと思えます。

この研修は具体的にどのように実施されているのか、お伺いいたします。

○議長（津村俊二）　田中教育部長。

○教育部長（田中明美）　部活動指導員の研修でございますが、申し訳ございません、細かな資料を持ち合わせておりません。

ただ、学校の中で、そういった研修等については、されていらっしゃるものと考えてございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 先日、総合教育会議の中の議事録を読んでいますと、部活動指導員ご自身も一定、認めておられるところでした。指導に専念してしまっ、ちょっと熱くなってしまうというような記載があったかと思います。そのような点に関しても、やはりしっかりと検証いただき、適切な指導を行っていただくようお願いしたく思います。

それでは、次の質問です。現在の外部指導員の人数についてお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） 現在の部活動指導員以外の外部指導員に関しましては各中学校長が配置をしております、野洲市全体で13名、野洲中学校に3名、野洲北中学校に10名でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 中主中学校には今おられないんですか。すみません、初めてこれは知りました。

では、次の質問に移ります。

部活動の改革推進期間と定められていた2023年度より現在までの、外部指導員の人数の推移についてお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） では、4点目の質問にお答えします。

2023年度の外部指導員が16名、2024年度は、部活動指導員と外部指導員合わせまして17名、2025年度は、部活動指導員と外部指導員合わせまして18名でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 部活動指導員を除いた形でご説明いただけますか。

○議長（津村俊二） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） では、お答えさせていただきます。

2023年が先ほど申しましたように16名、2024年は13名、2025年では、

同じく13名となっております。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 外部指導員も、それぞれ都合がつくところで指導に行っているということで、一定教員の負担軽減にはつながっているのかなということはあるんですが、これまでの取り組みでは今の数字だけを聞いていますと、なかなか指導の担い手となる外部の指導員が十分に確保されてこなかったように認識しているんですが、その点いかがお考えですか。

○議長（津村俊二） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） 議員ご指摘のように、人数のお話をさせていただきますと、確かに横ばいではございますので、これからも外部指導員の確保については進めていく必要があると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 先ほどの質問と関連しまして、部活動指導員の確保について、周知の範囲が限られていたということではありますが、この外部指導員の方たちも、部活動指導員となり得ると思うんです。そのあたりは外部指導員の方にアプローチをしているのか、していないのか、お伺いいたします。

○議長（津村俊二） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） 先ほども少しお話をさせていただきましたように、学校長が推薦していただいて、部活動指導員については教育委員会で委嘱するという方式を取っております。その外部指導員から部活動指導員になっていただくに当たり、いろいろお声かけもしているような現状はあるそうなんですけど、ただ、先ほど議員ご指摘のように、顧問不在の中での単独引率であったり、そういった負担が大きいと感じられる方もいらっしゃるというお話も聞いております。外部指導員が部活動指導員として有償で担っていただけるようであれば、予算の範囲内ではありますが、委嘱させていただくことは可能かと思いますので、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 予算の範囲内ということがありましたが、その予算の課題というものもあるというご認識でよろしいでしょうか。

○議長（津村俊二） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） 予算と申しあげましたのは、確かに課題として捉えております。

この部活動の地域展開自体は、今まで教員であったり熱意とかボランティア精神で支えてきていただいた部分も大変多かろうと思います。それを地域の皆さん方で支えていただくように、地域展開という形で進めていくに当たっては、やはり何らかの報酬なり費用面は必要になってくると国のほうも言っていますし、私どももそのように認識いたしております。

お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） これまで現在の部活動について、確認させていただきました。

では、今後、地域クラブが設立され、部活動に代わる受皿としてその活動の主体となることが予定されています。設立に当たってはどのような流れになるのか、お答えをお願いします。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、益川議員の5点目の質問についてお答えをいたします。

野洲市の取り組みとして、まずは部活動体制の見直しを進めていきます。野洲市内で1つの拠点校方式の導入や活動時間の短縮、部活動指導員の増員等を計画しております。さらに、教育委員会と市長部局の文化スポーツ振興課を中心に、運営協議会を立ち上げる予定をしております。また、野洲市が認定する地域クラブについては、運営協議会での協議により決定することになります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） その認定クラブというものについてなんですが、部活動、文化部も運動部も含めて様々な部活動があるかと思います。これらは一斉に進めていくのか、それとも順次、可能なところからクラブ化していくのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今の再質問についてお答えをさせていただきます。

可能な限りできるのであるならば、そこについては進めていきたいと思いますが、今回、子どもたちにとってもよいと思いますか、本当に部活動の大きな変革になることでもありますので、スポーツの面だけではなくて、もちろん文化の面も含めた中での改革ということに

なりますので、より慎重にしながら進めていきたいということを思っております。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） すいません。聞き方がちょっと悪かったです。

例えば、サッカー部であったり野球部であったり、文化だったらブラスバンド部であったりそれぞれがあるかと思えます。それらを一齐に地域クラブ化をするのか、地域クラブの中に入れていただくのか、それとも、準備ができたところから五月雨式に行っていくのかということについて、もう一度ご回答をお願いします。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今のまた質問についてお答えさせていただきますが、先ほどちょっと申しましたけれども、五月雨という言い方がいいのか分からないんですけれども、準備ができるというところからについては、もう随時進めていきたいなというふうにして思っています。

全体的に一齐にということもあるんですけども、ちょっとまだまだ今、途に就いたばかりという状況でもありますので、そこを拙速にするのはどうかなというのがありますので、これからちょっと順序立てて、運営協議会の中でいろんな議論をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） では、次の質問に移ります。

地域クラブにおける指導体制というものはどのようになるでしょうか。概要を教えてください。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） では、6点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

野洲市が認定をする地域クラブの指導体制の基準は、運営協議会の協議により定めることとなります。現状で申し上げました。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 現状においてはそのようだということが言われましたが、では、想定される指導体制というものはどのようなものがあるでしょうか。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今もちょっと申しましたけれども、これからについては運営協議

会というふうな中で、具体的なことも協議していこうと思っておりますけれども、例えばその指導体制の基準としましては、例えば2人以上の指導者、それから、事故等トラブルが出てくると思われますので、そういったことに対応できる者も含めて3人以上の指導者というものを1つの基準にしたいというふうに思っています。

また、運営協議会の中で具体的なことは話はしていくんですけども、その主体となっていく教育委員会の学務課と随時連絡をすとか、あるいは部活動をする中において、認定の地域クラブの活動と、それから学校の開放というのもやっておりますので、その活動については、学校開放までの時間ですとかいうふうなことを一定基準にしながら、進めていきたいなというふうに思っています。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 学校運営協議会によってそれぞれ決定されていくということですが、私の聞き逃しでしたら申し訳ないんですけども、その学校運営協議会や部活動の運営協議会にはどのような方々が参画されて進めていくのか、お答えをお願いいたします。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 現在、その運営協議会の中において運営をしていくというふうな方々なんですけども、これはまず学務課、文化スポーツ振興課、それから中学校の校長の代表、あるいはスポーツ協会の代表等々、それぞれ活動いただいているようなところを受皿にしながら考えていきたいなというふうに思っています。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） その運営に当たって、運営協議会の中で、その運営目線の主体者、主体になる方がおられるかと思うんですけども、実際に部活動する、クラブ活動になるのかな、地域クラブ活動する子どもたちの目線というものは絶対に必要だと思うんですけども、そのような目線はどのような形で取り込む予定なのか、分かる範囲で教えてください。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 子どもたちについては、それ以前の中に、例えば小学生に対して、将来的にといいますか中学校に入ったらどういうふうな活動をしたいかというようなことはアンケートとしても求めますので、そういうところをもって、どういったことをこちらのほうで準備をしなければならないのかというニーズを確認させていただきます。

それから、今も申しましたけども、運営協議会の中においては、その運営協議会をする前に準備会というのをさせていただきます。そこには、市長も含めまして、私、それから学務課、文化スポーツ振興課の面々にも集まっていただいて、その運営協議会というものをどのような形で進めていくのかというふうなことを議論させていただきます。その中に、例えば、やっぱり保護者の代表も必要だなというふうなことであるならば、その方々も入れながら、走っていけたらなというふうにも思っています。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 本当にまさにこれから進められていこうとしているところであろうかと思しますので、当事者である子どもたちの意見もしっかりと聞き入れていただきながら、進めていただきたいと思えます。

では、そのような指導体制の確保に向けて、課題を認識しておられるのであればお願いいたします。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、7点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

野洲市が認定する地域クラブの指導体制の確保には、大きな課題が2点ございます。

1点目は、財源の確保です。認定地域クラブの指導員には、学校の教職員及び各種団体の指導員等を想定しており、その方々への報酬費等に関わる財源をどのように整備していくかが大きな課題です。

2点目は、指導員確保の問題です。持続可能な活動とするために、多くの方々にご協力をお願いしたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 指導者の数の確保については、やはりこれまでも改革推進期間の中で、外部指導員や部活指導員を確保しようとしてこられたと思いますが、まだまだ不足しているということであろうかと思えます。今後、より一層のやはり周知が必要かと思えますが、それは次の問い、最後の問いに関連しますので、そちらで改めてお伺いします。

指導者の数の確保ということをおっしゃいましたが、同時にその質の確保ということも重要だと思います。これまで、教員が職務、業務ではありませんが、部活動として子どもたちの指導に当たってこられました。教員が顧問としてやっておられるということで、

保護者の方も一定、安心して預けておられたかと思います。

ですが、それが地域クラブ化することによって、例えば今、教員の方のことを説明しましたけれども、教員ですら盗撮であったり様々な性加害を子どもたちにしているというニュースが報道されています。それが地域クラブに移行したときに、そこをどうやって子どもたちを守っていくのか、安心して部活動をやれる環境をつくっていくのか、その取り組みは絶対に必要だと思いますが、認識をお伺いします。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 実は今、益川議員のほうがおっしゃっていただいたこと、僕これはこれからの地域展開の中において、最大の課題であるというふうに思っています。大変申し訳ないんですけども、いろいろと教員におきまして問題がございまして、その辺のところについて、私自身はやっぱり部活動指導するとか、あるいは外部指導者も含めてですけれども、その辺のところはしっかりとやっていただけるといふような認識はあるんですけども、だから、そしたら、そういうふうなことでもって確保するのに、どなたでも結構ですよというふうなことを、もちろんそうなのではあるんですけども、一定やっぱりその辺のところについては、しっかりとした認識をお持ちの方というふうなことになるかと思しますので、よりその指導員を確保するという点においては、なかなか難しい問題だというふうには認識しております。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 外部指導員について、今現在の外部指導員については、特に研修なども受けておりませんし、それぞれのところでボランティアで活動していただいている、善意のもとで活動していただいているということでもあります。

今後、その地域クラブ化することによって、指導員のところで最初のところでフィルターをかけるのであれば、なかなか今度は量の確保が難しくなるし、量を確保しようとする、今度は質に関してという、ここのバランスが非常に難しい課題であろうかと思えます。その点はしっかりと留意しながら進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

ある調査によりますと、運動部にかかる年間の費用が約5万円、一方でスポーツクラブにかかる費用が約16万円ということでありました。今後、部活動の地域展開による家庭への経済的負担については、どのように認識しているかお伺いします。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） では、8点目のご質問についてお答えをいたします。

現在の部活動と比較したときに、一定の負担増はやむを得ないと考えますが、国の動向も注意をしつつ、運営協議会での協議において検討していきたいというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） ありがとうございます。国の示した方針によりますと、ご存じかと思いますが、受益者負担と公的負担のバランスを見ながらということであります。その公的負担に関しては、国、県、そして市区町村でそれぞれ支え合うことが必要だねということが言われていますが、今回、地域移行、地域展開によって、メリットとしては地域の方々と学校がつながる機会がある。地域の中に活力が生まれる。また、専門的な指導が受けられるということ。うまくいけばということではありますが、なんですけれども、その一方で、これまで部活動として、低廉な教員のボランティア精神のもとにおいてなされていたその指導、担保されていた部活動というものが、経済的負担がかかることによって子どもたちが部活動を受けられないということになっては、これはもう本末転倒であると思います。

この点に関しまして、これは財政のことですので市長にお伺いいたしますが、やはり若い世代というのは子育て世帯も含まれると思いますが、この部活動が地域クラブ展開することによって、今申したような懸念がないように、しっかりとした財政的な支援、予算配分をしていただきたいと思っておりますけれども、その点、いかがお考えでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） この部活動の地域展開についてのご質問であります。

これに限らず、国の施策によってかなり地方は振り回されております。給食の無償化もしかりですが、国の政策に伴う変動でありますので、まずはしっかりと国のほうで、地方でもその方針に基づいて動けるような財源の担保、これは求めていきたいと思っております。その上でとはいうものの、不完全になるというものは一定やむを得ないと思っておりますので、まず、何よりも、昨日の東郷議員のご質問にもございましたが、子どもたちが健やかに、大人の理由によってやりたいことができないということがないように、最大限の配慮をしていきたいというふうに思っているところであります。これは大きな方針であります。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 子どもたちがしっかりと部活動を受けられるように、体制をつくっていただきたいと思います。それに関して8月終わり頃に京都市の松井市長が文化庁に、財政支援、よりその財政支援を拡充してくださいということで、文化庁に要望されたということがありました。報道されていました。

それこそ、こういうことこそ湖南4市、足をそろえて、国のほうに要望いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 湖南4市の首長ともこの部活動の地域展開について議論をちょっとまだしたことがございませんので、一定その辺、話をしながら、意見がまとまるようでしたらそういうことも含めて検討したいというふうに思います。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 部活動の地域展開については、保護者においてこの認知度が4割弱という調査結果があります。当事者である子どもたちはもちろん、部活動の受皿となる地域に対するより一層の周知が不可欠だと思いますが、いかがですか。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、9点目のご質問についてお答えをいたします。

市内の公立学校の管理職への周知を進めることができています。今後、実証事業を計画しており、各校への説明、ホームページ掲載や動画配信等を行い、子どもたちや教職員及び保護者の方、地域の方々への周知を進めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 周知については、この前、部活動サッカーの子どもたち20人に聞いたところ、この部活動の地域移行展開について知っているのが5名でした。益川調べなのであれですけども、当事者である子どもたちがそれぐらいだということをご参考までにご紹介させていただきます。

より一層の周知ということで、この外部指導員であったり部活動指導員であったり地域移行・地域展開、より周知が必要だと思います。地域で支えるということについて、もう一度最後にお考えをお伺いして、終わりたいと思います。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今ほど答弁させていただきましたけれども、この12月から冬休みの中にかけて、ホームページの掲載や動画配信等を考えております。特に、小学校6年生あるいは中学校1年生になってきますので、各校のそれぞれの子どもたちはタブレットも持っておりますので、そういったところでもってその動画を視聴するとかいうふうなことも含めて周知をしていきたい。

そして、その後には市全体的に、先ほどちょっとありましたけども、ユーチューブあたりで地域の方々にもそういう状況を知ってもらおうというふうなことで、配信を予定しております。

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。再開を午前10時35分とします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第7号、第16番、奥山文市郎議員。

○16番（奥山文市郎議員） 第16番、創政会、奥山文市郎でございます。今回の一般質問、2項目させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、第1問目でございます。市街化調整区域での住宅等の開発につきまして、質問させていただきます。

本市におきましては、現在、市街化率が13%台であり、湖南4市の中ではかなり低い水準であります。これは、本市の人口が5万人から伸び悩んでいる主因であることは明白な事実であります。立地、自然環境、交通利便性などの優位性のあるポテンシャルがありながらも、市の活性化を妨げている一因でもあります。野洲市に住みたくても適当な土地がない。また、仮に優良な住宅地があっても、需要と供給のアンバランスから土地が高止まりしているから買えないといった現状があると、多くの不動産業者からも聞き及んでおります。

一方、市街化を抑制すべき市街化調整区域、特に白地農地におきましては、耕作者の高齢化や水利等の問題で耕作継続が困難になり、場合によっては耕作放棄田、また耕作放棄畑となっているケースも市内では多く散見されます。その場合には雑草や雑木の繁茂により地域美化や環境を損ね、空き家対策とともに地域の大きな課題となっています。このスライドでは、こうした未利用畑については、防草シートを張ったり、雑木が生い茂っている畑、田んぼもあります。左側のこのような、隣が県道でして、本当にここが開発できた

らという土地所有者からの要望も私はたくさん聞いております。

その土地所有者が望んでおられるのは、耕作以外の用途、つまり、住宅開発等が可能となるような付加価値を生む土地にすることです。しかしながら、その道は法的に非常に厳しく制限されており、ごく限られたケースしか実現できていないのが現状であると思います。土地所有者が亡くなって、その次の代の相続者が権利を保有することになった場合には、もっと深刻な状況になることは容易に想像することができます。

そこで、この市街化調整区域での開発につきましては、昨日の石川議員も質問があったように、新聞折り込みに何度も櫻本市長の住居取得の疑義に関する新聞記事が入ったこともあってか、多くの市民から私宛てに個人的な農地転用や開発の相談や、市長の疑義に関する問い合わせがたくさんありました。開発許可につきましては、個別案件で事務処理が通常かとは思いますが、今回、ルールや基準等を再確認させていただき意味合いも込めて、次のとおり、何点か質問をさせていただきます。

まず、1点目ではありますが、市街化調整区域内の白地農地において、住宅等の開発が可能な場合は、農家等の土地所有者本人の住宅、あるいはその土地所有者の分家住宅であると認識しておりますが、これでいいかお尋ねします。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） それでは、奥山議員の1問目のご質問についてお答えをさせていただきます。

市街化調整区域における住宅が可能な場合のパターンでございますけれども、大きくは2つございまして、まず、1点目ですけれども、農業者が居住するための住宅でございます。農家住宅ですけれども、こちらにつきましては都市計画法の適用除外となりますので、開発許可は不要でございます。

また、市街化調整区域において、農家住宅以外の開発可能な住宅の規定がございます。これにつきましては、都市計画法第34条の立地基準に該当するものになります。一般的な住宅の立地基準といたしましては、第34条の第11号及び第12号に規定をされており、該当する住宅の開発や建築が可能になるものでございます。

第34条の第11号につきましては、野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例におきまして、区域を指定しております。その区域内でありましたら、属人的な要件に関係なく、他に住宅を所有しておられず、住宅が必要な人でありましたら、自己居住用の住宅の開発や建築などが可能になるものでございます。

次に、第34条の第12号につきましては、4つの用途の住宅の立地基準を市が定めているものでございます。

1つ目は、世帯の分家に伴います自己用住宅、2つ目は、借家からの転居に伴う自己用住宅、3つ目は、収容移転に伴う自己用住宅、4つ目は、既存宅地における自己用住宅でございます。このうち4つ目の既存宅地における自己用住宅につきましては、先ほど申しました第11号の立地基準と同様に、属人的な要件なしに、住宅が必要な人でありましたら、住宅の建築などが可能な立地基準となっているものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 奥山議員。

○16番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。ただいまのご答弁で、都計法第34条第11号で、地区指定があれば、立地基準として属人主義ということで建てられるということですが、これは野洲市内のどこの集落でも建てられるものか。それとも、地区指定、具体的にどういった地区が指定されているのかを再質問させていただきます。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 再質問にお答えをさせていただきます。

条例の規定によりまして、指定区域を定めておるものでございます。現在、指定をさせていただいておるエリアでございますけれども、第11号の指定エリア11区域でございます。北比江と小比江、これで1つのエリアになりますけれども、乙窪、比留田、木部、虫生、八夫、五条、安治、堤、井口、六条の11エリアでございます。いずれも旧中主町のエリアでございます。旧町の際に指定をされたものを野洲市においても引継ぎをさせていただいているというものでございます。これが第11号のエリアでございます。

○議長（津村俊二） 奥山議員。

○16番（奥山文市郎議員） そうしましたら、旧中主町の区域の集落については、今、規定する第11号の地区指定の集落であると。ほとんどの旧野洲町の集落については、この該当がないから、この第34条第11号の規定による住居を建てられないという認識でいいのでしょうか。お答えください。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） おっしゃるとおりでございます。その他の要件としましては第12号の規定がございますので、その第12号の規定に基づいて、これも第12号の（4）、4つ目の規定でございますけれども、既存宅地における自己用住宅というもの

につきましては、属人的な要件なしに住宅が必要な人でありましたら、建築が可能な立地基準というふうな規定をお使いいただいております。

○議長（津村俊二） 奥山議員。

○16番（奥山文市郎議員） それでは、次の質問に参ります。

法的に規定する農家等の分家についてですが、これは土地の所有者本人から何親等までが権利を有するものか。

また、同居か別居は関係ないものかお尋ねします。最初の質問しましたが、これも第34条第12号の4つの用途での部分なのか、開発許可は要らない農家住宅、その部分も併せて、我々は分家という概念がもう一つどこら辺の範疇なのか分からないので、詳しくご説明ください。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 先ほどご答弁申し上げました2点の区分でございますけれども、まず、1点目の農業者の方の分家、農家分家についてでございますけれども、こちらにつきましては、農業者の基準に該当するかどうかでございます。農業者の基準に該当する方でありましたら農家住宅が可能となりますので、都市計画法の適用除外として建築等は可能なものでございます。この基準につきましては、農業委員会等でご確認いただけるものでございます。

また、先ほど申し上げました第12号の1つ目の基準で、世帯の分家に伴います自己用住宅でございますけれども、いわゆる農家住宅以外の分家住宅でございます。この要件につきましては、申請者は申請地周辺の市街化調整区域に10年以上居住している者で、現に居住している住宅を所有している者に限るという方と、同居または同居していた3親等以内の親族である者に限るというふうに規定をしているものでございます。

もう少し簡単に申し上げますと、市街化調整区域で実家などの持家にお住まいの親の方、これは1親等になりますけれども、祖父母は2親等、おじ・おばが3親等になりますので、それらの方と、いずれかと一緒に暮らしていたことがある人でございます。もう少しかみ砕いて言いますと、親から見れば子ども、子でありますし、祖父母から見ますと孫、おじ・おばから見ますとおいやめいという形になります。

これらの方が一緒に暮らしていたことがあるという方については、実家の近くに新しく家を建てることのできるという基準でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 奥山議員。

○16番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。

次の質問ですけれども、仮に、現有の開発の権利を有する方が適切に開発申請を行い、市の許可を得て住居を建てた場合、市としては、その後の現地確認、さらにはその後の住居改変や権利移動、及び住居の賃貸等が行われていないかを確認することはないのか教えてください。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 3点目のご質問にお答えをさせていただきます。開発許可につきましては、開発許可後に土地の造成工事が行われまして、許可の内容に適合しているかどうかを確認するための完了検査を行っておるところでございます。

住宅が建築された後の現地確認を含めまして、その後に、どなたが居住しているかという居住実態確認でありますとか、土地建物の権利関係の移動等の調査などは行っていないものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 奥山議員。

○16番（奥山文市郎議員） 部長の答弁では、完了検査の後の実態調査等はしていないということかと思えます。私が調べましたが、ChatGPTで、この都市計画法の趣旨については、「国民は」とか「事業者は」基本的に法を守るといった日本固有の性善説を基本としていると。しかし、中には性悪説という部分も取り込んで厳しい許可もされているという項目がありました。

例えば、善意であれ悪意であれ、私が持っている白地農地を開発申請して家を建てて、そして、それから第三者に転売、売却するといったことを市は承知というか、できない状況にあるという認識でいいんでしょうか。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 申しあげましたとおり、居住実態の確認でありますとか、権利関係の調査を行っておりませんので、実態としては把握し得ないということでございます。

○議長（津村俊二） 奥山議員。

○16番（奥山文市郎議員） 把握していないという状況ですけれども、仮に市民等から通報等がありまして、そういう開発部局等に、問題があつてこうした問題が発覚した場合、

開発申請者とか、その二次的に住まれた転売者へのペナルティーとか行政指導等は、想定しているのかどうか、お答えください。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） これは違反指導の観点でお答えをさせていただくことになるんですけども、基本的に我々、取り組みをさせていただいておりますのが、集落の方でありますとか自治会などから、周辺に迷惑がかかっている案件があつて、この案件がお隣の方にどういった状況であるのかというようなことも含めて通報いただいております。そうした案件についてはパトロールに行きまして、中身の確認をさせていただいて、場合によっては当該実施者の方に指導するというような違反指導の要綱がございますので、それに従って対応しているというものでございますけれども、先ほど申し上げましたように、権利移動等を調べておりませんので、それを積極的に市が行っているというようなことではございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 奥山議員。

○16番（奥山文市郎議員） 状況は分かりまして、フォローはやっていないという認識をさせていただきました。

次の質問ですけれども、開発申請権利者が住居を建て、その後、何らかの理由により居住困難となり、その家屋が空き家となった場合、その農家等の関係者以外の第三者がその土地と建物を買収して居住することは可能ですか。

また、空き家となってからどれくらいの経過年数があれば居住できるのか、教えてください。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

分家住宅などの、属人性を伴います住宅の空き家である前提でお答えをさせていただきます。

1点目のご質問の際にご説明申し上げました都市計画法第34条第11号・第12号（1）（2）（3）の立地基準の要件を満たす人でありましたら、許可取得の経過年数に関係なく、用途変更の許可を新たに取得し、居住いただくことができます。

また、分家住宅などの立地基準の要件を満たさない人が、属人性を必要としない立地基準の要件で用途変更しようとする、当該住宅が建築されてから10年を経過すれば、

これもまた、先ほど申し上げました第34条の第12号の(4)既存宅地における自己用住宅の立地基準により、用途変更が可能になるものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 奥山議員。

○16番（奥山文市郎議員） 再質問させていただきます。

ちょっと私もこの法については素人ですから、また、開発基準の専門家のプロの方に教えてほしいんですけども、単純に、今、都計法第34条の第11号、例外的に許可できる建築基準をうたっていると思うんですけども、10年以上という概念が、私的には、開発住居を建てる人が家を建てて、こういった時世ですから空き家になっていって、そしてその第三者、全然関係ない市外からの方でもそのおうちに住めるといったのが、今の部長がおっしゃった開発基準かと思うんですけども、そうでなくて、その既存集落に住んでいれば、調整区域のところに家が建てられるのか、そこら辺の線引きというか、もう少しちょっと詳しくおっしゃってください。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 市街化調整区域の建築につきましては、個々具体の状況によりまして様々な事例がございますので、市がお答えする際、お電話でのお答えはなかなかしづらい部分がございますので、まずは窓口に来ていただいて開発担当者と相談をさせていただいて、その答えを聞いていただくというような手続を踏んでいただいておりますので、今先ほど来、申し上げておりますのが、条例の規定なりの基準の規定のみをご説明させていただいておりますので、その基準に合致するかどうかというのが基準になるということでお答えとさせていただきますと思います。

○議長（津村俊二） 奥山議員。

○16番（奥山文市郎議員） それでもう1回お尋ねしたいんですけども、その都計法第34条第11項の中で、10年以上云々もあるんですけども、既存集落区域といった項目がありまして、これは先ほど初問でお答えくださいました、区域指定されているのはほぼもう旧の中主区域であるという認識をさせていただきました。

それで、そういった細かいケース・バイ・ケースの開発は許可は担当だと思んですけども、担当部の判断で許可を出されると思うんですけども、そのときの最終決裁権者は部長ですか、お尋ねします。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 決裁権者の関係ですけれども、開発許可に関しましては、全て部長のほうで事務決裁権限をいただいておりますので、部長権限で許可をさせていただいているというものでございます。

○議長（津村俊二） 奥山議員。

○16番（奥山文市郎議員） 次の質問に参ります。

スライドをお願いします。最近、太陽光発電するための農地を求むといった、この新聞チラシが出ておりました。これは市街化調整区域においても設置が可能ですか。

また、その場合の農地法上及び都市計画法上の手続はどうなるのか教えてください。

○議長（津村俊二） 西野農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（西野 智） それでは、奥山議員の5点目のご質問にお答えいたします。

まず、初めに、私のほうから農地法に関するご質問についてお答えさせていただきます。

大規模太陽光発電設備の設置につきましては、市街化調整区域の農地であっても、関係法令に基づき、必要な要件を満たす場合には設置することが可能となります。農地で実施する場合には、まず、農地区分により当該農地の転用の可否を確認することが前提となり、その上で、農地法に基づく所要の手続が必要となります。農地法第4条は、自ら農地を他の用途へ転用する場合、また、同法の第5条につきましては、所有権移転や賃貸借と併せて他の用途へ転用する場合を対象としております。先ほどのスライドの写真でございます。野立て太陽光発電につきましても、農地を農地以外の用途に転用するものでございますので、同様に、農地法第4条または、同法第5条の手続が必要となります。

また、先ほど見せていただきましたチラシでございます。チラシの掲載されているものにつきましては、営農型太陽光発電というふうに見受けられます。先ほどのスライドの写真とはタイプが異なるものでございます。営農型太陽光発電でございますが、これは営農を継続しながら発電を行う事業であり、農地に簡易な構造で、かつ容易に撤去できる支柱を設置し、農業機械などが効率的に利用できるよう、必要な作業空間を確保した位置に太陽光発電設備を設置するものでございます。

手続につきましては、耕作が行えない部分、いわゆる支柱などの設置箇所につきましては、農地法第4条または同法第5条の一時転用許可を受けていただく必要がございます。一時転用期間でございますが、3年以内でございますが、認定農業者など担い手が営農を行う場合、また、遊休農地を活用する場合、また、農地区分の第2種農地、第3種農地で

あります白地農地を活用する場合、このいずれかに該当する際には、10年以内まで可能となっております。

また、適切な営農を継続されることが前提であり、農作物の品質に著しい劣化が生じないこと、また、平均的な反収と比較して、おおむね2割以上の減収がないことなどの基準がございます。

太陽光発電設備の設置に当たりましては、農業委員会の総会におきまして審査され、農地転用許可を得ていただく必要がございます。転用に際しては、農作物の生産や周辺農地への営農の影響、太陽光発電設備の確実性などを個別に審査いたします。必要な要件が整っている場合には、事業を進めていただくことは可能となります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 引き続きまして、都市建設部のほうからお答えをさせていただきます。

太陽光発電に必要な発電設備などにつきましては、一般的な建築基準法の建築物に当たらないことから、都市計画法第29条の開発許可は不要となります。市街化調整区域を含め、市街化区域においても都市計画法の手続は必要ないというものでございます。

なお、盛土などを行っていただく場合、造成工事を伴う場合ですけれども、太陽光発電事業の整備を行う場合につきましては、野洲市開発行為等に関する指導要綱に基づく協議をお願いしております。

また、一定規模以上の太陽光発電設備を設置する場合につきましては、景観法に基づく本市の景観条例によりまして、届出をいただく必要があるというものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 奥山議員。

○16番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。整理すると、農地法上は転用許可が要る。そして、都計法上には不要ということと理解いたしました。

それで、このチラシに書いてあります営農型太陽光発電なんですけれども、これについては耕作地、耕作をしつつ、かつ、上に太陽光発電を設置するすごく合理的な方法での発電なんですけれども、もし把握していらっしゃいましたら、市内で何件あったのか教えてください。

○議長（津村俊二） 西野農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（西野 智） 再質問にお答えいたします。

営農型太陽光発電でございます。市内には今、2件、営農型太陽光発電で実施されているところがございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 奥山議員。

○16番（奥山文市郎議員） それでは、今の営農型太陽光発電のことも含めまして次の質問なんですけれども、市として、空き地や農地などに大規模ソーラーとか、こういった営農型太陽光発電の設置、そして、蓄電ステーションといった有効利用のチラシがあるんですけれども、こういった設置をすることは、市としては推奨しているのか。それと、あるいは課題があると認識しているのか教えてください。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、奥山議員の6点目のご質問のほうにお答えさせていただきます。

市のほうでは、環境基本計画の中で、カーボンニュートラル等の観点から、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの推進は必要とこのように明記しているところでございます。

一方で、大規模ソーラーの設置につきましては、生態系の保全、また景観、住環境への配慮等に加えまして、設置事業者等による周辺住民への説明及び周知が適切に行われているかを慎重に検討した上で、事業者にて判断をされるべきと考えておりまして、設置の推奨のほうは積極には行っていないというのが現状でございます。

参考となりますが、大規模ソーラー、いわゆるメガソーラーというものは、1メガワット以上の出力を持つ太陽光発電システムの呼称となっております。設置については、大体平均約2ヘクタールの敷地が必要と、このようにされているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 奥山議員。

○16番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。市としては、環境面では再生可能エネルギーとして有効ですけれども、様々な課題もあって、積極的には推奨していないという認識でいいかと思えます。

今回この質問をさせていただきましたけれども、本市には、厳格な調整区域での建築制限があるということで、先ほど布施部長からもおっしゃいましたが、それについては、正

しい、適正なる、規律あるまちづくりにしていただいているということについては、深く感謝申し上げます。

しかし、人口を増やさない限り、市の活性化とか、安定的な財政運営は厳しい現実がこれからあると思います。

例えば、調整区域での白地農地で、3,000平米以上あれば地区計画制度といった制度が適用されますが、これも接道条件とか、調整池等々で大変ハードルが高い。これは私も現に、現在、直面しております。しかるに、こうしたこれにかからないような小規模の農地とか土地につきましても、柔軟に規制緩和をしてくださいますと、一定の秩序のもとに、人口も増え、そして土地も有効利用でき、そして美化環境もよくなる。いわゆる三方よしの開発行政をお願いしたいと。

加えまして、やはり市民にとって、正直者がばかを見ないような開発行政も併せてお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

2点目の質問に参りたいと思います。

理工系人材育成を目指した学校教育について質問させていただきます。

私が所属している会派は、本年7月に東京都にある都立産業技術高等専門学校、これは私の友人が講師をしている学校ですけれども、このところに視察に参りました。その高専では、卒後に就職された企業の即戦力となるような教育の実践指導をされており、令和10年に本市に開校される予定である滋賀高専の地元市としても、その取り組みは大いに参考になりました。

我が国は、今日まで国民のたゆまぬ努力によって、ものづくり大国として戦後からの高度成長期を支え、その技術は他国からも尊敬のまなざしで見られていました。現在の繁栄があるのも、資源がない国がいかにして教育に力を入れ、工業社会で役立つ人材育成に、先人から国の総力を挙げて努力されてこられたたまものではないかと思えます。

昨今の人口減少、少子化により労働力不足となっても、今後、我が国が科学産業の技術立国として成長し続けるためには、ITや半導体、生成AI、ロボット、さらには他国の技術ではまねができないような独自の技術に磨きをかけていくことは、大切であると思えます。

このスライドにありますとおり、文部科学省の方針にも、理工系人材育成が重要であるとうたわれております。このような高度なものづくり技術の基礎などを養うところの高等実践教育を実施される滋賀高専が本市に開校されることは本当に喜ばしいことであり、未

来に向かっての明るい教育展望が開けそうな気がします。さらには本市にある多くのITや半導体等の先進企業とコラボすれば大きな相乗効果が生まれ、市の活性化にもつながるものと考えています。

そこで、高専進学志向のベースとなる理工系人材育成に関して、本市の教育の現状や取り組みなどについて、何点か質問させていただきます。

まず、1問目ですが、現在の本市の小学校及び中学校での理科教育の実態について、具体例があれば教えてください。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、奥山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

小学校においては、高学年を中心に一部教科担任制を実施し、今年度は全ての学校で理科を専科指導教員が担当しています。これまでの学級担任と比較して、実験準備がしやすく、より体験的でより深い学びにつながっていると思います。

中学校においては、従前より教科担任制ですので、理科教員が専門的な指導をしています。先ほど、議員のほうも、文部科学省のホームページ、資料を提示いただきましたが、今年はその中で、科学に興味を持った生徒の有志が、科学の甲子園ジュニア滋賀県大会に出場し、優勝しました。今月、姫路で行われる全国大会に出場します。

なお、理科の授業時数は学習指導要領で小学校3年生の90時間から中学校3年の140時間まで学年ごとに定められており、その時間を標準として各校でカリキュラムを作成し、実施しています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 奥山議員。

○16番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。小学校、中学校共に理科教育に積極的に取り組んでおられるということ。その中でも、中学校では科学の甲子園で優勝されて、全国大会に行かれると。すごくめでたい、力を入れていらっしゃるかと、本当に感謝いたしております。

再質問なんですけども、今の生成AIが脚光を浴びまして、私も日々、ChatGPTを使って、これがなければ日常生活も送れないような状況ですけれども、学校現場でのこのAI教育、AI活用といった分野の何かされているのか。ありましたら教えてください。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、今の再質問についてお答えをします。

学校の教員がA Iを使いまして文書作成とか、あるいは教材準備等の仕事はできるという環境にあります。それを活用もしております。

市でも夏休みに市の教育委員会が主催をしてA I研修を行い、そして、活用の推進をさせていただいております。

子どもたちに対しても、A Iドリルというものがございます。この環境を最大限に生かしながら、活用しているということでもあります。例えば、問題に対して間違えた問題があったときに、それを補強するための問題をA Iが考えてくれます。その問題をすることにおいて、提示されたことができ、それも教員にも分かるようにというふうな仕組みがタブレットの中にありますので、これを家にも例えば持ち帰って、先生からの指示によってその学習をすとか、あるいは先生の指示だけではなくて、自分で勉強すとかいうふうなこともできるというふうになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 奥山議員。

○16番（奥山文市郎議員） 今、教育長の答弁では、A Iに関しても、このお子さんたちにそれを活用しているような、具体的に取り組んでいらっしゃるということですが、私の持論につきましては、やはり子ども時代においては、極論を言えば、A Iがあれば、ある意味先生も要らないかなという部分はあるんですけども、やはり学校教育では、A Iというのは功と罪があって、罪の部分については、やはり自分で調べる、分からんことは、すぐにダイレクトにA Iに聞くんじゃなくて、まずは、学校図書館司書もいらっしやいますし、自分の力でネットなり本を読んで、聞いて、自分なりの答えを出して、そして、それとA Iも活用しながら、正しいこと。その中間にいらっしやるのが学校の先生だと思っておりますけれども、そういう使い分けについて、学校現場のほうで正しくお子さんたちにご指導されているのか、もし、分かりましたら教えてください。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今、奥山議員がおっしゃったところはそのとおりだというふうに思いますので、使ったらいいというものではないということで、功と罪があるということではあるんですけども、どちらかといいますと、今の子どもたちも、私たちもそうかもわかりませんが、すぐに答えを求めたがるという傾向があるかなと思います。だから、そのところに、一旦は自分で考えて、そのことについて、例えばA Iはどうなのかなというふうなことを確認する作業であるとかいうふうなことは、普段の授業の中でも、そう

いうふうなことで、何か分からなかったら国語辞書で調べるとか、あるいは図書館へ行って調べるとかいうふうなことを、普段の授業の中でも活用するような機会を設けるということも1つ大きいかなというふうに思います。

ただ、先ほどもちょっと言わせていただきましたが、AIの活用というのにおいても、教員によってもかなり活用状況に個人差があるということでもありますので、学校としてそのAIというものをどういうふうな形で利用するのかというようなことは、やはり共通認識をしておかなければならないというふうに思います。

○議長（津村俊二） 奥山議員。

○16番（奥山文市郎議員） そしたら、次の質問に行きます。

中学校段階において具体的な将来の職業選択につながるような授業とか、進路指導などは行っているのでしょうか。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） では、2点目のご質問についてお答えをします。

野洲市内の学校では、キャリア教育を進めています。

例えば、小学校低学年ではお手伝いをしたり、係活動をしたりして働くことの大切さを学ぶとともに、身の回りの人の役割に気づいたり、感謝したりします。

小学校中学年では、社会科と関連して地域の様々な職業について調べたり、見学をしたりします。

小学校高学年では、具体的に本物の職業人に会い、仕事に対する思いややりがいを聞き、将来の夢を広げるドリームプロジェクトをしたりしています。

中学校では、職場体験で実際にその職業を体験したり、企業訪問をしていろいろな分野の話の聞いたりしています。こうした一連の学習によって職業に対するイメージを持ち、将来の生き方や職業選択のための力をつけたりしています。

進路指導では、このような学習で得た自分の思いや希望を基に、将来の職業選択を見据えてどのような選択肢があるか、保護者も参加して3者懇談の形で進めています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 奥山議員。

○16番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。中学校では、積極的に将来の職業選択につながるような取り組みをされている。特に高専に、地元の中学校から地元の高専に進学する場合については、もう中学校段階で、保護者も含めて、もう職業選択をしてい

かなくはないということですので、そういった本市特有のコースもできたというところで、より積極的にこの部分については注力して取り組みしていただきたいと思います。

次の質問ですけれども、市内にあるITや半導体企業等への工場見学や、学校への学習講師派遣などを実施し、生徒がその分野に興味を持ったり、就業イメージを抱かせるような事業展開はされていないか、教えてください。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、3点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

工場見学や出前授業は、それぞれの教科のカリキュラムの中で導入や発展などの位置づけで実施をしています。

市内小学校では、学年の学習内容に応じて、市内外の工場へ直接出向くことがあります。また、市内や県内の企業が学校に来て学習する出前授業も実施しています。

市内中学校では、2年生で職場体験を実施し、一部の生徒ですが、工場に関連した体験をしています。

また、北野小学校では、京セラの役員の方に学校運営協議会の委員になっていただき、地域の企業も巻き込んだ学校づくりを進めています。

○議長（津村俊二） 奥山議員。

○16番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。様々なカリキュラムとか出前授業、市外の工場にもいらっしゃっている。

特に私が今、教育長の答弁で思ったんですけども、ややもすると、私らの世界もそうなんですけども、先生方も公務員という思考があるんですけども、そうした京セラさんのような民間企業で働いていらっしゃる方の考え方とちょっと違うんです。そういう方たちにも教育現場に入っていて、こういった考え方もあるよと、そういうことは非常に重要かと思しますので、継続して取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問ですけれども、令和10年開校の県立高専に向け、本市の中学校から1人でも多くの生徒が地元進学できるような、理工系教育に特化した特徴ある取り組みや、進路指導の強化等は考えていないか、お答えください。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 4点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

人が豊かで幸せを感じる人生を送るためには、人生の岐路でよりよい選択をしていくことが大切です。中でも進路の選択は非常に重要なものです。

子どもたちの興味は様々であり、ものづくりが好きで、近くに高等専門学校ができることに期待を寄せている子どももいるでしょう。人前で話したり歌ったりすることが好きな子どももいるでしょう。スポーツを極めるために、クラブチームで頑張っている子どももいるでしょう。文学が好きで本をたくさん読みあさっている子どももいるでしょう。

義務教育段階では、子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、その上で、興味や関心に合わせた選択ができる能力をつけていかなければなりません。

現在、市内の小中学校では学習指導要領に準拠したカリキュラムを編成し、子どもたちの基礎的能力を養う教育を行っています。何かに特化する場合は、教育特区の指定を受けるなどして特別なカリキュラムを編成することになります。そこまでの取り組みはありませんが、各校の教育課程の中身にはそれぞれの特色があります。

例えば、県立高専ができる学区の北野小学校では、向かいの京セラとの連携を深めた取り組みをしています。人工関節やソーラーパネル、振り子などの最先端の技術を理科の授業の延長として出前授業で学んでいます。

また、村田製作所のロボットを使った出前授業は、随分前から多くの小学校で毎年実施しています。

さらに、高等専門学校開設準備室では、今年から県内全ての小学校で出前授業を実施されていますが、地元野洲市だけは特別に、昨年度から6年生を対象に授業をしていただきました。

これからもこのような取り組みを継続し、子どもたちの興味や適性に合った進路指導につなげていきたいと思えます。各校の特色ある教育課程の推進によって、県立高等専門学校も多くの子どもたちの選択肢の1つとなるよう取り組んでいきたいと思えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 奥山議員。

○16番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。今の力強い教育長の言葉では、小学校、中学校の段階で生きる力をつけるために様々な選択肢があるよと。その中でも、高専を見据えて、北野小学校とか等で、そういうロボットとか、そういう子どもたちが触れる機会をつくっていただく。それについては本当に感謝しますので、継続してお取り組み、お願いしたいと思えます。

そして1問だけ、スライド、再質問させていただきたいと思えます。

この文部科学省が作ったスライドの中で、PISA学力テストの下に、日本の教員は、

主体的な学びを引き出す自信が低いというところで、批判的思考、勉強ができる自信を持たせる、関心を示さない生徒に動機づけ、学習の価値を見いだす手助けがという項目で、日本については、参加国平均の4分の1ぐらいしかないんです。

これについてどういうことに教育の世界がなっているかという疑問があつて、加えまして、私が最近読んだ本で、「崩壊する日本の公教育」といった本があつて、教育長は読まれたかどうか分かりませんが、その中でもやはり、学校現場で先生の置かれている働き方改革等についてすごく厳しい状況で、交渉と実動部隊が別やというところで、従来あった指導体制がちょっと崩壊しているといったことも書かれてあったんですけども、子どもの成長についてはやはり先生は重要ですので、そこら辺、こういった数値が出ている、分析も含めて、もし、教育長の知見があれば教えてください。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今、奥山議員のほうからお尋ねいただいたことでございますけども、もうあくまでも私見ということにはなってしまうかもわかりませんが、国のほうでも、文部科学省のほうの学習指導要領というのがありまして、その中には、主体的で対話的で深い学びというのがございます。

随分前より、小学校においても、主体的な学びを意識したというふうな授業は展開をされてきたというふうには思います。また、中学校においても、ひよっとするとやっぱりこの受験というその制度が、それが大きな弊害になって、どっちかといいますと、それを勝ち抜くためにテストで点数を取ることに力が入っていたのかもわかりません。そういったところからは、社会全体で変えていかなければならないというふうには思いますが、もう一つは先生なんですけども、今なかなか先生の成り手が少なくなったとかいうふうなことで、大量に今現在、若い先生方も増えている。これもひよっとすると一因なのかなという思いもしています。

この日本とそれから他の国々との数字の乖離というのを見させていただくと、その根本たるところは、やはり大きくは日本人の価値観あたりのところが影響しているのかなという思いもしています。

なかなか、お尋ねいただいたところにぴたっと来るということはないんですけども、今言わせてもらったようなところがひよっとすると大きなことなのかなとも思いますし、先日来も子どもたち、小学校6年生、中学3年生で学力・学習状況調査というものがあるんですが、その中に子どもたちにいくつか学習状況調査ということで、質問する項目があ

ります。その質問した項目に対して、「強くそう思う」とかいうふうな肯定するような答えというのが、割と返ってくるのが少ないです。「どちらかというと思う」とか、「どちらかというと思わない」とかいうふうなことで、あまりその子どもたちにとっては、そういう面では発表する機会であるとか、それから話し合う機会とかいうふうなものが、あまりないのかなということも思っていますし、現にその調査結果からもそんな話し合う機会がなかったとか、発表する機会がなかったとかいうふうなことが出ていました。これは何かと言うたら、結局、自分の考えを出すという機会がなかったということかなと思いますので、先ほどちょっとお尋ねをいただいたこととも併せまして、やはりこれからについては、すぐに答えを出すのではなくて、しっかりと子どもたちに考えさせる、言うたら時間をしっかりと与えるということも、そしてまた、隣の人とか、あるいは班の中で話し合いをするとか、それを最終的に自分たちの班の思いであるというようなことで発表するとかいうふうなことを、体験的にもこれは増やしていくというふうな授業を展開する必要はあるのかなというふうにして思っています。

そのことだけで、すぐに主体的にといいますか、そういったことに先生らも引き出すようなことにはならないのかもわかりませんが、一方でそういう中で、やはりしっかりと自信をつけるということが大事かなというふうにも思わせていただきました。

あくまでも私見でございますけども、そういう思いを持っています。

○議長（津村俊二） 奥山議員。

○16番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。今、教育長の申されたことについては、この本の中にも書いていましたので、今後、共に情報交換をしながら、よりよい教育の発展を目指して進めてまいりたいと思います。

最近、今年のノーベル賞の科学と医学の部門で、日本人2人の方が受賞されました。こうした基礎科学も含めて、学校教育でしっかりと理工系教育をはじめとした子どもの生きる力をちゃんと育ててやってほしいと思います。我が国の成長と、そして、子どもの未来のためにも、本市の公教育をしっかりとしてくださいまして、この野洲市が若い人に選ばれる教育のまち、そして高専があって、それを核として反映するまち、そういったベースをやはり学校現場でつくっていただきたいと思います。

私の冒頭申し上げました東京の高専の友人も、滋賀県、特に野洲市についてはすごくいいところだと。それはやはり交通の利便性もいいし、水もいいし、環境もいいし、際限もない。工場とか企業には一番のもってこいの適地であるということもおっしゃってしまし

たし、そういうポテンシャルがあるので、そういったことで多分、企業も優良企業もあると思いますし、近郊に京阪神があつて、通える高専として立地したと思うんですけども、そういうことを十分に生かしながら、この野洲のまちづくり、教育の向上についてつなげていきたいと思いますので、どうかまた、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（津村俊二） 次に、通告第8号、第14番、田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） では、第14番、未来共創、田中陽介です。それでは、これから一般質問を始めさせていただきます。

まず、初めに、次年度予算を見据え、財政とまちづくりを問うということで、質問をさせていただきます。

財政のために政治をするわけではないというのは、櫻本市長がよく口にされる言葉で、まさにそのとおりであると私も思います。しかしながら、行政の現場、それから市民団体との間で交わされる対話、そして、この議会においても、この財政難とか、財政が厳しい、行財政改革といった言葉が頻繁に飛び交います。この財政難というのは一体何を示して、この行財政改革はどこへ向かうのか。これらを明らかにすることが、これからの野洲のまちづくりのあり方や対話を建設的なものにするにつながると思いますので、これを問うていきたいと思います。

そこで、令和7年度の中期財政見通しや、地方財政ダッシュボード等の様々なデータと今後のまちづくりを踏まえ、これからの櫻本市政のまちづくりと、それに伴う健全な行財政運営を健全というの一体何なのかということをお話ししていきたいなというふうに思っております。

まず、1つ目に、財政を語るときによく取り上げられるのが財政調整基金という言葉です。これは議会でも度々出てきますが、地方公共団体が様々な用途に使える、もしくは緊急時に使うために備えている貯金のようなものでありますが、これを中期財政見通しにおいては基準額を15億円、目標額を20億円ということで設定しております。前議会の決算を踏まえると20億を超える額に到達するものでありますが、これは一定、目標を達成して健全状態になったということが言えるのかをお伺いします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、田中議員からの、次世代予算を見据え、財政とまちづくりを問う。

1つ目のご質問で、財政調整基金の目標を達成したと言えるかどうかというご質問についてお答えをさせていただきます。

令和6年度決算におきまして、財政調整基金の基金残高は23億円を超えており、また、本定例会における令和7年12月補正予算提案後の基金残高は23億5,000万円以上となっております。令和7年3月作成の中期財政見通しにおきましては、財政調整基金の安定保有規模想定額を20億円程度とお示ししております。また、行財政改革効果目標として、令和8年度末、基金残高を15億円以上保有することを同じ表内でお示ししております。

現時点で、この令和8年度末の行財政改革効果目標の15億円は、一定達成する見込みだということでございます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 23億円を超えて目標値は達成したと、ある意味言えるとは思いますが、先ほどちょっと最後、付け加えた部分を再質問しますが、これで財政健全化ができたというふうにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 再質問にお答えいたします。

この財政健全化の定義、非常に難しいところではありますが、私が行財政改革の担当させていただいたときにも何度かご説明いたしました。目標の15億円というもの、この数字の持つ、数字自体の持つ意味はあまりないということも説明させていただきました。その当時、ご説明させていただいておりますのは、この基金を維持すると。そこにポイントがございまして、できるだけこの収入の範囲内で支出をやっていこうと。こういった心がけ、財政運営の大きな方針、これに基づいて進めていこうということで、この基金をできるだけ触らない、残すという形で財政運営をすることが財政の基本ですということを当時申し上げて、目標値の数字を、当時、行革プランをつくるその直前の決算が、たしか15億円だったと思います。これを維持するような財政運営をしましょうということで数字をつくらせていただいたということになっております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 数字ではないということで、しっかり備えておくということで、これによるいろんな影響というのは、次の質問からまた話していけたらと思います。

次に行きます。財政調整基金は緊急性の使用という基本で、先ほど櫻本市長もおっしゃ

ったように、これをできるだけ取り崩さずに、取り崩したとしても決算の際に剰余金を戻すことで、一定その額をキープしていけるような状態というのが理想なのかなというふうに私も思います。

ただ、このものは、令和7年の中期財政見通しでは令和9年、10年、11年に基金を取り崩す。かなりの額を取り崩すことが想定されているが、これはどういう想定かを伺います。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、田中議員の2点目のご質問につきまして、お答えのほうさせていただきます。

財政調整基金につきましては、年度間の財源の不均衡を調整するための基金でございます。緊急的な財政出動や、あるいは臨時的な事業への取り組みなどに活用できる自由度の高い基金でございますので、中期財政見通しにおきましては、各年度の収支額を算出いたしまして、公共施設等整備基金などを充当した後に、それでも不足する場合に財政調整基金を取り崩す想定とさせていただいているところでございます。

なお、令和9年、10年、11年におきましては、歳入では、普通交付税を抑制資産としている点があったこと、そして、歳出におきましては、全ての経費が増嵩としていく点と、それと、投資的経費におきまして、大きなもので申し上げますと、野洲川MIZBEステーションの整備事業や、あるいは北野小学校の大規模改修工事を見込んでおりまして、差引きで不足が生じる試算となっていることから、財政調整基金を取り崩す見通しとしたものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 今、説明ありましたように、令和9、10、11で減っているのはMIZBEステーションへの恐らく6億、真水でいうと6億ちょっとですかね。7億弱の投資であったり、小学校、中学校等の増改修ということなんですけれども、これ、こういうことに対して財政調整基金が結局、この見通しでは11年度には13億まで減っていくというのは、これはあり方として認められるというか、目標として立てているのに、これは納得できている目標なんですか、市長。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

当時、令和2年度決算ベースで行革の検討を私させていただきました。令和3年度のことです。このときと今の現状は全然違っておりました、全ての物品費が高騰する。事業費も建設費も高騰すると。また、人勧等によりまして、人件費も大きく急増しているという状況で、かなり前提も異なっております。

そういった意味で、通常その当時考えていた行革の動きでは、とても追いつかないだけの支出が出ているという、扶助費の増嵩もそうですけども、いう実態もあります。ある意味、大分前提も変わっておりますので、なかなかこの15億円なり財調を崩さないという運営が難しいというもの、これはもう一定認めざるを得ないというふうに思っております。

行革の取り組みは引き続き続けますけども、ただ数字としては、どうしてももう固定的に要るもの、人件費の話はしましたけども、ここはもう行革云々言っていられませんので、きちっと人件費は支払わなければならないというところもありますし、扶助費の増嵩もそうであります。ここは、納得できるできないにかかわらず、どうしても支出せざるを得ないというところ、これでこういう影響になっているのではないかなと思っております。

また、このM I Z B Eステーションあるいは北野小学校の大規模改修、これも行革の動きで停滞させるわけにはいきませんので、ここも一定切り詰めながらではあるんですけども、進めさせていただいております。それらをどうしても必要な部分を支出した結果、こうならざるを得ないというところで、私としては、もうこれはやむを得ないのかなというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） この点において、私は少し疑問を持つところがありまして、例えばM I Z B Eステーションにしても、学校にしてもそうなんですけれども、これは債権をはることができると思うんです。財政調整基金を取り崩すというのは、かなりの額を一括で払うということが前提になっているのかなというのが、頭金だけではないと思うんです。その考え方というのは、どういうふうに考えておられるか教えてください。これは財政でもいいです。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、田中議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、お答えをさせていただいたとおり、投資的経費において大きなものという形でM

I Z B Eステーション等々言わせていただいたんですけれども、その前段としまして、先ほど市長のほうで申し上げたとおり、全ての経費が増嵩しているというところもございます。そういったところで、財政調整基金の取り崩しというところについては、影響があったというところがございます。

先ほどのご質問の中からはと、もちろん施設の整備については、公共施設等整備基金を活用する、あるいは、地方債を活用していくというような形を踏まえつつ、その中で、財政調整基金の取り崩しというような形にはなってくるというようなところがございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） その考え方なんですけれども、例えばM I Z B Eステーション、今回、6億、7億弱程度の見込みが債務負担行為で出てきておりますけれども、これもM I Z B Eがこれから恐らく二、三十年、市民の皆さんと一緒に使っていく施設であるならば、やはりこれは使用者負担といいますか、使う人たちが負担していくという、これは僕は議会に入らせてもらってから、原則として皆さんに教えていただいたことなんですけれども、やっぱり使う人が払っていく。今もらったもので、今あるもので、今までの人たちのものを使って、次のものをつくるというよりは、次、使っていく人たちが負担をしていくというのが本来の行政の施設とか整備の原則だと私は思うんですけれども、となると、もちろん将来負担比率は上がるんですけれども、そこは根本的なその本質的な部分では、将来は負担する人が負担していくという原則だと思うんですが、その考え方、野洲市の財政支出においてどういうふう考えられているのかお伺いします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、お答えいたします。

それゆえに、地方債を発行いたしまして、後年度負担も含めて、世代間の公平を図っているというものでありますけれども、ただ、地方債も制度的に全額充当はできないものがほとんどでありまして、例えば75%充当、あるいは90%充当というものがおります。これは国からの補助金、県からの支出金も除いた上での額での話になりますけれども、この部分でどうしても充て切れない部分は一般財源で負担ということでありまして、今回の財政調整基金が減っているのも、そこはあくまで一般財源の負担の部分で減っているということでありまして、これはちょっとどうしようもない部分であります。これも各その年度年度で同じことが起こっていますので、そういう意味では公平なのかなというふうに、ト一

タルで見て公平なのかというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 分かりました。では、基本的には起債がはれて、充当率の限界までは起債をはって、将来で負担していくという原則で動くということによろしいですか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えします。

まさに今おっしゃってくださったとおりで、今の世代で後年度全部負担は難しいのでということもありますし、また、基金の限りもありますので、地方債というような制度をしっかりと使わせていただいて運用していくということは間違いございません。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） なぜ、これを言うかということ、やっぱり使っていく人が責任を持って議論に参加しないと、今あるお金でできるから建てちゃったらいやというような考え方では、後年度にもう本当に資産にならないとか、お荷物が残ってしまうと非常に困ると。みんなが使って価値があると思えるものであればつくってもいいし、価値がないものをわざわざつくっちゃいけないという観点から今言っているということをお願いします。

また、3点目。公共施設の整備が必要と今いろいろある中で、公共施設等整備基金はずっと積み立てられたままで減っていないということなんですけれども、これが一体どういうことなのか教えてください。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、3点目のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

公共施設等整備基金の積立てにつきましては、後年度の施設改修の備えとして積立てのほうをさせていただいているところでございます。

これも具体的な1例を挙げますと、令和12年度から着手予定をさせていただいております現クリーンセンターの基幹改良事業と、それと学校施設の長寿命化として取り組む予定の中主中学校の大規模改修工事の財源として充当をさせていただく想定をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） では、この基金も12年までは順調にたまっているけれども、11年、12年にはクリーンセンターの頭金とか中主中学校の頭金で減りますよという想定で今動いていますということですね。分かりました。

それでは、次に行きます。

4点目ですけれども、今年度の予算要望の段階では、約280億円の要求がありました。実際に、初年度のスタートは260億程度の予算でスタートしております。この要求のうち、いわゆる投資的経費に当たるものと、義務費とか扶助費とかの経常経費に当たるものの額をそれぞれ伺います。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、田中議員の4点目のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

令和7年度当初予算要求につきましては約280億円でございましたけれども、投資的経費につきましては、普通建設事業の工事などを示すものといたしまして、要求額で見ますと約32億円で、それを除く部分を経常経費といいますと、約248億円となるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） これは要求時ですけれども、実際に260億の中で、この割合を教えてください。割合というか額、実際の予算の中の投資的経費と経常経費の額を教えてください。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） 再質問にお答えをさせていただきます。

それぞれ削減した割合額ということでよろしいでしょうか。そうしましたら、まず投資的経費につきましては11.2億円になろうかと思えます。経常的経費、先ほどご質問等の定義で言います経常的経費で言いますと、8.7億円というような形になるわけでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 今お答えいただいたように、各担当課が経常経費、要は削れ

ないこれは経費ですよと言って出してきたもののうち、要は8.7億円を削っているというのが現状ということです。そうしたことをいろいろ積み重ねて、財政調整基金とかいろんな基金を積んできたということになるわけですけれども、この考え方なんですが、このカットが、本当に必要なものを精査して、要らないものをカットしてスリム化していく中で生まれてきたものなのか、それとも、担当課ないし市民が身を切って、血を流しながら痛みを感じながら、これはお金を生み出してきたものなのかということは、どのように認識されているのかお伺いします。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、再質問についてお答えをさせていただきます。

財政のほうを預かっております私、政策調整部といたしましては、今の査定も含めまして、全体のところを確認させていただいた中からしますと、事業運営に必要な費用としては、予算措置のほうはさせていただいているところというふうには認識をさせていただいているところでございます。

今の経常経費につきましては、それぞれ大きいもの等々を、例えば、ふるさと納税の経費に係る部分も一部削減をさせていただいたり、あるいは、民生費に係る扶助費であったり、会計年度任用職員の部分であったり、当該7年度におきます予算としては、まだ確定といたしますか、計画的には不十分であるというところにつきまして、削減のほうを査定のほうさせていただいたというところでございます。冒頭に申し上げた、一定の事業運営に必要な費用については、予算計上はさせていただいているというふうには思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） であれば、今おっしゃっていることがそうであれば、非常にスリムで効率的な組織になっているということなんですけれども、実際、我々も議員としていろんな担当課の職員さんとかとお話しさせていただいたら、結局出てくるのは、経費を削られたからできていない、必要なお金が回ってきていないということが言われます。これがやっぱり現場から出てきている。

実際に、例えば教育の分野においても、我々、PTAとかもやっていると、やっぱり例えば子どもたちの本当に必要な物も買えないような状況ですと。これが、要は学校とか教育部局、それぞれの部局内の優先順位のつけ方が間違っているのか、それとも財政がも

う無茶を敷いているのかというのが、そのコミュニケーションが本当に取れていれば、そういう言葉は出てこないのかなというふうに思っています。

そのあたりをどのように調整していくのかという部分が、次の質問なんです。中期財政見通しにおいては、経常的な視点で業務や施設の現状把握と課題整理を的確に行い、市民のため、まちのために必要な事業として改善やスクラップ・アンド・ビルドを念頭に、とあるが、これはいつどこで、誰がどのように進めていくんですかということなんですが、お伺いします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、5つ目のご質問であります。

改善再構築はいつ、どこで、誰が、どのように進めていくのかというところでございますが、これにつきまして、基本的な考え方をお話しさせていただきたいと思えます。

まず、経営的な視点で改善再構築をすることにつきましては、各課の職員一人ひとりから、担当課での組織的積み上げや取り組みが基本になるというふうに考えております。そういった観点でいきますと、例えば、いつということにつきましては、常日頃の業務においてということになりますし、また、どこでということでは、各現場でということになります。また、誰がということにつきましては、職員一人ひとりがということになります。どのように進めていくのかということにつきましては、日常業務の中での気づき、改良、改善を図っていくことが基本になってくるというふうに考えております。

そして、総合的にマネジメントしていくということに関しましては、政策調整部が中心となりまして進捗の確認、それから軌道修正を原課に投げかけ、行財政改革の取り組み等、着実に進めていくものというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） おっしゃるとおりというか、それができれば多分こうなっていないだろうというような感じはありまして、担当課の皆さんも、すごく人数も絞られている中で日頃の業務が多いという中で、多忙な中でこういう改革的なことをどうやって時勢も含めてやっていくかって非常に難しいと思います。最後マネジメントとおっしゃいましたけれども、そこやと思うんです。それが全庁的に浸透。じゃあ、今、浸透しているというふうにお考えかお伺いします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

行財政改革を始める前までは、野洲市の財政の編成は基本的に1件査定方式といたしまして、各課が必要だと認識したものを全て財政課に要求すると、こういった形式でありました。それはある意味、全てのものが俎上に上がるという意味で、いい面もあるわけですが、ただ、優先順位であったりとか、どうしても必要なのかというようなところを自ら精査するところが弱かったとあっていて、結局それが財政の判断で全て決まってしまうということ。しかも、それも現場を知り切らない財政がどうしても判断しなきゃならない、こういった弊害もあったというふうに思っております。

そこで、粋予算ということで、直近の予算の状況を見て粋、それぞれを部局ごとの粋をつくらせていただきました。この粋予算の中で、各部局優先的な順位をつけて、その中で優先順位をつけるということでもあります。この優先順位づけも、どうしても必要な固定的な経費、これは真っ先に必要になると思いますし、その以外の部分につきましては、緊急性、必要性そういったもので各課のほう、各部のほうでまとめていくという形になっています。恐らく予算がないからそこまで手が回らないというものは、この粋を超えている部分になってくるというふうに思っています。

この粋予算も、当然そこに収まらない突発的な事業があったりとかしますので、そこはサマーレビューという形で夏に聞き取りをしております、これはもう通常の粋とは別にそれは必要かどうかということも考慮しながら、その粋予算に上乘せする形で措置をさせていただいているというふうに思っております。

ただ、その各担当課のほうで手が回らない、予算が回らないというものは、やはり粋に収まらないという部分になっておりますので、課題となってくるのはその粋が適切かどうか。ここは課題になってくるのかなというふうに思っておりますが、いずれにしましても、そういう制度を通じまして、各部局のほうは優先順位づけ、予算には限りがあるということは制度的に担保し、理解をさせていただいているというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） ただ、中期財政見通しの中でも、粋予算というのは本当に効果があるのかというような文言が、中期財政見通し、どこかの資料の中で、についてどうかというような話があったんですけども、それについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

ちょっとその表現が、財政当局が書いているのか、各担当部局で書いているのか、ちょっとそこによっても大分変わるとは思うんですけども、ただ、先ほどのご質問でもお答えしましたけども、様々な物件費が高騰しておりますので、やはりその枠の中で収まらない。いわゆる同じことをしても収まらなくなって、切らざるを得ない。こういった状況が出つつありますということもありますので、やはり行財政改革が始まってもうはや4年、5年になりますけども、やはりこの枠のあり方というものもちょっと考えていかないと、同じことをしようと思ってもどうしても全てが上がっていますので、できない。これは公共事業も同じなんですけど、そういった事態がかなり行革以降、急速に進んでおりますので、その辺の見直しは一定必要かなというふうには考えております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） まさにおっしゃるとおりで、全てが上がっているのも今までどおりではいけないということはそうだと思います。だからこそ、まず、マネジメントの中で、どこに注力していくかという部分だと思うんですが、次の部分に行きます。

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。再開を午後1時10分といたします。

（午後0時04分 休憩）

（午後1時10分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） それでは、午前中に引き続き、昼からの質問を再開させていただきます。

午前中において、財政のいろんな考え方を質問してきまして、次6番目に移りたいと思います。

経営的な視点でいろんな改善再構築を行っていくことを政策調整部とマネジメントしていくということでしたが、市長が打ち出している「若い世代から選ばれるまち」、「高齢者にも安心・安全」、「市民・民間の力を最大限に生かす」。そして、その基にあるこの野洲市の総合計画。そうしたものを読み解くと、結局、全て網羅されております。もう全てのことが。もともと資源がやはり少ない中で、やっぱり全てを均等に振り分けるということは実質不可能であります。市民福祉の本当のライフライン、命や尊厳に関わる部分は、もうこれは絶対守らなければいけない。でも、それ以外のプラスアルファについては、やはり選択と集中が必要であると考えているが、どのようにお考えでしょう。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、6点目のご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、選択と集中が必要であるというふうに考えております。限られた財源の中、本市の特徴を踏まえた上で事業を選択し、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 今も限られた財源という言葉があったんですけども、これが、財政が厳しいとかいうところの根本になっていくのかなと思いますが、先ほどからの流れでもありますが、この限られた財源というのは、もうこれはもうずっと一緒だと思うんです、昔から。すごくお金があって、使い道が何に使おうかという時代も、野洲町のときですかね、あったというのは聞きましたが、でも、少なくとも近年はそうではないと。というと、もうないのはもう当たり前として、それがもう通常。もう、あるという状態になるということは恐らくないだろうと。よっぽど何かが変わらない限りは、大幅にどんと収入があることもあり得ないし、逆に言うと下がるということも、そんなにはないと思うんですが、その中で意識として、財政難とか財政が厳しいという意識というよりも、それが当たり前というふうに考えて、それがノーマルであると。その中で何をやっていくかという話をしないといけないと思うんですが、この選択集中の健全な状態というのは、櫻本市政においてはどういう、何が健全で、選択集中、何をもって選択集中していくかという部分を教えてください。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 最初の質問でもお答えしましたとおり、健全って非常に難しいというふうに思っておりますが、一言言えるとするならば、将来にわたってこの財政運営が持続できるかどうかという部分は非常に重要だと思っております。この将来もまたどこに置くか、非常に難しいところではありますが、少なくとも単年度に財政出動が集中いたしまして、例えば2年後、3年後に予算が組めない。これは健全ではないというふうには思っておりますので、一定、その時々に必要な支出、大きな支出をしても、その翌年度、その翌々年度等にきちっと予算が組めるということ、これは抑えながら運用していく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 財政運営がしっかり続けていけるということだということがありました。続けていく中で、次行きますけれども、任期3年でいろいろ集中選択していくと。それを続けていくことを目的に判断して、続けていけるというのが明確な目標。続けていけるように指示をしていくということのように今は聞こえるんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

続けていくこと、これは財政運営の1つの目線でありまして、それとはまた別に、今、必要なことをしっかりとやるということ。これが重要でありますし、さらに申し上げますと、将来にわたって、将来に向けて必要なこと、投資等はそうなんですけれども、そういったこともしっかりとやっていく必要があるということでもあります。ですので、現状の課題を解決するために必要なこと、また、将来に向かって必要なこと、ここへの投資、かつ、それをしてもまだ持続できるようなその辺の非常に難しいバランスが財政運営には求められますので、その辺の3つのある意味背反するような部分を、ときには現状に重点を置いた予算、あるいは時には将来に重点を置いた予算、こういったものも織り交ぜながら、中長期的に見てきちっと投資、そして将来に向けた蓄え、こういったものが図られる。非常に難しくはありますけれども、そういった財政運営を心がけていく必要があるというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 今、市長がおっしゃったように、非常に多様な要素があるというか、何とでも言えると言えれば何とでも言える話なんです。ですからこそ、この任期というか、この市政運営の中で、何が必要で何を続けるのか。これを明確にしていかないと、多分、配分ができないと思うんです。

この何が必要、何を続けるという部分をお答えください。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） ちょっと抽象的な話をすると非常に複雑になってくるんですけども、少し分かりやすく言いますと、少なくとも今、私のさせていただいているこの任期におきまして、すべきことは施政方針の中で位置づけをさせていただいております。私がこの就任したタイミングで、駅前開発というようなタイミングがめぐってきております。この駅前をしっかりとしたものにするということによって、この野洲市の将来にも大きな影響を与え

ますので、まずはこれをしっかりと進めるということ。このタイミングにありますので、ここを重視して進めているということもあって、市議会でも熱い議論が今あるというふうに思っております。

この他にも私が就任したタイミングでM I Z B Eステーション。これも重要な施設でありまして、これについてもしっかりとやっていこうということ。あるいは、高齢者対策も重要でありまして、高齢者の移動手段の事業、少し規模は小さくなりますけれども、こういったものも今やっておかなければ、将来にとって大きな課題になるということで取り組みをさせていただいております。

また、これも先日来、話題が上がっておりますけれども、子どもたちの教育環境の整備。これも、これまでできていなかった部分を就任後、A L T、学校司書、また、小中学校のトイレ、これもさせていただきました。こういった形で、今、たちまちやらなければならないこと、将来に向けても今やらなければならないこと、これを優先してさせていただいておりますし、その辺は施政方針にも示させていただいているというふうなことでございます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 今おっしゃったような、何が必要、何を続けるというところがきちんと原課に具体的に下りていないと、結局、施策として、今までやっていたことの踏襲が変わらないというか、ということになってしまうと思います。だから、そのマネジメントをするのが、本来は市長直轄の政策調整部であったり、そういった部分だと考えます。そのマネジメントが弱いと、結局、全体に市長の考えが下りていかないということになると思いますが、現状、そこが、市長の感覚です、これはもちろん言いにくい部分もあるとは思いますが、しっかりとそれが実現できているというふうに思われているのでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

まず、何よりもやはりトップがしっかりと示すことが重要であるというふうに思っています。まず、これが第1であります。施政方針で示しておりますし、また、事あるごとに、私はもうまちづくりの方針も繰り返し伝え、そして重要な事業についても様々なメッセージを送っております。一番分かりやすいところで言いますと、まずやはり予算、人事、組織。これは一番、市長のメッセージとして大きなものでありまして、予算

も厚めにそこに充てる。あるいは新しい組織をつくる。人事も、それに伴って配置をする。こういったことを通じまして、しっかりと組織に対して私は方針を示しているところであります。

これを受けまして、政策調整部のほうで、市長のこの指示というものがどれだけ進捗が図られているのかというものを、これは毎月とかそういうことではありませんけども、年間何回か、きちっと担当部局のヒアリングの場をつくって来て、進捗管理をしてきているというふうに思っております。

また、さらに、この進捗を厳しくきつく監視するののかというところまでは、どこまでできているのかというのは人によって違うところはあるんですけども、一定、各部局も私のこの方針をもとに動いてくれているというふうに認識をしております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） では、そうやって今おっしゃった、結構できているという話なんですけれども、ある意味で、もうこれができているとなると、もう完了しちゃっているということになるというか、これは後での話でもいろいろ出てくるかと思うんですけど、行政の無病性みたいなもので、なかなか議会答弁においてできていませんという話を聞いたことがないんですけど、やっぱりもっとこれが必要だとか、もっとこういうことをしていけないといけないということが、当局から出てきてもいいのになというの是非常に僕はいつも思うんですよ。それができていないことは別に悪いことではなくて、ちゃんと課題を把握して認識しているということがあって、でも、本当にできているのかというのを、もうここでできていると言っちゃうと、もう何かそれ以上言いようがないというかというところがあるので、何かそのマインドというか、もうここで市長ができていると言ったら、もうみんなこれでいいんやと思っちゃうんですよ。ほんまにできていると思っていらっしゃいますか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えします。

先ほど少し言いましたけども、できているというものが、どこまでできているのかというのもありまして、これが完璧だとは思っていません。もっと、できれば私としましては、駅前のお話でも言いましたけれども、できるだけ進捗を早めて、また、各部局が有機的に動いてとか、そういったことをやりたいという思いはありますけども、なかなかこれまでそういう形で進めてこなかった組織というものを一気に変えるというのは、難しいと思って

います。私はもうこの1年で、全て自分の指示を出したとおり組織が動くという風には思っていない。しかし、様々なやり取りを通じて、時間とともに少しずつできていくというふうに思っておりますので、今、一生懸命やってくれているとは思いますが、来年、再来年さらにこの組織的な機能、また、政策調整部の政策調整機能、これは上がっていくということを考えながら、今としては、それに向けて努力してくれているというような評価をさせていただいております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 今上がっていくということを見越してすぐにはできないということだったんですけれども、そこを上げていくために、今行われていることであったり、現状、そのマネジメントに対してコミュニケーション、担当部局にまだできていないと自分が思っていることをしっかりとコミュニケーションを取っていくことというのは、十分な時間を取れているでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えします。

これはもう正直に申し上げまして、なかなか正直なところ申し上げて、私も公務、庁外での公務も多いという状況もございますので、私がやりたいと、やるべきだということで施政方針でも掲げさせていただいた政策にどれだけ時間をかけられているかということ、かなり限界があるのも確かでありまして、そこは指示を出したから、当然やってくれているだろうということも正直あります。もう少し時間をかけて、しっかり進捗管理も含めてやっていきたいところではあるんですけども、その中でどうやって効率的に関わっていくのかということは私自身の課題でもありますので、市長としての業務、これをできるだけ効率化して、この政策推進という部分に対して、もう少し私もコミット、コミットといたしますか、自分自身の部分であるんですけども、しっかりとその中での関わりというものもつくっていくということは、私自身の課題として抱いておるところであります。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） まさにそこかなと思います。いろいろ市民から要望があったら、いろいろ行かなければいけない、地域に出ないといけないということも確かに分かるんですけども、やはり内部、市役所の中にいかに自分の理念とかを共感してもらえるか、そこが非常に大切だと思います。

そういった意味で、次に行きたいんですけども、行政改革、財政改革に必要なのは、

経費を削るというだけではなくて、価値を生み出すというところにあると思います。市長も市民・民間の力を最大限生かすというふうに書かれていますけれども、体裁や前例とかではなくて、いかに工夫して、効果を最大化するという目的ベースでいかにできるか。そのマインドをいかに伝えられるかということだと思います。いろんな人が市中にはいますので、そういった個人や事業者、そういった方といかにつながるか。これは、市長もそうですし、担当課の皆さんもそうだと思います。そういうところにしっかり出ていく、つながっていくということをしていけるような人材をつくっていかないといけない。そうすると、この行政自身も感受性をしっかり高めないといけないと思いますけれども、市長の考えはいかがでしょう。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、8点目のご質問についてお答えさせていただきます。

まちづくりにおきまして、これまでの行政主体のやり方を柔軟な考え方で見直すとともに、市民や民間の力を最大限に生かすことが、私も重要であると考えております。

また、市政運営を進めるに当たりましては、議員のおっしゃるような潜在的な財産、これを敏感に捉えて意識をより一層高めていく必要があるというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） まさにおっしゃるとおりなんですけれども、同じ思いだとは思いますが、それをしていこうとすると、さっき言ったようにやっぱり内部の幹部職員であったり、その上長がしっかりとそういう意識を持って、若い職員がちまたに出られるようにしっかり、しっかりというか、ちまたに出られるような仕組みをやっぱりつくっていかないといけないですし、そういったことが奨励されるような権限移譲も含めてやっていかないといけないと思うんですが、そうなるマネジメントを具体的にどういうふうにしていこうというふうに思っていますか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 非常に難しい話かなというふうに思いますけれども、一人ひとりの職員の働き方の部分にはなりますので、なかなか直接私のほうが指示は出せないというふうに思っておりますが、少なくとも、各職員はそれぞれ市役所で最低やらなければならない仕事を抱えておきまして、これをどう効率化するかによって外にも出やすく、物理的に時間を捻出することができると思っております。

1つ方法としては、やはり業務の効率化ということでDXの推進、これは業務時間をぐ

っと圧縮できるという部分もありますので、そこで外に出る時間をまず物理的に確保するということが大事だと思っておりますし、また、これは財政的な観点からでもあるんですが、できるだけアウトソーシングしながら、できるだけ職員でしかできないような仕事に集中するとか、あるいは地域に入るといことは、なかなか外注ということよりも職員がやったほうが望ましいと思っておりますので、そういった環境整備をまず市として、組織としてやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

また、そういった外に出ていってという部分も、しっかりと評価をしてあげるといような環境の雰囲気といいますか、それもしていかなければならないというふうに思っております。

なかなか手前みそではありますけども、私自ら先頭に立ちまして現場に行って、いろんな声を聞いています。そういった姿も見てもらいながら、市民の皆様も、職員が市民の皆さんの声を市長と同じように聞こうというようなマインドが醸成されるように、今後は持っていきたいというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） まさに、その環境整備をしないといけないわけです。環境整備をどのようにしていくのか、誰がやっていくのかというのを、今、市長は自分が先頭に立つことでなっていくんじゃないかという話だったんですけども、それを具体的に整備していく動きというのは、これは政策調整部が整備していく。全体を調整しながら整備していくというそういう職務なんでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 政策調整部は、どちらかという政策の横の調整という部分がメインになってきますので、職員の一人ひとりの働き方という意味で言えば、どちらかという総務部になるとは思うんですけども、ただ、これは総務部の所管とか政策調整部の所管とかいうことではなくて、全体としてそういうマインドというものをつくっていく。環境整備も含めて、必要ではないかなと思っております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） ちょっとそこは僕ちょっと何か違和感があって、例えば部活動の地域移行の話もそうなんですけれども、ちょっと飛び火して申し訳ないですけど、同じように課題があったときに、それを誰がやっていくのかというのは、全員やらないといけないのは分かるんですけど、音頭をやっぱり取っていくところというのが必要で、そこ

がやっぱり責任と権限を持ってやっていかないと、何かふわっとみんなやらなあかんなど思っていると思わないと思うんです。実際、進んでいないと思うんですが、そこに課題点というのは、市長、感じていらっしゃるんですか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） そうですね。これもまた新しい課題として捉えたときに、どこが主導的にやっていくのかというところが課題になってきます。大抵、一旦どこの部局にも属さないものは、確かに政策調整部で一旦は整理をして、また、その内容によってしかるべき部局に渡すということがありますので、もし、新しいそういう動きでしたら、例えば政策調整部で一旦検討して、人の働き方ということになると総務部になってくると思いますが、まず政策調整部で一旦受けて、関係部局と一緒に検討していくということに、流れとしてはなるんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、これに限らず、本当に特にどこの部局がということになってくるとなかなかあれですので、全体の幹部の会議とかいう形で、みんなで議論をするということも1つ必要ではないかなというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 幹部の会議とかもそうですし、今おっしゃった政策調整部の横串の機能をいかに高めていけるかが、本当に重要だと思います。非常に難しい仕事ですし、大変な仕事だと思うんですけれども、それが意味、市長直結の部局の仕事だと思いますので、そこをしっかりとやっていただくというのが、どういう形でやっているかというのもしっかり見えてこないといけないと思うんです。市民に対しても、それが説明できないといけませんし、そういったことを踏まえてしっかりと説明できるだけの、今こういうことをやって、こういうふうに進めていますと、内部の組織改革もこういう形を目指して、こうなっていますというのをぱっと出てくるような形にできたら、できたらというか、していかないと多分、本当に進んでいかないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 具体的に何か案件があつてのご質問なのかちょっとよく分からないんですけども、できるだけ今申し上げましたとおり、何か新しい課題があつたときには、どのようなプロセスを経て、政策を組織に落とし込むのかというものの、このルールといいますか、流れというものは確認していく必要があるというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 少なくとも今の議論、対話の中で、私にはちょっとどういふふうに進めていけるのかという具体的なイメージがなかなか湧かなかったの、そこはちょっと気をつけていただきたいというふうに思います。

9点目です。

次に、やっぱり先ほどから言っているように、限りがある財政というのは確かなことでありまして、これをいかに国とか、有利な補助金であったりとかを活用していくかというのは非常に重要でございます。ここで上げているのは、地域おこし協力隊や人材ネット、プロジェクトマネジャーとか、総務省とか内閣府は、多様な地方財政とか地方分権を見て、メニューを用意しています。このメニューを野洲市はどれぐらい活用しているのか、これらの制度の活用事例を伺います。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、9点目のご質問であります。

議員が今回ご提示いただきました、この総務省の提供する制度でありますけれども、これはそれぞれ我々としましても承知はしておりますが、これまでのところ、いずれも活用はできていないというような状況でございました。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 活用できていないということで、その次に行きますけれども、かけたコストに対して効果を発揮する、工夫によってやる価値をつくる、それは結局人なんです。これら内閣府とかが用意している制度は、主に人をどのように地方に送り出すかということなんですけれども、これを使っていないというのは、制度があるのに使っていない、使えていないというのは、潜在的にすごい損失になっていると考えますが、その点いかが考えられますでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

それぞれ制度、よしあしといいますか、当然いいことばかりではありませんし、また、気をつけなければならないのは、やはりこういう制度というものを使うことが目的になってはいけませんので、こういった場面、こういった課題に対してはこの制度がふさわしいというものがあります。その見極めが重要だと思っております。

仮に、こういう制度があるにもかかわらず利用していなかったということが、これまでもあったということであるならば、ぜひそこは活用すべきだったと思っております。この

辺もぜひ含めて、今後、点検をしていきたいというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） では、なぜこれ使えなかったと市長は思いますか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

私が就任をした以前の部分の話になると思うんですけども、それぞれ課題がある制度であるというふうに思っています。そこをどうしても行政としては、リスクのほうを重視する部分がありますので、そのリスクのコストという部分を重要視し過ぎたのではないかなというふうに思っています。ただ、何をやるに当たってもリスクはあるものでありまして、そこをどう捉えるのかというところ、これがこれまではどうしても慎重にし過ぎていたのではないかなというふうに思っております。

実は、私としましては、こういう外部人材を登用しようというものに対してはかなりポジティブ、前向きに捉えておりまして、就任してからぜひこういったものをこういう課題に対しては使ってみたいということで、現在も調査研究をさせていただいております、この活用に向けて、これも手段を目的化してはいけないんですが、ぜひこの分野でこれを使いたいというのがありますので、それを活用に向けて、今、検討させていただいているという状況をご報告したいというふうに思います。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 今おっしゃったように、いろんなリスクが当然存在します。これは多分どんな車とか、包丁とかでも一緒に、手を切るおそれもありますし、車は人をひくおそれもありますけれども、それをコントロールして、うまく扱えるようになるから、それが有意義に使えるわけでありまして。ですので、これを使えないということは、やっぱり内部の力がそこまで充実できていないということなのかなというふうに。これをうまく使って、市民に利益を持ってくるという発想ができなかったということだと思いますので、今、市長がおっしゃったように、リスクを取ってそういったところを、まず内部をしっかり勉強するというか、その制度を使うための勉強をするという、そこにも、ちなみに内閣府も、こうした総務省は勉強のためにもお金出しているんですよ。人を何回か呼んでレクチャーするとか、そういったことを積極的に取り入れていこうというお考えはありますか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

今回、田中議員からご提示いただいたいろんな制度がありますけども、これ以外にも、国のそういった制度、人材派遣を活用しようとした部分も実はありまして、それが広がらなかったという部分もあるんですが、検討はずっとしておるわけでありまして。これをぜひとも、そういった制度を積極的にまず使って、いい面を特に重要視してトライするということにしていきたいなと思っております。

これも、本日の益川議員の質問の中でも言いましたけども、なかなか新しいことをするに当たって、障壁が非常に、私の感覚では、野洲市役所は非常に高いと思っておりますので、まず、そこを打ち破ろうということでユーチューブ動画も作らせていただきました。これは賛否両論あるんですけど、あえて作らせていただきました。こういった外部人材の活用についても恐らくリスクもありますので、いろんな意見が出るかもしれませんが、そこはできるだけ新しいことをする、トライをしてみると。失敗をしてもそれは1つの次の投資だというふうに考えられるような形で、私自身が各職員に対しての、背中を押せるようにさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） ぜひやっていただきたい。そして、その障壁を打ち破る、仲間じゃないですけども、それをやっていくやっぱり組織というか、その役割を担う人材も必要になってくると思いますので、それも併せて、これはほっといてもなかなか破れないと思います。それをやろうと思うと、やっぱりそれが人事を持っている市長の強みだと思っておりますので、しっかりそこはつくっていただけたらと思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 今のこの組織体制が不十分というふうには思っておりませんので、それぞれしっかりと役割を果たしてくれていると思いますが、ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、そのリスクの考え方、取り方ということで、そこはリスクが一番負うのは私だと思っておりますので、それぞれの職員の背中を押せるように、しっかりと私としては職員の管理という意味でやっていきたいと、このように思っております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 最後に、このコストに対して効果を発揮するという意味で、この制度を工夫しないといけないというこの流れで、内閣府で、P F Sという制度がありますよね、ペイ・フォー・サクセス。要は、成果型の行政のいろんな委託の方法であるとか、そういったことというのは、この野洲市において今取り組まれたり、取り組もうとさ

れたりといったことはあるのでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

ちょっと調査しておりませんので、過去やったかどうかは正確にはお答えできませんが、私の知る限りでは、実績はないのではないかなというふうに思っています。

私も一度、行革のときにその手法は検討したことがあったんですが、十分どこにそれを当てはめられるかという部分がちょっとなかなか見つけ出せずに採用には至らなかった、そういった経緯はございます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 市長は1度検討されたということですので、それがいかに活用できるかも含めて、いろんな国の新しい制度がありますので、そこを充当していただきたいなと思います。

ということで、次に、いきます。次は野洲市を魅力的な職場にするためにはということで、本年度、今回の議会の報告等でありましたが、十数名の職員が退職されているということで、それはキャリアアップのためとか、よりよい条件で働くためとか、いろんな理由がありますという話だったんですけれども、新規採用も非常に厳しい状況というのを聞く中で、どのように職員のキャリアアップを含めて魅力的な職場にしていけるかということは、非常に大切だと思います。九州大学の教授とかが言っているのは、自治体職員はもう日々業務に忙殺されていると。そして、そのために十分に発揮できないと、力を発揮できないというような言い方をされていますが、これは極端やと思いますけれども、ただ、私たちが接している職員の皆さんも、みんな市民のために頑張っているというのは非常に伝わります。ただ、やはり表情は結構疲れていらっしゃる方も多いですし、非常に忙しいということで、本来やりたい仕事がなかなか手をつけられていないという状況をよく聞きますが、やはり職員も幸せな状態で働いていないと、やっぱり市民も幸せにはなれないのかなと思います。

そこで、1番、中堅の職員が辞めていったり、採用が芳しくない。そうしたことを考えると、これからは、公務員になろうという方が持っている、この地域のため住民のために何かしたいというこの思いを最大限に生かせるような環境、これをつくっていかないといけないと思いますが、現状認識はいかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、田中陽介議員の2つ目のご質問、野洲市を魅力的な職場にするためにはということでございます。

まず、1点目の、地域のため、市民のためという思いを生かせる環境を構築することで、現状変革をしなければというところのご質問でございます。

まず、公務員が、地域のため、住民のために何かしたいという思いを生かせる環境の構築につきましては、議員がおっしゃるとおりであると考えております。職員にとって安全で働きやすい職場環境を構築することで職員のモチベーションを上げ、やりがいを持って仕事ができ、ひいては市民サービスの向上につながり、市民満足度が高まるようなよいサイクルが実現できれば理想的であると考えております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） そう思っているということですが、現状の認識はいかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 再質問にお答えいたします。

現状は、確かに人員も限られている中で、多くの業務を抱えて職員としては頑張ってくれています。プラスアルファで自分で自由に発想をして動ける余裕があるかということは、なかなか全ての職員がそういう状況でないというふうには思っておりますが、ただ、それぞれの職員が与えられた職務をしっかり果たすことで、きちっと市民のために働いている、そういった実感を持ちながらやってくれているという部分もあるというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 残業時間とかそういうことだけでもなくて、本当に今言ったように、市民のためにやりがいを感じられて、職員を摩耗させない。そういうような働き方改革に現状、何か取り組んでいることというのはありますでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 2つ目の、働き方改革に取り組むことができているかという質問についてご説明をいたします。

職員は職務に使命感を持って忠実に向かい合っておりまして、やる気とやりがいを持って業務を遂行していると認識をさせていただいております。先月、今年度実施しております市内のDX推進リーダー研修、この成果発表会におきまして、職員から様々な業務改革

の提案をいただきました。そういったことを通じまして、もう日々の業務を分析して改善しようというような、前向きな姿勢がしっかりとあるんだということで、その姿勢が熱く伝わってきたというような事例をご紹介したいと思います。

また、10月に市民の方から頂きました市長への手紙でございますが、職務に当たっての職員の対応、姿勢などに関しまして、お褒めの言葉を頂戴いたしました。こういったことは職員に達成感を与え、意欲を持って仕事に取り組む原動力となります。職員にとっては大きな励みとなったということでございます。

一方で職員が疲弊しているのご指摘についてであります。これについては、全部否定はできないというふうに思っております。しかし、現場の肌感覚で申し上げますと、主にこれは外的要因によってもたらされているものが多いのではないかなというふうに分析をさせていただいております。これは、例えば今、国のほうでも物価高騰対策等の給付金事務でありましたりとか、あるいは昨今の急な国政の解散の動き、あるいは各種法改正、こういった外的要因がございまして、こういった国が主導する事務事業に係る部分で、地方の職員としましては、国民のニーズに応えるために、迅速な対応が余儀なくされるということでございます。これらの業務は非常に大量化、複雑化、困難化しているというような傾向がございまして、本市に限らず全国の市町村の職員というものが、非常に大きな負担を強いられているというような、そういった外的要因が非常に大きいというふうに認識をしております。

また、市民からのニーズも非常に多様化しております。窓口、電話での市民対応が長時間にわたるということもございますし、時には厳しいご口調でご意見をいただいたりするということもございます。

こういったことも考えますと、やはり働き方改革、これは内部だけではなくて、社会全体でも課題として取り組む必要があるというふうに認識しておりまして、一方で市の組織としては、安全で働きやすい職場環境を整備しまして、職員のモチベーションを上げる取り組みを推進していかなければならないというふうにも考えているところであります。

また、人事戦略の観点で申し上げますと、外部人材の活用、アウトソーシング、DXの推進、こういったもので業務の効率化を図るということ、これによって生産性を向上させるということでございます。創意工夫する余地はまだまだあるというふうに認識しておりますので、こういったことも織り交ぜながら働き方改革、これを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） いろいろとありがとうございます。その中で、今おっしゃったDXリーダー研修ですかでいろんな意見が出て、すごくよかったということですけども、こういった中堅の職員の方が出ていらっしゃるんですかね。そうなってくると、やっぱりその方々の出してきた意見であったり提案が、先ほど市長もおっしゃっていましたが、でも、チャレンジできるちゃんと土台に乗っているのかということなんです。これ例えば聞きました。でも、できませんって一番これは最悪ですよ。じゃなくて、それを実際に試せる舞台であったりとか、それを市長が応援するなり、そういった取り組みというのはできているんでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

職員のやる気を引き上げるような取り組みというものは、制度としては2つございまして、これまでは職員提案制度というものがございました。これは総務部で所管しておる部分でございますけども、職員が、とある取り組みなんかを提案をするというような制度がございました。これに加えて、令和、ちょっと何年からか忘れちゃったけども、私がちょっと行革で来たときに、県でやっている政策提案制度というものがございまして、それを野洲市役所でもやっついこうということで、これは非常に柔軟な制度になっておりまして、通常ではなかなか財政課も認められないような、トライアル的なものもやっついこうというような制度を設けさせていただきました。今、「ゴイッショ」、「つれだし隊」、これもそれでやっているものでありますし、いろんな事業を、その先までうまくいくか分からないけど、取りあえずやってみよう、3年間やってみよう、こういったものを制度として設けさせていただきました、この2つの制度がございます。

1つ直近の事例を申し上げますと、実はこの政策提案制度に、とある新採職員さんが提案をしてくれました。これは生涯学習課の職員さんなんですけども、20歳の集いを少し改めたいということで提案をしてくれまして、いろいろ課題なりありましたけども、これをしっかりと受け止めさせていただいて、採用をして、今、予算化に向けて調整をさせていただいています。こういった制度がございまして、ぜひともそこを、中堅職員さんには限らないわけでありまして、提案を前向きに、そしてそれをサポートする形で、ぜひとも引き上げていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） それは非常に素晴らしいことだと思いますし、それがいいことになろうが、結果、悪いこともあるとは思いますが、それは経験になっていくと思います。そういった中で、やっぱり育っていくということが必要だと思います。

次、行きますけれども、人事には、この野洲市職員能力向上のための基本方針がありまして、これは平成27年に策定されていると記憶していますが、これがどこまで根づいているのか、その検証はどこまで行われているのか、これを伺います。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、3点目のご質問にお答えいたします。

野洲市職員の能力向上のための基本指針につきましては、今申されましたとおり平成27年に策定しておりますが、基本方針の根幹であるべき目指すべき職員の姿につきましては、「市（まち）を愛し、広い視野を持って行動し、改革・改善に取り組む職員」としておりまして、年月が経過し時代が変わっても普遍的な職員像であると考えております。

また、基本方針が、働き方改革につながっているのかということですが、基本方針には、業務改革の取り組み強化、また、働きやすい環境の整備といった方策も位置づけております。

また、どこまで根づいているかという点につきましては、基本方針自体、人事評価制度に取り込みまして、職員に求められる行動、役割、意識を明確にしているところでございます。

さらに職員の研修の計画を立案する際も、その基本方針の目指すべき職員像を踏まえた研修メニューとして位置づけているというところでございます。

このように、各種制度に基本方針の内容を取り込むことから、一定根づいているものとは認識をしております。

また、先ほど市長が申し上げましたとおり、現在、職域ごとにDXの人材育成を進めております。これは国が示す方針にも合致しているところでございまして、今後、社会全体で、若年労働力が不足するということが想定される中で、重要な取り組みの1つであるということを職員自身が意識して、研修に参加しているものと思っております。

また、職員採用に当たりましては、本市が求める職員像を明確にした上で、人材確保に取り組んでいきたいと考えております。

なお、基本方針につきましては、国の指針についても一部改正がございましたことから、今後、ブラッシュアップについては図っていきたいと考えますが、その過程におきまして、

基本方針の趣旨をさらに浸透させていくというような流れを考えているところでございます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） ありがとうございます。総務部長が今言っていただきましたけれども、やっぱり方針しっかりしたものがあって、それが徐々に根づいているとはいうものの、それをしっかり、しっかりというか、中身を充実させていくためには予算も必要ですし、研修の機会等ももっと必要だという話をしていたような気がしますけれども、その人材育成に関しても、これは人事部が主導となって、人材育成をしっかりしていく、進めていく。この人の組織のあり方をつくっていくという認識でいいんでしょうか。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 人事で全てできるかという点につきましては、人事では全てできるものではございません。こうしたことから、人事評価制度におきましても、それぞれの目標をトップダウンであったりボトムアップであったり、それぞれ所属、また部で目標を統一するというのか意思統一して、それぞれの職員がその実現するために、その年に何をするかということそれぞれ捉えて進めていっていますので、そうした中で人材育成は図られていくと、これが人事評価制度だと思っています。

そういうことでその取りまとめであったりとか、また、研修のあり方であったりとか、どういった研修が必要であったりとか、仮に言うたらキャリアデザインの研修を進めるに当たっては、働き方の振り返りを考えるであったりとか、そういう意識づけきっかけづけについては、人事当局が担うものなのかなというふうなことを思っております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） ありがとうございます。そういったことに今、人事部でも取り組んでいただいているということだと思います。

その上で、最後にお聞きしたいんですけれども、今の現状を踏まえて、そうやって実際、中堅の職員さんが辞めていってしまっているということも、いろんな捉え方があると思うんですが、その上でこれから市役所が魅力的な職場にしていくために、今取り組んでいることなのか、これから取り組もうとしていることなのか、具体的な何かがあれば教えてくださいたいと思います。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

確立したものはございませんけども、今始めておりますのは、できるだけ私自身がまずは実践をしているんですけども、若い方、若い方たちというのもあれですけども、比較的まだ管理職に至っていない方の思いを積極的に私は聞いていきたいというふうに思っています、彼らが思っているようなことを発出、出してもらいたいなというふうに思って、まずは始めさせていただいております。

これまでなかったと思うんですけども、新規採用職員さんとの面談、あるいは中堅職員さんとの面談、これは例えば8人ぐらい市長室に来てもらって、それぞれ、どんなことで仕事しているの、これについてどう思うとか、それは面接ではなくて、自由闊達にいろんな思いを言ってもらいたいということをさせていただいて、この組織というものがそういった自分たち職員の声を聞いてもらえる組織なんだというようなマインドを少しずつ出していきたいなというふうに思っております。

この後、そういった職員さんたちが次、何を望んでいるのか、自分がやりたいことをやらせてもらいたいと思っているのか、いや、では違うのか、そこもそれぞれニーズがあると思いますので、そういったニーズに応じてどういったフォローができるのかということも考えていかなければならないかなと思っておりますが、今回の田中議員のご質問は、どちらかというといろんなことを地域のためにやりたいと思っている職員に対して、どのような形でそれを実現させて上げるのかという観点でのご質問かなと思っておりますので、そういった点では、非常にやる気のある、そしていろんなアイデアを持っている職員さんの思いが形できるような、そんな仕組みづくりというものは、今後考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） ありがとうございます。非常にこれから前向きなお話になったかなと思いますし、これを聞いていただいているいろんな多くの職員さんたちが、よっしゃ頑張ろうと思っただけなら一番いいなと思いますし、もし何かあったら、また言っただけなら、直接こういう場でお話しできたらいいなと思います。

最後なんですけれども、先ほどからずっと財政のときでも、この話題でも一緒なんですけれども、この無病性というのをいかに打破していくかというのが、結構、この人材にしても財政にしても、非常に重要かなと思っております。

この無病性を打ち払うためには、何が重要かということをお伺いして、終わりたい

と思います。お願いします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 無病性の話でございますけれども、やはり行政は間違えることもあるよということをみんなが、市長だけでは駄目で、議員の皆様も、そして市民の皆様もそこを理解がないとなかなか、そこは前に進めないというふうに思っております。最大限の努力をした上での失敗、これは次への糧であって、また投資であるというような認識がしっかりとみんなの間に根づくことが大事だと思っております。これもほっておいても根づくものではありませんので、私としては、まず市長のほうから、そのトライをして失敗した職員に対しては、むしろ評価するような、そんなマインドを少しずつ広めていくことが大事だと思っておりますし、今、私が申し上げていることを皆が理解していただくことが重要ではないかなというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 次に、通告第9号、第6番、岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子議員） 第6番、清明会、岩井智恵子でございます。高齢化社会の課題対策についてお伺いをいたします。

令和5年には野洲市の高齢者数は1万3,558人。65歳以上が人口に占める割合の高齢化率は26.8%であり、年々増加傾向にあります。ちなみに滋賀県の高齢化率は、令和7年で27.5%であります。WHO世界保健機構の定義では、高齢化率7%以上を高齡化社会、14%以上を高齡社会、21%以上を超高齡社会と呼ぶことから、本市は超高齡社会であり、介護人材の確保や地域の実情に応じたサービスの人的確保が喫緊の課題であります。

では、質問に移ります。問1、滋賀県の高齡化対策は、レイカディア滋賀高齡者福祉プランに基づき、地域包括ケアシステムの構築を推進されていますが、それに伴う野洲市としての具体的な対策をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、岩井議員の1点目のご質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステムの構築は、本市では第9期野洲市高齡者福祉計画・介護保険事業計画に基づき進めております。

まず、地域包括支援センターを中心に、医療、介護、福祉機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図っております。また、介護予防や生活支援の充実、フレイル予防教室

の出前講座などにより、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援をしております。

さらに、認知症施策、権利擁護、高齢者虐待防止など、複雑化する課題に対応するとともに、在宅医療との介護連携強化、介護人材の確保・定着にも取り組んでおります。今後も本市の実情に応じた施策を計画的に進め、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりに努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子議員） ただいまは、多方面な面からいろいろ手を携えて、高齢者の方を守っていただけるいろんな道があるということで、私もちょっと安心をいたしておりますが、次に、移ります。

問2、2025年、団塊の世代とは、昭和22年から昭和24年にかけての第一次ベビーブーム期に生まれた世代が、全員、75歳以上の後期高齢者になり、2025年問題と呼ばれ、社会全体に大きな影響を与えると予測されてきました。ちょうどこの2025年に当たるわけですが、この年を迎えた今、福祉・介護の分野におきましては、38万人とも言われる人材が不足していると試算されています。それは、福祉・介護に限ったことではなく、その影響力は大きいと言わざるを得ません。福祉に関して、たちまちの課題や対策についてお伺いをします。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

全国的に介護人材の不足が深刻化する中、本市におきましても、介護人材の確保と定着は喫緊の課題であると認識しております。このため本市では、介護事業所意見交換会を実施いたしまして、人材確保対策や、働きやすい職場環境づくりに向けた施策の検討・推進に取り組んでいるところでございます。

また、通所介護施設の送迎業務につきましては、委託によりまして共同化いたしまして、介護職員の負担軽減を図り、利用者のケアに専念できる体制整備を進めております。

さらに、フレイル予防の出前講座や通いの場の支援など、介護予防施策の充実により、将来的な介護ニーズの増加抑制に努めている他、介護ロボットやICTの導入支援によりまして、現場の業務効率化と負担軽減も併せて図っているところでございます。

今後も介護事業所と連携を図りながら、人材の確保と定着、業務負担の軽減に継続して

取り組み、地域で安心して暮らし続けられる介護提供体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子議員） フレイズ予防と言われたんですが、私のちょっと勉強不足から、ちょっと分かりかねますが、詳しく説明願います。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、再質問にお答えいたします。

フレイルと申しますのは介護になる前の段階で、少し、何とかな、生活に支障が少し出始めた頃かと思えます。そういったところで、介護状態になるのを防いでいくといったところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子議員） ありがとうございます。私も今言われたようなフレイズ予防、この期間の方の老人の方にも相談を受けたり、また、夜中にピンポンピンポンがよくなる、寝られない、鍵を5回も6回も確かめに行くんだという訴えを再々と聞かされたりしておりますが、本当に認知症に完全になってしまうまでと、それから、それまでの間のこの期間に、本人が一番いろいろ分かっているんだと思うんですが、大変そこらで悩んでおられる。完全に認知症になったというのならまだあれですけど、その手前では、たくさん苦しんでおられる方を担当しているというか、見てもおりますので、そういったフレイズ予防、これも大きな施策の1つとして力を入れていただいているのはありがたいと思います。

では、次に行きます。再質問なんですが、令和2年全国都道府県別生命表が公表され、滋賀県の男性の平均寿命が82.73年で全国1位、女性は88.26年で全国2位で、全国トップクラスの長寿県としてなっております。ある資料によりますと、滋賀県の長寿の理由として、低い喫煙率、適度な飲酒、適度な運動といった健康的な生活習慣と、それを支える行政の健康施策、さらには地域ぐるみの活動、良好な生活環境など、また、目標に向かって一丸となる県民性が複合的に作用しているため、特にがん、脳血管疾患の死亡率は全国最下位で、平均寿命の長さに貢献しているとされています。

野洲市ではどのような健康施策をされているのか、お伺いいたします。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、岩井議員の再質問にお答えいたします。

滋賀県が長寿でありますのは、やはり健康寿命の長さにも関係しているんじゃないかと考えております。

健康寿命の延伸には、議員の質問にもありましたように食生活の改善であったり、適度な運動、禁煙の他、フレイル予防やボランティアなどの社会活動や仲間づくりなどが重要となっております。

野洲市におきましては、介護予防のためのいきいき百歳体操ですとか、おたがいさまサロン、また、筋力が弱くなった、部屋に閉じ籠もりがちといった方には、筋力アップを目標といたしました短期の通所サービスなど、地域包括支援センターを中心に、一人ひとりに合った支援を提供できるよう様々な取り組みを行っております。

今後も引き続き地域や各機関と連携をしながら、高齢者の方が地域で自分らしく安心して暮らしていくための取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子議員） 再質問なんですけど、質問というよりも今の返答に対しまして、本当に百歳体操、あるいはおたがいさまサロン、そして筋力アップなど一人ひとりに合ったそういうケアをして、きめ細やかなお世話をしていただいている、あるいは支援をしていただいているおかげが、こういったトップクラスの地位にいるのではないかなと思っております。

今後とも、こういった連携プレーというのをしっかりとやっていただいて、今に続いてさらに、老人の健康について、高く支援をしていただきたいと思っております。

では、次、問3に行きます。厚生労働省の簡易生命表によりますと、2024年の日本の平均寿命は男性が81.09年、女性が87.13年で、女性は40年連続で世界一を維持しているとのことですが、私はそれでも、そもそもいまだに65歳を基準に高齢者としていることに、いささか疑問を感じております。むしろ高齢者呼ばわりされることはナンセンスと思っているくらいです。個人差はあるものの、65歳はまだまだ現役で働ける年齢層であり、人材不足と相まって、定年を60歳から65歳へ、65歳から70歳へと引き上げる企業も少なくないと聞いています。私自身もつくづくその年齢になってみて、照らし合わせて実感しているところでございます。平均寿命が延びる中、当然、70歳まで働く人口の増加も人口増もあると思いますが、野洲市の現状としては、私はまだはつき

りつかんでいるわけではありません。制度自体にすぐに変えるということはありませんけれども、後追いではなく、先手必勝、退職後も経験を生かすなど、また、新しいチャレンジとして資格を習得できる、生きがいを持っていただけるような受皿を増設するとともに、また、ある程度の先行投資をしても、積極的な施策が必要であると考えます。その点をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、3点目のご質問にお答えいたします。

退職されました方々が、これまで培われた経験や技術を地域で生かしていただくこと、また、地域を支える担い手として活躍していただくことは、人口減少や人材不足が進む中で、地域力を維持強化する大きな力になると認識しております。

本市での取り組みの1例といたしまして、国土交通大臣認定の運転者講習を実施しております。シニア世代の方々にも受講のほうをさせていただいております。この講習によりまして、福祉有償運送のドライバー資格を取得したシニア世代の方々に、本市で行っております通所介護施設の共同送迎事業や、高齢者の移動支援のドライバーとして活躍をさせていただいております。

また、本市では、これまで介護と関わりのなかった未経験の方が、自宅での介護や、介護分野での業務に携わる上で必要な基礎的知識や技術の習得ができる、介護に関する入門的研修を実施しております。厚生労働省の規定に沿った研修であるため、介護分野で就業される場合に、初任者研修の一部を免除される修了書が交付されます。

研修終了後、市内の介護施設や在宅サービス事業所で活躍していただけるよう、就労支援のほうにも取り組んでいるところでございます。こうした取り組みを通じまして、介護分野におけます新しい担い手の確保と、シニアの人材が活躍できる場づくりの双方を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子議員） ただいま聞かせていただいて、担い手不足のあるところ、こういったケアをしていただいている。そして、運転手さんが足らんということを私もよく聞かされておりますけれども、こういった中から、せっかくお仕事があっても、あるいは企業があっても、運転者さんが足りない。担い手不足であるというのは、1つは動かしていけないわけですから、お年を召しているから役に立たないみたいな考えでもなくて、や

はり65歳、これからだという元気な年齢、高齢者をたくさんこの野洲のまちにつくっていかないと、病院ばかり医療費がかかるようでも駄目ですし、ご本人が一番苦しいのは分かり切ったことですので、元気な老後をということを私も切に願っております。

では、4間に行きます。ちょっと内容が変わりますが、先日、ボランティア観光ガイドの担当といたしまして、野洲中学校の裏手から峠越えをし、希望が丘までの散策、そして、希望が丘のカエデのところをずっと回りまして、約11キロ健脚コースを務めてまいりました。そのときに、野洲市のお客様で、90歳近い方がそれに参加されておりました。そして、歩きながらいろんな話を進めてきたんですけれども、その参加された方は20年、本当にこの20年ずっとこの山道を歩いていると言われました。そして、ちょうど紅葉シーズンでもあり、マイクロバスのピストン輸送やキッチンカーのグランプリなどが行われておりまして、家族連れて大変にぎわっておりました。道々話では、市内のイベント事は大概日曜日、土曜日、祭日などにされるが、私らみたいな免許を返上している者、高齢者には、バスの本数も少なく、「おのりやす」も走っていない。大きいイベントには臨時バスも走らせてもらえないのか。そうすれば、高齢者も参加できるのにと言われました。また、以前にもバス停が遠過ぎる、本数が少ないという声は多々聞いております。

団塊の世代の中、せめて大きなイベントと野洲挙げてのイベントなどになりましたら、高齢者への交通アクセスの配慮をどのように考えておられるのか、市長にお願いをいたします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、4点目の高齢者の方への交通アクセスの配備についての考えのご質問でございます。

まず、大規模な各種イベントの来場者の輸送につきましては、やはり主催者においてご検討いただくということが、そちら側の課題であるというふうに考えておるところであります。したがって、本市が主催いたします大規模なイベント等につきましても、この点に留意いたしまして、パークアンドライド等によります交通手段の確保等の検討が必要であるというふうに考えております。

また、本市のコミュニティバス「おのりやす」での臨時的な運行は、運転手の確保など運行業務に余裕がないことから、困難な状況であると確認をしております。

なお、コミバスの再編につきましては、令和9年3月に開院予定の野洲市民病院に合わせまして、市内公共交通全体で利用者の利便性を確保しつつ、最適な運行となるように検

討を進めているところでございます。

○議長（津村俊二） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子議員） ということは、病院の開院に向けての見直しというんですか。バスの見直しはするけれども、主催者が交通の便は図ったらいいというお考えでしょうか。やはり希望が丘でされるものにいたしましても、野洲は無関係ではないと思うんです。何か大きな、そういうイベント事があったときには、せめて臨時のバスを出していただけるとか、野洲には何とかたどり着いても、駅には、そこからがなかなか各会場に行けない高齢者の方が多いかと思うんですが、私はとにかく何を狙っているかいうと、元気な高齢者を増やしたいんです。やっぱり歩いて会場にも行きたい、元気にしてもらわな、病気の高齢者がいても、それは少しも、何ぼ長生きしてもうれしいことではない、そう思っていますので、できたら市長、そういうあたりのことを今後、財政的なことはもちろんあります。運転手さんの不足もありますのでかなわないと思いますけれども、そこを何とか考える気持ちだけでも一歩前進してもらえたらありがたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

課題を今、たくさん言っていただきましたので、そういった課題あることも認識しつつ、ただ、高齢者の方の社会参加、これは非常に重要でありますので、それをどのような形で行政がお支えできるのかということ、幅広い議論が必要だと思っておりますので、課題としては認識をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（津村俊二） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子議員） ありがとうございます。認識をしていただいて一歩でも進むことがあれば、私も幸いです。

では、再質問に移ります。先ほども言いましたが、高齢者への交通アクセスは、市民の高齢者間では一番多く聞かれる要望で、野洲市にかかわらず全国的な課題であります。誰でも運転ができる、バイクや自転車に乗れるうちは気づかない、考えてもいないことが、いざその立場になると、ひしひしと身にしみるものだと私は思っています。かといって、交通機関の人手不足や、また、財政難の壁が大きくはだかります。

また、今年の2月17日には、その一翼を担う一般社団法人、やす地域共生社会推進協会の、野洲市北に古民家を利用して、ホビーハウスをオープンされました。野洲市の多世代の交流拠点で、市内の介護施設の送迎や、とても好評なお買物の送迎支援など、それが

少しずつ結びつきつつあり、私も先日、平和堂の広場でちょっとその集団の方にお会いいたしました。本当に喜んでいて、本当にこうしてしていただけることはうれしいと言って、もう全員がにこにここと笑って買物に参加して、そこでお茶を飲んでいました。その光景を見たときに、こうした支援の仕方というのもこれからは重要だなど、本当にもう介護になり切るまでの方なので、まだまだ元気がありましたけれども、本当に皆さんにこにこことして誰ひとり嫌だとは言われません。7人、8人おられたんですけども、みんな元気でそういうふうに答えてくださいました。高齢者にとって重要な拠点であります。

また、同時に、病院への通院など個人の交通アクセスとしてデマンド交通の利用などは重要課題だと思いますが、このデマンド交通にもいろんな問題はあるかと思いますが、そのあたりの交通アクセスについて、答えていただけますでしょうか。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 岩井議員からのデマンド交通のご質問でございますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

ご承知のように現在の地域交通の主体は、民間バス路線、それを補完する形でコミバスが市内を全部循環しているというような交通体系でございますし、あとは乗用タクシーが運行いただいているというような体系になってございます。ただ、そういったことで、高齢者の方で、自ら乗れないような方については、高齢者の福祉運送・輸送の観点で、タクシーの運賃助成等を福祉のほうでさせていただいているという状況でございますけれども、新たな地域公共交通の動向という意味で、市長のほうからも、今年度、都市政策課のほうに、このコミバスの運行を所管替えをいただきまして、都市建設部のほうで対応させていただいているという状況ですけれども、その中で、予約型デマンド交通の検討についても、1つの検討課題であるというふうな認識をさせていただいております。

ご承知かと思うんですけれども、このデマンド交通ですけれども、そもそも全国的にも増加しているというような状況があるんですけれども、予約制の乗り合いということでございます。つまり、予約をいただいて初めて運行しますよというような体で、課題といたしましては、輸送車が少なくなるということ。さらには、いくつか課題があるんですけれども、予約制になりますので予約の手間が発生をするというようなことですか、乗り合い率も低くなってしまおうと。乗り合いといいましても、なかなかその調整も難しく、1台に乗り合いができる状態が非常に少ない状態が他市でも見られるというようなことも聞いておりますし、あと既存の交通事業者さんとの兼ね合いですので、タクシー運行事業者

さんとどこまで折り合いをつけるのかと、どこまで頼んでいくのかといった、そういった課題があるというふうな認識をさせていただいております。

一方で、どこのルートを走らせるのかというようなこともありますし、継続した検討課題であるというふうな認識をさせていただいておりますが、新病院のオープンに当たりましては、コミバスの今の路線、定期方式で、ルートを見直していこうということを基本に置きつつ、現在検討を進めておるというふうな状況でございます。

なお、ご承知いただいているかと思えますけれども、このデマンド交通につきましても、近隣でも、竜王町さんでありますとか守山市さんでも運行されておるという認識をさせていただいております。様々なそうした地域の実例も勘案しながら、課題も踏まえて新たな交通体系として情報収集、さらには継続した検討を進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 岩井議員のほうから、病院のデマンドというようなご趣旨のご質問があったと理解しておるんですが、そういうことでよろしゅうございませよね。

○議長（津村俊二） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子議員） 病院ということではない。そのときに見直されるんですよね。病院をきっかけにそういうバスを系統的にもいろいろ増やすというのは聞いていますけども、その時しか、していただけないんですかと。

○議長（津村俊二） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） この際、ちょっと申し上げておきますと、令和4年の病院事業基本計画にも、病院のできた暁にはデマンドを走らせるというのは申し上げておりますので、そのことに関してかと解釈させていただいたところなんです。

一応計画通り、新病院、新しいところがありましたら、そこに対しては、大体今現在、自家用車なり、車でアプローチされておられない外来患者、全体の2割程度でございますので、恐らく人数的に計算しますと、数十名というところ以下というところかと思うんです。ですから、それほどのボリュームはないわけなんですけれども、ただ、計画に掲示した事項でございますので、実現の方向で調整はさせていただいております。

デマンド交通は、今、都市建設部長が申し上げましたように、非常に設計が難しいんで

すけれども、それは乗るところも異なれば行くところも異なるから設計が難しい。ところが、病院デマンドという話になりますと、乗るところは異なっても到着する先は一緒。あるいは帰りに関しては、乗るところは同じということになりますので、市中を走り回るデマンド交通よりは比較的設計が簡単であるというふうになってまいります。性質が若干違うのは、病院が運行するデマンドは白ナンバーになりますので、その辺も若干違うんですけど、いわゆる送迎バス、送迎交通ということになるんです。

来年度の予算の案、当院のほうから市長のほうに提出する案においては、トライアルとして、まず、どの地域とは申し上げられませんが、一定、課題があるような地域を選定して、トライアルで利用者が、今の現病院を当然、起点・終点にするわけですけど、そこに対してどれぐらいの本当に利用していただける方がおられるのかということをトライアルでやってみたいなというふうに思っています。もう本当に少なければ、これも新病院ではもう実行する価値がないという判断になるでしょうし、多ければそれなりに、他の地域にも広げていく必要があるというふうに考えております。当院においては本当のトライアル、実証実験も本当の実証実験をやろうと思っております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子議員） ありがとうございます。団塊の世代、2025年が1番と言っておりますけど、本当にこれから不自由になる。明日、自分の身が分からないですよ。どんなことでこけて骨折して、そういう身にならなきゃならないか分からん。だから、そうして利用される方はたくさん、ただ知らないだけで、そういう口が開いたら、またデマンド交通も利用してみたいと、病院の送迎であっても、そういうことで、病院もやっぱり足を運んでくれるようになる。交通アクセスが一番老人の方のネックになっていると私は常々お話を聞いている中では思っております。また、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。再開を午後2時55分といたします。

（午後2時33分 休憩）

（午後2時55分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩井議員。

○6番（岩井智恵子議員） 質問に入りますまでに、2か所ちょっと訂正をしたいと思います。私が先ほどフレイズと申し上げましたのはフレイルの間違いということを指摘され

ましたのと、それから、表現の中で65歳以上の方を病気というふうに言ったのは、決してそういう病気のことを非難したのではなくて、病気でない健康な老人、年を取っても健康で長生きしてほしいという意味で、そういう老人層を増やしたいという意味で言ったんですけれども、病気といったそのことがちょっと傷つけてしまう場合もございますので、ここであえて訂正をしたいと思います。申し訳ありませんでした。

それでは、続けていっていいですか。

では2番目、野洲市シルバー人材センターの今後の展開についてお伺いをいたします。

先日、野洲市シルバー人材センターに行き、お話を伺いました。今や人生100年時代、現在の会員は560人だそうで、たくさんの会員さんですが、就労は現実的に厳しい現状ではないかなと思っています。その受注についてお伺いをいたします。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、岩井議員の野洲市シルバー人材センターの今後の展開についての、1点目のご質問のほうにお答えさせていただきます。

野洲市シルバー人材センターのほうに確認させていただきましたところ、会員数につきましては、令和6年度末現在569名であります。事業実績につきましては、同一人物による複数回の就業も含まれますが、請負と派遣を合わせた就業率として約8割の会員様に就業していただいているとのことでした。

受注状況につきましては清掃業務等の依頼が多く、手引き除草などは就業可能な会員が不足していることから、発注が集中する時期においては、作業日程の変更等によりまして対応しているということでございます。

また、業務内容が危険を伴う作業と判断される場合については、安全面やリスク管理に万全を期すため、必要に応じて業務の依頼をお断りしているとのことでした。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子議員） ただいまは、私は厳しい状態だと思いましたが、8割方、複数、1人でも請け負っておられる方がいらっしゃるということですが、そのように運営されているということは、誠によかったなと思っております。

それで、次に、2問目に入ります。会員さんには2か月ごとに発行でした今までのお知らせ、業務情報、会員一人ひとりということだったんですが、このたびパソコン等を通じて提供される「Smile to Smile」の効果についてお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、2点目のご質問のほうにお答えさせていただきます。

これも、野洲市シルバー人材センターさんのほうに確認させていただきました。「Smile to Smile」につきましては、パソコンやスマートフォンからアクセスできる会員専用のコミュニケーションツールとのことでございます。このツールについては、シルバー人材センターからのお知らせ、それから就業情報の確認、就業依頼、配分金明細の確認などを行えることから、情報提供が迅速かつ効果的に行われ、従来の郵送や掲示板に比べて効率的な会員様への情報伝達が可能となるツールとのことでございます。

現在の利用状況は約6割の会員が利用されておられまして、今後もデジタル化の普及を進め、利用促進が図られるようにお伝えさせていただいたところとのことでございます。

以上、ご回答とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子議員） ただいまお伺いいたしましたら、今までは2か月ごとに情報を流していたというお話が、結果的にはもうその来た都度、依頼が来た都度にパソコンを通じて会員の皆様に、パソコンを扱っておられる会員の皆様には、情報提供がスムーズにできるということで、この「Smile to Smile」の効果は大変大きいかと思えます。

そして、自分に合ったお仕事があれば、やはり積極的に、体がもちろん大事ですから、無理をしないように生きがいを持ってやってほしいなと思います。

では、再質問をいたします。新たなチャレンジをしたい方や経験・技能をさらに深めたい方は、どのような指導や支援をされているのかお伺いします。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 岩井議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。

シルバー会員様向けのほうに、特に技能系のほうの受注に対しまして、障子・襖、それから網戸の張り替えとか、それから、植木や生け垣の剪定、また、機械刈りの除草とか、あとはパソコンの操作の講座、そういうような講座を開いて、各会員の技術力向上を支援しておられるということでございます。

また、直接これは技能の向上にはつながるものではないんですけども、職員でもそうなんですけれども、接遇とかマナーアップの研修というのも併せて実施されておられると

のことで、資質向上に努めておられると、このように伺っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子議員） ということは、それは支援の形でされているのか。やはり講習等となりますと、一般の方と同じように、私もパソコンを習いに行ったことがあるんですけど、しばらくの間、そういうふうに習うという形になるのか、全くの支援で教えていただけるのか、どういうことでしょうか。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 今回のこの講習については、あくまでもシルバーの会員様向けで限定でございまして、特に就業に際して、いろんなそういう場面に当然、不向き不得手というんですか、なかなか今までやったことがないであるとか、そういうときのための講習会ということで受講されておられると、このように伺っております。

以上、ご回答とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子議員） 分かりました。大変いい支援だと思います。支援なのか、ちょっと有料になるのか、私もはっきりそこはあれなんですけど、非常に挑戦してみたい方もあるはずですし、もともとそういう技能を持っていらっしゃる方もあるはずですので、やはり、求めるほうとしては、発注先としては、きちっとやってもらいたいというのは頭にありますので、やはり技能を磨いていただくということ、そして、あらゆることに挑戦していただけるということはいいことだと思いますし、そういう仲間づくり、これはまた、かけがえのないものだということで非常にいいことだと思います。

では、問3に行きます。先日、行ったときにもお伺いしたんですが、ちょっと難しいので、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用する随意契約とシルバー人材センターの関わりについて具体的にお伺いをいたします。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、3点目のご質問のほうにお答えさせていただきます。

本市のほうでは、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づきまして、高齢者の雇用促進、それから及び就業機会の創出を目的といたしまして、野洲市シルバー人材センターさんとの随意契約により、業務のほうをできるだけ発注するよというこ

とでさせていただいております。今後につきましても、高齢者の雇用機会の拡充につながりますよう、この規定を全庁的に活用、また、周知させていただいて、業務の発注を行ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子議員） 分かりました。雇用促進のためにということで、この条項の随意契約をシルバー人材センターとつないでおられるということですね。分かりました。

では、問4にいきます。会員募集チラシに目を通してありますと、経験を生かしてのカーポートや雨どいの修理、庭の剪定や、普段家庭ではなかなか手の届きにくい箇所やあるいは空き家の管理など、多種多様で、かゆいところに手が届く内容に、正直、圧巻でした。例えば、除草などは、今年のように大変猛暑が長期化されるなど、生命にも関わってくるような場合はお断りするということもあろうかと思いますが、受け入れられないケース、先ほども、高いところだとかいろんな内容によって受け入れないということをおっしゃったけれども、具体的にはどんなものがそれに当たるのか、そういうケースがあればお伺いします。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 4点目のほうのご質問にお答えさせていただきます。

まず、除草作業に限定してのご回答になるんですけども、シルバー人材センターさんのほうに確認させていただきましたところ、除草作業の発注に関して、猛暑を理由に、お断りをしたことはないとのことでございました。

シルバー人材センターでは、全会員さんに向けて、熱中症予防5則カードというのがあるんですけども、それを配布させていただいて、熱中症防止の啓発活動を積極に行っておられるとのことでございます。

また、野外作業を行うチームには、熱中症アラートが発出された際の緊急対応グッズを貸し出すなど、対策を強化されていると、このように伺っております。その結果、今年度は熱中症を発症した会員様は1人もおられなかったとのことでございました。

以上、ご回答とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子議員） 本当に年齢がいったらっしゃるとはいえ、やはり自分の体をしっかりとサポートしながら、また、このような外での除草、これは大変つらいもので

すが、誰も病気とか倒れることもなくさせていただいていたということは、非常にうれしいことだと思います。本当にきちっと仕事をしてくださっているということ、私も仲間の方に何人かおられますけれども、本当によく仕事してくださっていることに感謝を申し上げます。

では、次の、最後になりますが問5、家事、買物、家庭のごみ整理などもされているとか、本当に頭が下がる思いです。ただ、一方では、高齢者が収入面だけでなく、地域のため、そして健康や生きがいのために、また、先ほど来言っております仲間づくりのために、シルバー人材センターで働く方が増えることは、健康増進にもつながるよいことだと思います。

担当課として課題や今後の展望についてお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、5点目のご質問のほうにお答えさせていただきます。

課題といたしましては、会員様の高齢化が進み、十分な就業機会に応じられない状況が一部見られるということがございます。また、担い手不足によりまして、受注できる業務の幅が限定される場合があることが上げられます。あわせて、地域ニーズの多様化に対し、センターが保有する技能や体制が追いつきにくいといった点も認識しているところでございます。

一方、今後の展望といたしましては、定年延長や多様な働き方の広がり、また、生きがいの醸成や健康増進につながることから、シルバー人材センターさんの役割は一層重要になると考えております。

市といたしましても、センターと連携しながら、地域のニーズに合った事業展開が可能となるよう、必要な支援を行い、持続可能な運営体制の確立を後押ししてまいりたいと、このように考えてございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子議員） 行き届いたいろんな支援、それから対処の仕方をしていただいている、ありがたいなと思っております。私も繰り返すようですけれども、やはりここは仲間づくりとしても、管理人、空き家をお掃除されている方もお友達でたまたま出会って、もう2人がコンビで仲ようされていたんですけれども、ああいう生き生きとした

姿はとても朗らかで、働くことに生きがいを持ってくださっている方は何人か知っておりますので、繰り返すようですが、やはりこのシルバー人材センター、ますます内容的に、研修も深められたり仲間づくり、こういった輪をまた会などで寄せて、皆さんがいろんなことを話せるそういう老後をやっぱり送っていただきたい。そして、しっかりと健康増進にもつなげていただきたいと思っております。ありがとうございました。

そして、ちょっと今日はお聞き苦しい声でございましたので、おわびを申し上げます。ありがとうございました。終わります。

○議長（津村俊二） 次に、通告第10号、第12番、工藤義明議員。

○12番（工藤義明議員） 第12番、日本共産党、工藤義明です。よろしく願いいたします。早速、質問に入らせていただきます。

最初の質問といたしまして、アルプラ前三差路への信号機設置について問います。

市長は施政方針の中で、交通安全の推進として通学児童をはじめとする歩行者等の安全確保を図り、道路安全施設等を整備することにより、交通事故の防止、注意喚起を図りますと述べられています。アルプラ前三差路、ここはJR野洲駅から国道8号線へつながる県道にアルプラ前の市道が交差しています。ここでは2020年7月19日に右折する乗用車とバイクの事故によりまして、高校生が残念ながらお亡くなりになりました。その後、今日までも野洲市で一番危険な三差路状態ということが続いています。特に県道を渡る、歩いて渡る横断歩道がありますが、利用者は駅側から国道へ向かう直進車と、駅側からの右折車とに危険を感じ、信号機があれば安心して渡れるのにという声が以前から多くありました。

一方、車運転で直進される方からは、歩道利用者が見えづらく危険な場所なので、信号機設置は互いに安全確保が図れると聞きます。

市長も交通事故防止対策で安全第一のまちとして、信号機の設置実現を図るために質問いたします。

まず、質問1点目です。この三差路の危険性を取り除くため、過去にも対応を依頼し、地元自治会からも改善提案が行われてきましたが、今日まで現状改善の兆しは見えていません。県道はもちろん県管轄の公安となりますが、ここで一旦失礼します。この私の質問の中では公安とか警察とか、ちょっといろんな使い方の違いがありますが、ご容赦願います。県道はもちろん県管轄の公安となりますが、行政側として、市民の安全確保第一の立場から、早急なる対応を講じるべきと考えますが、市長の見解と行政としての取り組み

み経過を伺います。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問をいただいております県道野洲停車場線と市道中畑小篠原線の交差点でありますアル・プラザ野洲店東側の三差路交差点については、交通量も多く、令和2年7月の痛ましい事故を含め、過去5年間で人が死傷した事故が3件、物損事故が20件発生していることもあり、市といたしましても、信号機の設置の必要性が高い場所であると認識をしているところでございます。

このことから、当交差点への信号機の設置については、市が実施をしております予算施策に向けた国県要望といたしまして、令和3年度以降、滋賀県警本部長に面談にて要望活動を実施しており、今年度におきましては、8月に実施をしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 今お答えいただきまして、初めて予算要望ということで要請をされたということをお聞きしたんですが、ここまでもう月日がたつんですけども、その後の状況で何か変化が起きていないのかということで、再質問をいたします。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） 再質問にお答えをさせていただきます。

要望につきましては、本年8月19日に県警本部におきまして、県警本部長並びに交通部長に対しまして、市長、私どもが要望させていただいたところでございます。

その中で、当然、この交差点の危険性をまず説明をさせていただいております。事故発生が多数あるという状況、また、懸念される点といたしまして、150メートル以内に信号がある状況ではあります。当然、連動した対応にすれば、これはいけるのではないかというような提案もさせていただいた上、先方には、ご説明をさせていただいたところでございます。

先方のほうといたしましては、当然のことながら県内各地、各市町村から要望が上がってきておるということでございますので、それらを踏まえて、優先順位をつけて対応を検討するというような回答は得たところではございますが、残念ながら、今現状、設置するというようなご報告をいただけないというのが現状でございます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 今答えていただいたのが、後で質問させていただく中身の一部分にも関係してくるわけですが、引き続いて、あとの関連もありますので、質問の2番目に移らせていただきます。

警察のほう、公安は信号機設置の指針というのを定めております。ご存じのとおりかと思いますが、この中に、信号機設置の必要条件4項目、さらにはその4項目全てがクリアできれば、次の択一条件といたしまして、また4つの項目。この4つの項目の中にどれか該当しなければ、信号機がつけられないような規定がされております。もちろん今言っていた、近くに信号機、150メートル以内でないことというの、はっきりと規定はされております。この該当しないということに対しては、非常に厳しい条件であると言わざるを得ません。横断歩道の利用者の安全確保ということから言えば、もう非常にかけ離れております。もう既に回答いただきましたけど、1年間で2件以上の人身事故、これが発生していなければ、条件がクリアされないというようなことになってはいます。しかし、今お答えいただきましたように、もう既に人身が3件、そして物損が20件と、非常に野洲市内では事故としては、多いというふうに思います。

市民の方が被害に遭うのを待つというような姿勢が、今、この公安といいますか警察のほうには見られます。とんでもないことです。安全対策を一日も早く図るために、県の管轄課に強くこれからも要請するということを求めるといたしまして、以下3点を質問させていただきます。

まず、1つ目には、この三差路について、市としてできる安全対策というのは検討された経緯というのはあるのでしょうか。あれば、どのような方向性や対応策というのを取っておられたのかをお聞きします。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、2点目のご質問にご回答させていただきます。

まず、前提といたしまして、市民の方が被害に遭うのを待つというようなことはあり得ないという考えにつきましては、当然、市としても同様でございます。ここで議員がご説明いただきました1年間で2件以上の人身事故が発生すれば、一部条件がクリアされるという表現は、混乱を招くおそれがありますので、少し補足をさせていただきたいと思いません。

信号機設置指針には信号の設置の条件といたしまして、1つ目に必要条件が5項目ございます。

2つ目に、択一条件が4項目ありまして、信号機を設置しようとする場合、まず必要条件の5項目に対しましては、全て該当する必要があります。さらに択一条件の4項目のうちいずれかの条件に該当した場合に、信号機を設置するための条件が満たされるということとなっております。議員がご説明いただいた択一条件の4項目のうちの1項目でございまして、その他にも3項目ございます。2つ目といたしましては、学校園や病院、福祉施設の付近で交通の安全を特に確保する必要がある場合や、3つ目といたしましては、車両の通行量の要件、4つ目といたしましては、歩行者の通行需要が多いと認められるなどの要件がありますので、補足とさせていただきます。

それでは、安全対策に検討された経緯はあるのかというご質問についてでございますが、こちらにつきましては、先ほどの答弁と一部重複をするところではございますが、当該交差点につきましては、令和3年度以降、毎年、交通量調査を実施した後、滋賀県警察本部長に対しまして、面談で信号機の設置を要望しておるところでございます。その他にも、秋の全国交通安全運動期間中において、アル・プラザ野洲前の横断歩道や当該交差点横断歩道付近におきまして、守山警察署交通課、守山野洲交通安全協会、さらに市役所との3者合同によりまして、死亡事故ゼロ運動の啓発活動を行っており、この運動期間中以外でも、3者合同によりまして、横断歩道利用者ファースト運動として、直近で先月15日に、同じ場所におきまして、通行車両に対し、歩行者優先を促す啓発活動を行ったところでございます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 今お答えいただいた中で、特に私が申し上げたいのが、15日に実施をされたということを今おっしゃっていただきました。実はこの日に、後で資料を示しますけども、私も調査をした日なんですよ。ところが、今おっしゃっているように、今回指摘している三差路に警察の方等が立たれたことはありません。私1時間立っていたんですけども、私が去る11時前にはもう既に皆さん引揚げておられたんですよ。ですから、この歩道を警察の方が指導したということはありません。これは私はっきりと申し上げておきます。これは市の責任どうのこのじゃないんです。ここまでアルプラ前で車の方々に歩道を渡る人たちの安全を守ってほしいという、そういうことは年に2回ぐらいは平均的に実施されているかと思うんです。しかし、この交差点の歩道を監視するというようなことはありません。これは私が家すぐそこですから、歩いて1分もたたないところですから、そういったことが現実にあるということは、ぜひ知っておいていただきたいと思

います。

それでいろんな項目が他のことと重なりますので、合わせて再質問はまた、いたします。まず、資料1をご覧いただきたいと思います。この資料を見ながら私の質問を聞いていただきたいと思います。

この資料は、私、1週間にわたって5日間、実施をいたしました。できるだけ同じ時間帯に測定しようと思いましたが、1日だけ、どうしても別の時間ということで調査をしたわけです。この中の資料といたしまして、皆さんに特に申し上げたいのは、この歩道を利用されている方の人数、そして駅側から8号線へ走って行く直進車の車の台数、さらに一番、今回危険と思われるのが、右折だまりに最大何台がこの1時間にたまったかということ、この3点を調査した資料なんです。

1日目は雨でした。この雨の10時から1時間、計りましたところ、直進した車が116台、これは片側だけです、駅から国道8号へ向かう車が116台。そして、右折だまりに止まったのが最大6台止まったわけです。その間、横断歩道を利用された方は、雨ということで12名ということで、少ない人数ではありました。これと同じ調査をこの5日間行ってきました。これから見えてくるのが、右折だまりに4台、少ない日でも4台、多い日は6台、こう行って右折だまりに車が止まっています。ここで、この右折だまりに車が止まっているときに、横断歩道を渡ろうとする人が見えないということで、信号機の設置でこの事故を防ぐことができるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、右折だまりに複数台車両が滞留している場合、国道8号へ直進で向かう車からは、歩道を渡っている人、渡ろうとして待っている人が見えにくい状況になるというところでございます。これらにつきましては、信号機があることにより、現状よりも危険性が低減されるものと考えておるところでございます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 再質問の中で私が聞くべきことを、もう先に答えを、もう最初の時点でおっしゃっているので、それは承知の上で再質問をさせていただくわけですが、この三差路、今日出席の皆さんでも危険だと思っておられる方はたくさんおられるかと思うんです。そういったことで、今、令和3年に要請をされたということですけど

も、はっきり言いまして、今の公安といいますか警察のほう、簡単には信号機をつけてくれないという実態が現実のものになっているわけです。ですから、これからも人が大きな事故に遭うということを待つのかというような、私はことを強く言いたいということを申し上げたいと思うんです。

再質問の中で申し上げたいのが、私、民間企業で数十年働いていた中では、社内ではKY運動というのを盛んに行ってきました。これはもちろんご存じのように、危険予知運動です。こういったことが、本来であればもっと早く、この野洲市でもこの三差路のところが課題に上るべきだったと思いますが、今回、令和3年に要請されたと言いますが、このことについての運動というのは、具体的にはできなかったのか。また、庁舎内でもこのことが話題にならなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

令和3年度から県警本部長に要望しておるところで、先ほどご説明させていただいたところでございます。

それ以前におきまして、交差点における信号の必要性というのは、市としても当然認識をしております。また、地元よりの要望もいただいていたというところでございます。本部長への要望ではございませんが、守山署に対しまして交通に係る要望といたしまして、当該交差点につきましては、平成16年以降、市になって以降ずっと記録の残るところによりますと、続けておるところでございまして。

先ほど申し上げました令和3年から本部長要望にということになったのは、先ほど議員ご説明いただきましたように、やはり死亡事故が発生したというような状況を踏まえ、より早く、確実に信号が必要な交差点であるということで、そういった形で本部長要望に、させていただいておるところでございまして。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 要望を1度して、その後の、私は督促と言いますか、私らの言葉で言ったら、それをやっていかないと本当に公安は動きません。本来、公安は今、信号機をできるだけ減らそうという動きが現実にあるわけですから、もう行政、市長を先頭に行政から本当にこれを言ってもらわないと、もう後回しということになるということで、ぜひ、今後も強く訴えていただきたいと思います。

3点目に入ります。資料2をご覧くださいと思います。この資料につきましては、

先ほど部長からもおっしゃっていただきました条件の中に、150メートル離れてないといけないというような項目があります。それで、このことにつきましても、私、実測をしてきました。ここで特に見ていただきたいのは、新幹線の下に信号機があります。そして、今アルプラ前の三差路、ここの距離は測り方にもよりますけども、歩道から歩道の間が112メートルありました。そして、今回申し上げたいのが、小学校前、野洲小学校前の信号機、新しく2年ぐらいですか、まだたってから、信号機が設置されて。あそこがどういう位置にあったかというのを測定いたしました。それが、(2)の小学校近くと既存信号間の資料です。この信号と小学校前、つまり病院前の信号との間が94メートルしかないんです。さらに、文化ホールに向かってのJAの近くの信号、ここの間が105メートル、さらには市役所前の大きな信号、ここの距離が114メートル。この3か所それぞれが、指定されている150メートル以下で、実際2年前に信号機が設置されたわけです。ですから、規定にある150メートルというのは、全くこれは設置できない基準ではないということを申し上げたいわけです。小学校に新しくつくられた信号機は、もちろん小学生の安全を守るということから早くつけられたということでは、保護者の方も一旦安心をされているかと思います。この今回問題にしている三差路については、多くの市民の方が歩道を利用され、また、車で通行されているというところで、一日も早い信号機の設置というのが必要だと思います。それで何度も同じ答えになるかと思いますが、一日も早い信号機の設置ということをお願いしたいというふうに思います。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘いただきましたとおり、当該交差点につきましては、隣接信号との距離が150メートル以内であるというところでございます。このことにつきましては、市として認識しておるところでございますが、先ほど申し上げました本部長への要望の際には、当然150メートル以内であったとしても、隣接する信号と連動するという形を取ることによりまして、車両交通の円滑化が図れば、危険性が低減されるのではないかということをお伝えし、要望しておるところでございます。

警察庁が示しております設置基準の、設置の一般指標、一般的な指標でありますので、実務上は、地域の事情や緊急性を踏まえ、基準を満たさなくても設置が検討されるケースがあるというふうに聞き及んでおるところでございます。市といたしましても、信号機の設置の必要性が高い場所であると認識しておりますので、引き続き要望してまいりたいと

いうふうを考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 時間があまりないので、今回のこの場所の信号機の設置については、本当に多くの人が一日も早い設置ということを望んでおられます。このままいけば、今日、明日にでも大きな事故という発生の危険性が今ここにはあるということ、再度、市長も認識をしていただきたいと思います。市長も、失礼ながら今年、事故というのに遭われたかというのを聞いていますけども、もう事故が起きれば被害者も加害者も、これは非常に大変な事態になっていきます。ぜひ一日も早い取り組みというものを市を挙げて行っていただきたいと思いますが、最後に市長のちょっと見解をお聞きしたいんですが、よろしいですか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 再質問についてお答えいたします。

実際問題、市民がこのような形で被害に遭われておられるわけですから、私自身も今年は初めて8月に本部長まで要望にまいりましたが、また来年度も、今年以上の熱を入れてしっかりと実情をお伝えし、切実なる地域の声というものを届けていきたいと、このように考えております。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） この問題で最後に、資料3をご覧いただきたいと思いますが、これは見ていただくだけでも結構ですけども、今回の5日間の調査の中で、実際、歩道を利用している方、約10名の方からお聞きしました。10名の方全ての方が、やはり信号機の設置、本当に早くつけてほしいという要請があるということで、この資料3をつけさせていただきましたので、ぜひ何らかの形で参考にしていただきたいと思います。

それでは、引き続きまして、質問の2点目に移らせていただきます。

私のほうからは、公共交通、この市内循環バス「おのりやす」、こちらの改善について私のほうから質問させていただきます。

ここまで、昨日も今日も質問を議員のほうからしていただきました。昨日は永島議員、そして、先ほどは岩井議員ということで、同じような答弁にならざるを得ないかと思いますが、改めて私のほうから質問させていただきます。

今年9月議会におきましては、日本共産党の小菅康子前議員が一般質問させていただきます。

ました。その後も市内各地から、交通弱者の方中心に、もっと市民に優しい改善を願う強い要望が引き続き寄せられています。前回の回答の中には、この12月、年内には一旦いくつかのルートをもって、骨子案をまとめるというふうにありました。そのことも含めまして、質問をいたします。

まず、1点目、野洲市地域公共交通会議で示し、審議を得た上で、来年1月、年明けに各学区に向け説明会を行う計画を示されました。しかし、説明会の開き方では、1回説明したから地域全体に説明ができて完了したというような形ではなく、説明会の曜日、また時間帯、このように異なる日程というのも設定をしていただきまして、できる限り多くの方が参加できるという、そういうような説明会というものを行っていただいて、ぜひ小さい声、切実な声を聞き取る、このような対応を検討していただきたいと思います。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） それでは、工藤議員の2点目のご質問でございます。公共交通の改善についてというご質問の中での、説明の機会のご質問でございます。

まず、各学区との説明会に向けまして、令和8年の来年の年明け、2月2日で開催の決定を今、調整させていただきましたけれども、野洲市地域公共交通会議の開催をさせていただきたいというふうに思っております。その中で複数案の再編ルートを審議いただく予定です。

その後、2月の中旬までに、本市の公共交通をテーマにいたしました市民懇談会をまず、開催をさせていただきたいというふうに検討しているところでございます。市民懇談会におきましては、課題を共有化した上で、本市のコミュニティバス「おのりやす」の再編についてもご意見を賜り、皆様とともに考えを練り上げてつくり上げていきたいというふうに考えておるところでございます。

これらを踏まえまして、各学区の自治連合会を主体としました説明会、この開催につきましても、各自治連合会ともご相談した上で開催をさせていただきたいというふうに思います。本市におきましては、こうした機会を通じまして、できる限り多くのご意見をいただき、市内公共交通全体が最適に運行されるよう、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 当初といたしますか、今年の9月の議会におきまして先ほど申

上げましたように、年内には一旦いくつかのルートをもって、骨子案をまとめるというふうな議事録が残っております。それが今遅れているということになるのでしょうか。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 庁内での検討という意味合いで年内に取りまとめをさせていただくということを申し上げたところでございまして、このスケジュールに合わせた形で現在、調整を図っておるというところでございます。

また、この案の提示につきましては、公共交通会議が主たる検討会議でございまして、その会議の調整について2月2日で調整をさせていただいたというところでございます。この前段で1月中には、庁内での議論を踏まえて、当該会議のほうに付議をしてまいりたいというスケジュールでございます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 引き続き、2点目に入ります。

現在利用されている方々からは、もう先ほど他の議員からもありましたように、今現在、この「おのりやす」は2時間に1本という運行になっているわけです。本当に急に利用したいという方からしたら、今、バスが行ったらもう2時間待たなきゃならんと。こういった状態の運行では非常に不便である。せめて1時間に1本という運行、こういったことに改善していただければもっと利用しやすくなるし、今利用していない方でも利用をしようかということになるわけですが、この運行計画、1時間に1本というのを机上に載せていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 工藤議員の2点目のご質問でございまして。

本市のコミバスにつきましては、民間路線バスを補完するという形で、1コース当たり6便から10便を運行させていただいているところでございます。そのため、路線バスや他のルートと並行して運行する地域におきましては、トータルの運行本数として一定確保されている地域もありますが、一方で、地域住民唯一の移動手段としてご利用いただいているという一面もございまして。可能な限り多くの方のニーズに応える必要があるというふうには考えておりますが、しかし、一方で便数増便のご要望をいただく中で、全国的な乗務員不足の状況がございまして、運行経路の複雑化、1便当たりの運行時間の長時間化など複数の課題も抱えておるというふうな状況もございまして。

こうした課題を踏まえまして、10月6日に開催をいたしました第2回の公共交通会議におきましては、その課題を整理し対応するための再編コンセプトを確認いただいたところでございます。

これらを踏まえまして、令和9年の3月に予定をしておりますコミバス再編に当たりましては、利用者の利便性を確保しつつ、過度な財政的負担が生じないことを前提に最適な運行となるよう、総合的に検討を進めているというふうな状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 確かに、2時間に1本をさらに1時間に1本にするということが、非常に財政的には大変な状態になるというのは、それは当たり前です。しかし、大事な税金というものが、この弱き交通弱者の方にお金が、また税金が使われるということが起きたとしても、市民の方はそれによって不満を訴えるということはないというふうには私は確信しております。ぜひ、この1時間に1本というのを、財政上や運転手の不足ということをお前提にして取り入れないようなことがないようにしていただきたいということをお申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、これも岩井議員のほうから出ていましたデマンド交通の導入について質問させていただきます。

固定したルートを守るバス路線は、定められた路線、停留所を使うものとは違うデマンド交通には、運転方式、これはA、定路線型、これは予約があった場合のみ運行。Bといたしまして、迂回ルート・エリアデマンド型。そしてC、として自由経路、ミーティングポイント型。最後に、Dとして自由経路、一般に言われるドア・ツー・ドア型などがあるということはお存じのとおりだと思います。現在、このコミバス等を利用するのには非常に交通弱者の人は、その停留所まで行くのが困難だというのが現実に困っておられる方がおられます。こういった人のために、ぜひともデマンド型を取り入れて、市民誰でもが外出できる、こういう野洲市を求めます。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 先ほどの2点目のご質問にもちょっとお答えできていないということで、できてないといいますか、お答えを求めていただけませんでしたけれども、2時間に1本という議員のご質問の中で、利用者の方の声も我々十分承知をしております。アンケート調査におきましても、運行本数をいかに増便してほしいというような声も

非常に高い割合でいただいているという認識をさせていただいておりますけれども、一方で、増便をするための課題というのもいくつかございますので、最適な運行体制はいかにあるべきなのかということを含めまして、現在検討させていただいているという状況でございます。

3点目のご質問でございますけれども、デマンド交通でございます。ご意見をいただきましたデマンド交通につきましては、路線バス、コミバスの現行の運行体制が路線定期型の交通体系でございますけれども、これに代わる運行形態ということで、全国的にも増加をしておるということで注目も多い中でございます。

一方で、このデマンド交通についても課題もございます。そもそも予約があった場合のみ運行をするという方式でございますので、この運行方式については複数ございますけれども、一方で、その他にも時間当たりの輸送路に限りがあるというような課題もありますし、コスト負担が大きくなるといった課題もございます。コミバスの見直しに際しましては、幅広い年代の方が利用しやすい利点を踏まえる必要がございますし、今年度のコミバス利用者が年間約7万人を超える見込みであるということも念頭に置きながら、今回の見直しにつきましては、本市の再編のコンセプトとしましては、定時定路線のバス運行体系が適しているということについても確認をさせていただいたところでございます。

一方で、工藤議員にご質問いただいておりますとおり、デマンド交通につきましては、課題も踏まえつつ、新たな交通体系として情報収集と継続した検討が必要であるという認識をさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） ありがとうございます。ここで、各議員から「おのりやす」の問題が出てくるというのは、今、布施部長のほうからおっしゃっていましたが、大変多くの方がやはり今の改善というのを望んでおられるというのは、もうお聞きだというのが今分かりました。私が特に言いたいのが、例えば、野洲三上学区のほうの南桜・北桜、あそこは急な坂というのが大変多いんです。上のほうにおられる高齢者の方が、簡単に上り下りを停留所までできるかということが困難だ。その点を十分考慮していただいて、このデマンドタクシーのことも含めて再検討、財政面だけから検討するのではなくて、まず、弱者の方を救うということを念頭に入れて検討を加えていただきたいというふうに思います。

それでは、質問として次の3点目に移らせていただきます。

3点目なのですが、ちょっと今、手元に文書が。ちょっと止めていただけますか。

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。

（午後3時53分 休憩）

（午後3時54分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 失礼しました。3点目の質問をさせていただきます。

3点目は、産廃処理場、これは甲賀市の土山町に建設が計画されているところで、これは野洲川下流域への影響という問題について質問させていただきます。

甲賀土山町に安定型産業廃棄物処分場、これの新設計画が進められています。2023年2月から隣接する市町への説明会が開設されてから、今年7月には住民説明会まで行われております。

廃棄物の種類には、1つ、廃プラスチック類、2つ目、ガラス・陶磁器のくず、3点目、瓦礫類。この瓦礫類には石綿含有産業廃棄物が含まれております。これらが処理されます。また、埋め立てられる廃棄物は、県内から1割。9割は県外からの搬入であり、県内最大、これは埋立て容量が約215万立方メートル、この施設竣工から約20年間の運用がされていくようになっております。この建設予定地は野洲川上流地域であり、下流域への影響が大変心配されています。

先日の11月18日には、私ども日本共産党といたしまして、山下よしき前参議院議員、そして県会議員2名とともに、湖南6市の議員団が参加して、県に対して、この開発については慎重に行うべきと交渉も行いました。

以下、将来的に下流域に当たるこの野洲市としての対応が必要として質問に入ります。

まず、質問1つ目、野洲市として、この安定型産業廃棄物処理場新設計画については、どこまで状況を把握されているのかを、まず、問います。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、工藤議員の産廃処理場（土山町）の野洲川下流域への影響についての、1点目のご質問のほうにお答えさせていただきます。

ご質問いただいております処理場につきましては、産業廃棄物処理施設であり、設置につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の規定に基づきまして、滋賀

県知事の許可を受ける必要があるところです。そのため、本市では、当該処理場の計画につきまして、滋賀県がホームページで公表されています滋賀県環境影響評価審査会の結果等で、その概要や進捗状況を確認しており、その内容を把握しているというのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） この産業廃棄物処理場については、先日も私ども、現場を見に行ってきました。大変広大な、皆さんもびっくりするような広大な土地が埋め立てされるというところなんです。

それで、2点目のほうの質問にもすぐ移りますが、野洲川下流域に当たるこの野洲市への水質汚染というのが大変心配されます。建設予定地が近畿の水がめとしての琵琶湖に流れる最大河川である野洲川上流に設置され、環境の影響は水道・農業用水として利用する下流住民にとって、水質汚染は重大な問題です。許認可を行う県に対して許可は慎重に行うべきと関係市町とも連携をして、求めるべきとして質問いたします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、2つ目のご質問で、許可を行う県に対して許可を慎重に行うべきと、関係市町と共に求めるべきだというご指摘、ご質問についてお答えをさせていただきます。

本市は、当該処理場計画に係ります滋賀県環境影響評価条例に規定いたします環境影響を受ける範囲と認められる地域には、本市は該当していないということでございます。また、計画段階環境配慮書に対します滋賀県知事意見の中で、水質に対しましても明記されていることから、滋賀県において下流域自治体にも配慮した指導が行われているものと認識をしております。

今後におきましても、滋賀県及び甲賀市が周辺地域に影響が生じないように指導等がなされますので、その動向を注視したいと考えております。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 県のことを今おっしゃいましたけども、それをそのまま受け入れて心配がないのかと。野洲のほうは影響がないようなことを、今、市長はおっしゃいましたけども、今これは映していただけますか。これがないとなかなか説明、皆さんに分りにくいかと思っておりますけども。

現在、甲賀市には、2か所がもう既に埋立地として完成をしております。そして、今回建設予定されるのは3か所目になるんです。この3か所目が、最近できた埋立地の約倍近い面積のところが埋め立てられるということになるわけです。そして、ここ隣接している川が、名前は次郎九郎川と言います。この次郎九郎川がどこへつながるか。田村川というところにつながっていきます。この田村川はどこへ流れるか。野洲川に接続されていくんです。こういったことで、野洲に全く影響がないということが言えるのかということ、私は不思議で仕方ありません。

この埋立てによって、公害が発生するとしたら、もし発生したら30年、40年、50年後に初めてその影響が及んでくるんです。もうそのときには気がついて遅い。そのために、非常に今、公害というものが心配されているんです。

すいません、ちょっと見ていただきたいんですが、この、こことこの下の2か所がもう既に終わっているところ。黄色い丸がございます。これが今回の新しい埋立地。その右横に線が見えます。これが次郎九郎川。そして、それがつながるのが田村川。田村川から野洲川へと、こういった経路なんです。全て、今回の建設される予定地も全て、この次郎九郎川への傾斜地に埋立てがされているんです。また、今回、受注する会社の名前は言いませんが、その会社は今まで一切、産業廃棄物の処理、そういった仕事はされたことはない、実績のない会社が受け取っております。

今回のこの問題については、私のほうも資料をたくさん取り寄せています。大変、驚くような内容になっています。

○議長（津村俊二） 工藤議員、時間です。

○12番（工藤義明議員） すいません、時間超過で。

以上、これを紹介して、終わります。

○議長（津村俊二） 次に、通告第11号、第17番、稲垣誠亮議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 4期目の稲垣でございます。一般質問を始めさせていただきます。

1件目は、野洲駅南口周辺整備位置における容積率の引き上げと、観光案内所の設置提案について行わせていただきます。

1つ目です。野洲駅南口周辺整備を成功させる重要なポイントは、容積率の緩和であると考えます。少なくとも現在の400%から、600%以上に引き上げ、高度利用による経済的成長の促進を提案いたしますが、ステータスを含めてお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） それでは、稲垣議員の1点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

ご提案いただきました容積率の変更に限らず、今ある都市計画を変更し、都市構造を変えていくためには、本市の総合計画や都市計画マスタープラン等との上位計画との整合性ととともに、具体的かつ確実性のある事業計画等が必要になってまいります。

そのために、野洲駅南口周辺整備の具体的な事業計画等が形になってまいりましたら、必要に応じて容積率等の都市計画の見直しを積極的に検討してまいりたいというふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 事業計画という言葉が出ましたので、市長、ちょっと重複するかもしれないんですけど、ちょっと市長にもお伺いしたいと思います。

野洲駅南口周辺整備を成功させるためには、土地の高度利用を可能とする、私、容積率の緩和が不可欠であると考えております。現在の400%では十分な都市機能の集積が難しく、少なくとも600%以上への引き上げが必要であると判断しております。これによって商業、公共機能の拡充や人口減少対策に伴う居住人口の増加を通して、地域経済の成長を促進できると期待いたしますが、市長の見解はいかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

まだ容積率等の議論は庁内でもしておりませんので、ちょっとなかなか私もどれぐらい必要なのかというのは、正直、分からないというところが実際のところであります。ぜひ稲垣議員のこの400では駄目な理由、なぜ600が必要なのかということも、ご提示いただけると、今後の議論にも参考になるというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 市長、ありがとうございます。議論を都市建設部長のほうにちょっと戻しますが、容積率の引き上げを実現するための、ちょっと先ほどの部長答弁と重複するところがあるかもしれませんが、実現するための課題や、都市計画上の制約とか、そういったものは何かございますでしょうか。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 制約ということについては、今現在の容積率は400%の当該エリアでございますし、これは商業地域となっております。この地域のエリアですけれども、この都市計画図をご覧いただいたらそれが分かるということになるんですけれども、現在の駅前構想のAブロック、Bブロック、Cブロックが含まれたエリアが商業エリアで400%でございます。それ以外のDブロック、Eブロックにつきましては近隣商業で200%というさらに低い率になってございます。

今現在、構想の見直しを実施していただいております南口周辺整備につきましては、このDブロック、Eブロックも含めた形で検討いただいておりますので、今後の土地利用の活用に検討に当たりましては、構想エリア全体の容積率の見直しも検討する必要があるかというふうに思いますので、そうした考えを持ちながら、事業計画が形になってまいりましたら、庁内連携を図りながら進めてまいりたいというふうに思っている次第でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 今度は政策調整部政策監にお伺いしたいんですけど、容積率の緩和イコール高度利用の可能性というのは密接なつながりがあると思うのですが、多様な都市の機能の集積というふうにも捉えることができると思うんですが、例えばどのような方向が考えられるか。お伺いいたします。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） すいません、都市の集積、どのような形が見込まれるか。先般、特別委員会でご提示させていただいた、あれはあくまでも案ではございますが、3案、示させていただいた中で、例えばBブロックのところに宿泊施設であるとか、そこに係りまして、単なる宿泊施設ではなくて、飲食機能であるとか、商業機能とか、それが重なったものが入るということで、例として挙げさせていただいておりますが、例えばの例示で申しますとそのような形になるかと考えております。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 今、Bブロックのお話が出たんですけど、特別委員会、Bブロックだけ単体を見れば、私、一部、全部ではないんですけど、Bブロックであれば一部賛同できる部分はゼロではないのかなというふうに私思っています、あくまでもBブロックの案はモデルケースということだと思っております、その高度化利用によってあら

ゆる可能性がある。この案は絶対あり得ないと。今そういうステータスにあると考えて、政策監よろしいでしょうか。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 現在、構想の見直しを進めさせていただいております。これは平成27年に策定しました構想に基づきまして、これまでの経済情勢の変化とか、市民意向のニーズの変化も含めた中で今年度中に整えてまいります。その中で市民が求めるべきまちづくりというのは、一定、方向性は出ておりますので、これを踏まえた中で、あらゆる可能性は、これから民間さん主導で動いていただくことが多くなると思いますので、民間の需要とか、供給の状況も見ながら、定まってくるのかなと考えております。

これについては、来年度、各ブロックごとの計画を定めていくということでございます。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 先ほど、市長に居住人口の増加というワードも使って、これから庁内で固めていくということなんですが、市民からの要望で、居住人口の増加というワードが出てきた場合、それは今後の計画に影響を及ぼすのか、黙殺するのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） そこにつきましては、これまでの市民の意向も踏まえた上で、我々現在、構想の分析、取りまとめ、まずはDブロックをコアとしまして、人を動かしたいという思いが、今お示しをさせていただいておりますが、この中で、どういふふうに関各ブロックに機能を持っていくのかというのは、今年度中に明らかにしてまいりたいと考えております。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 分かりました。政策監並びに市長に期待してまいりたいと思います。

あと、都市建設部長にあとちょっともう1点お願いいたします。

この高度利用の活用に関して、容積率の今回通告を出しているんですが、こちらは理論上、滋賀県の慣習とか多々あるかと思いますが、どこまで、事業計画自体にもよると思うんですけど、都市計画上はどこまで引き上げが可能なんでしょうか。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 理論上といいますか、具体的な計画があつて、その計画を実現するためにどれぐらいの容積率が必要なのかということが再度問われますので、その説明ができるかどうかということに尽きると思います。ですので、先ほど来申し上げていますが、具体的な計画がどこまでの構想があつて、それを実現するために、これぐらいの容積が必要なんですというような説明がどうしても付きまといまいますので、卵が先か鶏が先かという議論になってしまうんですけれども、やはり具体の計画があつて、それを実現するというに尽きるということでございます。

なお、近隣のまちづくりの例、駅前の例でいきますと、県内では600がいくつかございますので、それもあるかなというふうに思いますけれども、今現状では野洲市が400ですので、いきなり600がいいのか、500で収めるべきなのかということも議論の余地はあるかなというふうな認識をさせていただいておりますけれども、先ほど来申し上げておりますように、その状況を踏まえながら検討していくというような状況でございます。

なお、都市計画マスタープランにおきましては、駅前の南口周辺につきましては、高層利用していくということを明記しておりますので、そこは積極的に我々取り組んでまいりたいという認識でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） ということは、理論上は計画そのものがそろえば青天井ということですか。滋賀県内ではマックス600というのは分かったんですが、計画次第では、それを超えることは理論上は可能ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） それの説明をどこまでできるかということになりますので、それと周辺の容積率の兼ね合い、日陰の問題ですとか様々な課題がございますので、そうしたことも、十分説明が耐え得る計画なのかどうかということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） なので、その辺の整理がきちんと、条件整理なり事業計画の整理ができれば、理論上ですよ、600を超える計画も可能なのかというのを端的に先ほどからお伺いしているんですけど、無理なら無理でおっしゃっていただいたらいいんですけど、お願いします。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） そのエリアを仮に600を超えるエリアとしたところで、その周辺が200であったり400であったりしますので、その辺の兼ね合いもありますので、現実的にどうかと言われますと、現実的には厳しいのかなという認識をさせていただいております。したがって、600というのが県内の実例でございますので、それを見合いながら、どういったことが実現可能なのかということを議論していくということでございます。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） この容積率の引き上げを検討する場合、先ほども従来から述べているとおり、経済的促進の効果を最大限にするということが必要になってくるかと思えます。政策調整部政策監にお伺いしたいんですけども、やはりそうやってきますと、都市基盤のところでも話題になっていましたけど、交通インフラとの整合性、タクシーとかいろんな問題を含めて検証することが不可欠と考えられると思うんですが、今後の検証では、それも当然入ってくるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 野洲駅南口周辺整備事業につきましては、通常の一般的な開発ではございません。市域のまちづくりに大きな影響を与える事業だという認識を持っております。ですので、区域だけでなく周辺に与える影響と市域全体に与える影響も考えた都市計画、先ほどの容積率の話もありますが、都市計画とかインフラ整備は必要でありますので、庁内関係各課と連携した上で、次年度の計画につなげてまいりたいと考えております。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） Bブロック、いいものの提案が上がってくることを期待しております。以上、容積率の引き上げについてお伺いしました。

続いて、次の論点に移りたいと思います。あわせて野洲市ボランティア観光ガイド協会からも要望が上がっている観光案内所の設置を提案いたしますが、ステータスを含めてお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、稲垣議員の2点目のご質問のほうにお答えさせていただきます。

令和7年度のボランティア観光ガイド協会さんの総会時に、会員様から野洲駅南口周辺に観光案内所を設置してほしいと、こういう旨のご意見があったと担当職員のほうからはお聞きしております。

観光案内所のほうは、本市を訪れます観光客さんが、地域の情報を簡単に取得していただいて、スムーズに観光を楽しむための役割を果たす施設であると、このように考えてございます。担当部局としてもその必要を認識しているところから、次年度以降に実施されます野洲駅南口整備事業基本計画の策定段階におきまして、設置の是非も含めて、関係部署で情報を共有しながら協議を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 私もこの観光案内所の設置については、恐らく本会議で2回ほどは発言しているんですけど、設置について。直接ボランティア観光ガイド協会さんからもお伺いいたしました。岩井議員、すいません。

やはり難しい案件だと思ってはいるんです。設置に当たって想定される課題、場所の確保であったり、運営の体制であったり、財源であったり、大変難しい問題ではあると思っ
てはいるんですが、どのように考えていらっしゃるか。これは割と何回もその議論に載せる中で、商工観光課さんの中で積み重ねていただいているかなと思うので、答弁を求めたいと思います。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 非常にちょっとお答えが難しいところなんですけれども、先ほどちょっとご回答させていただきましたとおり、野洲駅の南口の整備事業基本計画の策定段階で、新たに今後設置の是非も含めて検討してまいるということでございます。そのときに、もし仮に設置する方向で動くということであれば、当然、運営団体さんはどうするのかとか、その費用についても策定段階の中で議論していくのかなと、このように考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 今の答弁を聞いていると、設置する可能性も含めてということとは、設置する方向で、南口の一体開発で、以前の、今までの答弁では南口の整備の中で、設置する方向でというふうに私は理解はしていたんですが、それはまだ方向も、考えてい

ないということですか。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 私のほうで全てをちょっと申し上げるのにはちょっと権限が足りてなくて、当然、小池政策監のほう为主导で、野洲駅南口整備事業基本計画の中で、どのような形で、3案の中でいろんな配置計画があったように伺っております。その中で、観光案内所としてどうあるべきかというのを決めるとなると、当然、所管部局としては、当然その必要は認識しているということでご答弁をさせていただいておりますので、そういう方向で協議を進めさせていただけたらいいなというふうには考えております。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） ご指名のありました政策監、補足説明いただけますか。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） すいません。野洲駅南口周辺整備構想、これを今見直しを進めているわけですが、これまでの構想の中で、駅前の土地に観光案内所機能は必要だということ、ここはもう明確にうたっておりますので、ここについては、配置はする。現構想、これから見直ししますので、それをまた、議会にもご協議いただくことにはなりません、その方向については大きく変わらないと認識しております。

ただ、その観光案内所というイメージ、かねてから古い、古いというか、これまでのイメージと、やっぱり駅前のこの場所の中で、どのような行政機能が必要であるのか。観光案内だけじゃなしに他にも、必要な機能が出てきますので、それらとどう兼ね合いを持ってどのような形で場所というか、その機能を確保するののかというのはこれから検討してまいります。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 市長、期待してよろしいですか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 先ほどから稲垣議員がおっしゃっているのはちょっとなかなかイメージが湧かなくて、容積率をお聞きになったりとか、具体的にどういうことをイメージしてお聞きになっているのか、ちょっと全然お示しいただけないので、ちょっと何かこう宙に浮いたみたいな議論になってしまっているんですけど、今の話をトータルして考えますと、稲垣議員は、Aブロックにそういう行政機能も持った複合的な建物を建てて、その中にこういう観光案内所を設けたらいい、そのようなご主張だなというふうにはちょっと私は

推測したんですけども、今のところは3案示させていただきましたけども、Aブロックにそういう公共的な機能を持った600%ということは案には上がっておりませんし、今現段階ではそれは考えておりませんので、基本的には、現段階ではですよ、3つの案の中のどこかにそういう機能を設けるかどうかということを考えていきたいというふうな認識をさせていただきます。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 僕、場所は特にこだわってはいないです。都市基盤の2案の中で、公園のところには小屋みたいな、小屋じゃないな、Aブロックに建物があったじゃないですか。あそこでもいいだろうし、Bブロックの中に入るのもいいだろうし、特に場所についてはこだわってはいないんですが、その辺は、共有していただける部分というのがありますか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 今、稲垣議員が前提として考えていただいているのは、Aブロックには市民広場があって、そこに店舗なりがあるという案を示させていただいていますけども、そこに入れるという案、それからBブロックは複合的な建物が提示されていたと思いますが、そこに入れる案、こういったことを想定して、お話いただいているんだというふうに思っておりますので、そのような共通認識ができたなというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） ちょっと一旦持ち帰りたいと思います。ありがとうございます。以上、観光案内所についてお伺いいたしました。次の質問について移ります。

2つ目です。みんなのヒーロー病児保育室とう太について、第2回目の質問をさせていただきます。

1つ目です。本年度の全国病児保育研究大会における、野洲市の病児保育の取り組みにおける発表内容の成果についてお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、稲垣議員の病児保育室とう太についての1点目のご質問にお答えいたします。

本年度の全国病児保育研究大会では、本市で病児保育事業を実施されております病児保育室とう太の上田医師が、「鼻かみ指導の医学的有用性に関する考察～鼻かみは中耳炎の

予防に有効か～」をテーマに、また、同病児保育室の保育士さんが、「地域に根づき、共に育つ病児保育室～みんなをつなぐうさじろう～」をテーマに、講演のほうをされておられることは存じ上げておりますけれども、資料のほうが入手できませんでしたので、詳細につきましては把握できておりませんが、今後、発行されます「とう太通信」の中で、講演の内容を取り上げられるというふうに聞いておりますので、発行されましたら、ぜひ拝見させていただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 政策監、私も直接現場で講演を聞いたわけではないので、先生からの聞き及びなんですけど、当日は、立ち見が出るほど満員の聴衆の中で、野洲市の病児保育の取り組みを講演、発表されて、反響がとても大きくて、一緒に発表したとう太さんの保育士さんも全国から数多くの問い合わせをいただいているそうなんです。中耳炎の予防に有効とするデータも出ていることから、これこども課としても情報精査の収集を行う価値が非常に私は高いのかなと思うんですが、所管としていかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、稲垣議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、残念ながら講演の内容につきましては、私どものほうでも出席のほうさせていただいておりませんので存じ上げませんが、今のお話から、先生はじめスタッフの皆様が、病児保育のみならず子どもたちの支援にも熱意を持って取り組んでいただいているというふうに感じております。そのことが、今、提供いただいている質の高いサービスにつながっているものと認識しておりますし、高く評価のほうをさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 原課さんとともに、議会の立場からも、一生懸命僕も勉強してまいりたいと思います。

では、次に参ります。現在、当該施設は年間1,500名近くの利用がある一方で、人件費、社会保険料等の負担が重く、年間約2,800万円の赤字を抱えております。長期化すれば、事業の存続自体が困難になることから、慢性的な赤字や職員確保、これは例え

ですが、勤務保育士の広域入所の加点対象や保育料の補助等ございますが、の課題をどのように認識し、市独自の支援を含めて検討されているのか、お伺いいたします。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、稲垣議員の2点目のご質問にお答えいたします。

病児保育事業は、国の交付金を活用しておりますけれども、この交付金は、本事業の利用者数に応じて増減をいたしております。現状といたしまして、本事業の運営経費は、国の交付金、県の補助金及び市の負担金だけでは賄い切れず、病児保育室とう太さんの負担が生じている現状でございます。このため、安定して事業を運営するための収入確保が課題であると考えているところでございます。

また、職員の確保につきましても、保育園やこども園と同様に保育士不足の影響を受けておられまして、保育士の確保が課題となっております。

市としましては、病児保育室とう太さんが安定的に運営できるよう、保育士の確保に向けた施策を検討する必要があると認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 今、答弁ありました保育士の確保という点で、大変、とう太さんは悩まれている、先般、病児保育室とう太の近江八幡市在住の保育士さんが、育休明けまして、地元の保育所に入所できなくて待機児童になった場合を想定して、野洲市内の保育所で、広域入所において優先入所の加点対象となるかを確認されたんです。そうするとこども課さんからは保育士を優遇しても野洲市内の待機児童解消にはつながらないから、野洲市内勤務の保育士のカウントにはならないとする回答が来たとのことなんです。

また、野洲市では市内在住の保育士のお子さんの保育料を補助する制度もありますが、病児保育室とう太さんの保育士は対象外と言われて、その職員さんは守山市に転居されて、新居を構えられてしまったんです。私はこれ、課題解決等かなり必要なのではないかとと思うんですが、政策監の見解はいかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、稲垣議員の再質問にお答えいたします。

保育士に対する加点や補助金の制度など、市で行っております保育士の確保の施策につきましましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、待機児童対策を前提に実施している

ものでありますため、現状のままでは病児保育室の保育士さんを対象にすることができない制度となっております。

ただ、病児保育室の保育士さんにつきましても、公立園や民間園の保育士と同様、本市の子育て支援を担っていただいている保育士さんでありますし、人材確保もまた本市の同様の課題であると考えております。

病児保育室の安定した事業運営のためには、人材確保は必要不可欠であると認識のほうさせていただいておりますので、すぐに制度のほうの変更というのは難しいところもありますけれども、制度のあり方につきましては、今後、検討していく必要があると認識をさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） それで、そんな悠長に言ってもらえないんです。現実には、常勤保育士さんが7名在籍されているんですけど、来年3名が同時に妊娠されて、復職予定の保育士さんが万が一待機児童になってしまえば、本市の病児保育の事業の存続が不可能になるんですよ。そのあたりの危機感がまるで感じられないんですが、大丈夫ですか。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

病児保育室とう太さんの事業というのは、市にとって大変重要なものであると認識させていただいておりますし、質の高いサービスを提供いただいていることに関しましては、感謝申し上げているところでございます。

こういった事業ができなくなるということにつきましては、市のほうでも大変危機感を持っておりますが、今現状としてすぐここで制度のほうを変えますといったようなお答えができませんので、うちのほうでも検討させていただきまして、病児保育室とう太さんの経営が安定的に行えるような施策については、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 信じております。これはちょっともし市長が答弁可能だったらお伺いしたいんですけど、市長もたしかとう太さんのほうにお伺いされたことがあると

思うんですけど、簡単な内容なんですけど、この常勤保育士の方々から、今の件の延長なんですけど、これほどまでに真摯に野洲市の病児保育に向き合ってきてても、私たちは野洲市の保育士としては認めてもらえないんですと、医院長に言われたそうなんですよ。医院長も返す言葉がなくて、こちらの常勤保育士さんが野洲のスタッフがなくて、開院以来7名のスタッフがいらっしゃるんですけど、3名が守山、2名が竜王、同じく2名が近江八幡に住居を構えていらっしゃって、配偶者はJR沿線に勤務しているにもかかわらず、誰ひとり野洲市内に新居を構えていらっしゃらないんです。理由はこれすごくシンプルで、子育てにこれといった魅力を感じないからということだそうです。たまたまこの7名の方々が、そういう考えをお持ちなのかもしれませんが、政策監との話の流れから続けて、市長もとう太さんにお伺いされたということを知ったので、この危機感なりを市長の見解をお伺いできればと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） ご質問にお答えいたします。

確かに行かせていただきました、きめ細やかなサービスを行っていただいています、実は、この病児保育につきましては、この市町の首長会議のほうでも議題になりました。この辺のサービスが手薄な守山、湖南市、こういったところから、やはり広域的な対応をしてほしいという声もありました。これはまさに野洲市がとう太さんのご努力、ご尽力によってできたものでありますが、野洲のまさに売りであるというふうに思っております。これはどこにでもない。それが野洲にしかない。これが、私は子育てについては、野洲市の魅力の1つだと思っております、決して魅力が何もないから他市に行ったということとはちょっと違うんじゃないかなと。こういった特徴的な制度がしっかりあるわけなので、ということなので、また別なところに原因があるのではないかなというふうに私は感じております。

とはいえ、この制度を本当に、子育てする保護者、お父さんお母さん、また子どもにとっては大変心強いものでありますので、何としてもこれは残す形で、我々も努力できることをしていきたい。ポイントは、運営面とあと人材の確保ということでありますので、その両面をどうやって解決をしていくのかということ。なかなかすぐには答えが見つかりませんが、できる限りのことをしていきたいと、このように考えております。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 政策監、すぐに、制度設計の問題ですから、すぐに何か即断

できるものではないとは思ってはいるんですが、やはり今後、期待したいんです。本来であれば、先ほど近江八幡市の保育士さんは、自身のお子さんが待機児童になって、今、復職できていない状況なんですけど、おとといの8日、判明したことなんですけど、来年4月の保育所の入所もかなわなかったそうなんです。当然、そこで定員が、先生の保育士さんの人数が1人そろえられなくなったということは、結構大きな影響だと思うので、情報提供として、お渡ししておきます。

では、次行きます。県民であれば、誰もが等しく病児保育を利用できる体制を構築することは、経営安定だけではなく、子育て世帯の安心にもつながります。野洲市における病児保育の利用率は全国平均の約4倍と突出しており、これは健康福祉部こども課と、病児保育室とう太さんが連携しまして、積極的に周知活動を行ってきた成果であると考えております。

一方で、広域化で他市を申し込むことが可能となれば、野洲市民にとっても大きなメリットがあります。広域連携による当該施設の経営安定化と県民サービス向上の観点から、政策監にお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、稲垣議員の3点目のご質問にお答えいたします。現在、本市の病児保育事業を利用できる方は、市内在住と市内在勤の方となっておりますが、広域連携になりますと市外在住の方も利用できるようになります。病児保育事業の経営的な観点からいたしますと、収入確保の機会が増え、より安定した運営に寄与するものと考えております。

また、県民サービス向上の観点からいたしますと、利用できる施設が増えることになり、例えば、野洲の市民の方が通勤途上にある市外の施設を利用できるようになるなど、利便性の向上につながるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） ということであれば、本市としては、広域連携化に関しては賛成の立場ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、稲垣議員の再質問にお答えいたします。

少子化が進む中ではございますけれども、共働き世帯の増加ですとか、パートからフル

タイムへとといった働き方の変化によりまして、保育ニーズが高まっているという現状を考えますと、病児保育事業につきましてもニーズは高いと考えております。非常に重要な事業であると認識をしております。

今後、事業継続のためには、経営の安定は不可欠でありますし、保育事業の広域化につきましては、前向きに検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 広域連携化はいまだ実現できていないわけですが、平成30年から病児保育室とう太さんからこども課さんを通じて、滋賀県の子ども若者部子育て支援課に、広域化の要望を繰り返し毎年伝えていただいていると思うのですが、反応について時系列で詳細にお伺いします。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） 4点目のご質問でよろしかったでしょうか。

それでは、稲垣議員の4点目のご質問にお答えいたします。

確認できます範囲で調べましたところ、令和4年に行われました病児保育室とう太さんと市の協議で、近隣市町との広域利用を求める要望がなされているということを確認しております。市のほうでは、同年、滋賀県主催の子ども政策担当部長会議におきまして、病児保育の広域利用を議題に上げまして、各市町の考え方と県の意向を確認しております。県は既に市町間で協定を締結して実施している例があるため、それぞれの事情に応じた対応が必要であるとしております。

その後、県におきましては、広域化に向けた検討を進め、令和7年1月14日に開催されました首長会議では、現場の実情や課題を踏まえて、広域連携を推進することで合意のほうをいたしております。

さらに、2月に開催されました子ども政策推進会議で協議が行われ、病児保育広域連携推進会議が設置されまして、翌3月に会議のほうが開催されております。

今年度も会議を開催するとともに、県内事業所へのアンケートを実施し、広域化の実施に向けた検討を引き続き進められているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 先般、施設側から、本当に県に届いているのかというその不

安のお声をいただいたんです。施設側が県側に伺ったところ、そのような要望は存在しないというふうに、とう太さん側に返されたようで、その辺は、実際のところは正確には分からないんですけど、この不安があったということを重く受け止めて、その不安のことは、こども課、原課のほうも聞いていらっしゃると思うんです。職員の変更とかいろいろありますけども、これを重く受け止めて、この伝達とか情報共有のあり方を恐らくペーパーで残したりとかされていなかったと思うので、そういったところの反省点というのは僕はあろうかなとは思いますが、その辺の反省については、原課の対応は問題なかったもしくはちょっと一部不手際があったというふうに思っているのか、答えられる範囲でお願いします。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

先生とのやり取りにつきましては、そういった記録のこともご指摘いただいておりますので、現状としてはきちんと残させていただいているところでございますけれども、以前、どの時点でどうであったかというところまでは、ちょっと今、把握できませんのでお答えはできませんけれども、先生が聞いていないとおっしゃっているようなこともございますので、きちんと連絡を密に取りまして、情報共有のほうは今後もさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） ぜひ、いい関係を構築して病児保育を発展させていただけたらと思います。

では、5番に行きます。病児保育施設整備事業費補助金、財産処分に係る補助金返還額の償還免除期間の制度運用についてお伺いたします。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、5点目の質問にお答えさせていただきます。

補助金の償還免除期間とは、補助金を受けた事業者が返済義務を免除されるために、一定期間その施設を継続して運営しなければならない期間を指しております。子ども・子育て支援施設整備交付金を活用して病児保育施設を取得した場合、こども家庭庁の基準に基づく処分制限期間は24年とされております。

以上、お答えといたします。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 最新の制度運用に関わる資料等、情報提供等については、原課でいつでも提供できるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） 議員お見込みのとおり、先生のほうから要望がございましたら提供のほうはさせていただきたいと思います。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） では最後の質問に参ります。

健康福祉部子ども課の後押しのもと、病児保育室とう太さんの看護師と、保育士が市内の認可教育・保育施設に積極的な訪問型循環支援事業を行っていらっしゃいますが、その成果についてお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、6点目のご質問にお答えいたします。

現在、病児保育事業の一環といたしまして、病児保育室とう太さんの保育士、看護師の方が市内の各園に訪問いただきまして、保育士の方からは、園児に対しまして、手の洗いか、鼻のかみ方、排便習慣を、また、看護師の方には、各園に勤務する職員に、子どもの病気に関する研修会を行っていただき、顔の見える関係づくり及び子どもの健康を支える取り組みを実施していただいているところでございます。

本市といたしましても、児童及び職員に対しまして、専門的な知見でご指導いただく効果を期待しているところでございます。

また、保育士の方が各園にご訪問いただくことによりまして、病児保育室を利用する際の子どもたちへの不安軽減にも大きな効果があると考えております。

病児保育の事業を運営いただくに当たりまして、国交付金、県補助金及び市負担金で補えず負担が発生している状況の中で、積極的にいろいろな工夫、提案をいただきながら、巡回指導を行っていただいていることにつきまして、大変感謝申し上げているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 今後も重要パートナーとして、原課として常に連携して、よい病児保育をつくっていただけたらと思うので、期待しております。

以上です。

○議長（津村俊二） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、11日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。（午後4時55分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和7年12月10日

野洲市議会議長 津村俊二

署名議員 永島知香

署名議員 遠藤総一郎